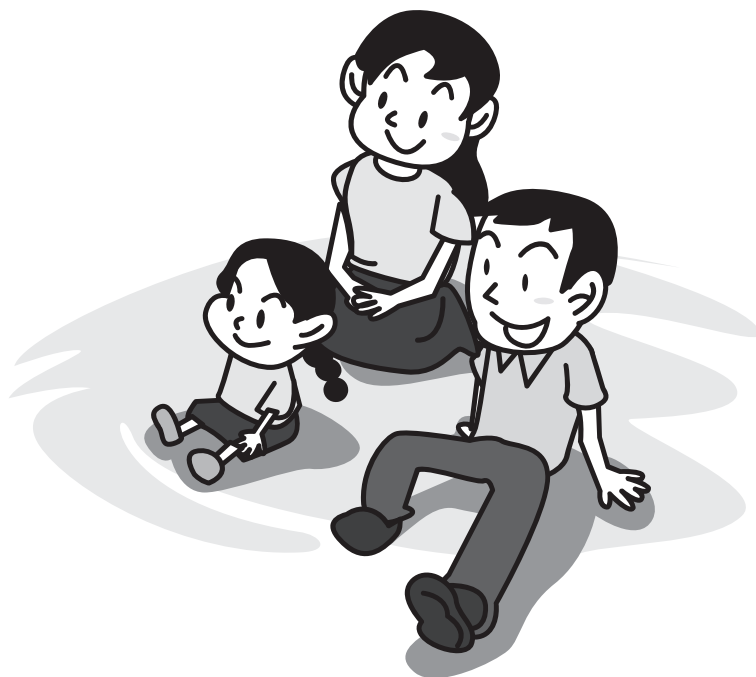


いきいきこどもプラン

～出雲市子ども・子育て支援事業計画～



平成27年3月

出雲市

目 次

第1章 計画策定にあたって	
Ⅰ 計画策定の趣旨・位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
Ⅱ 計画の基本的視点	4
Ⅲ 計画の期間	5
Ⅳ 計画の対象	5
Ⅴ 策定の方法	6
1. 出雲市子ども・子育て会議の設置	6
2. ニーズ調査の実施	6
3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項	6
4. 関連する計画等	7
5. 策定スケジュール	8
第2章 計画の基本的な考え方	
Ⅰ 基本理念	9
Ⅱ 施策の体系	11
第3章 施策内容	
Ⅰ 育児力・教育力の向上	13
1. 保護者の育児力の向上	13
2. 家庭や地域の教育力の向上	14
3. 次代の親の育成	15
Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり	16
1. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	16
2. 健やかな発育・発達を支える	19
3. 基本的な生活習慣の確立支援	20
Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進	21
1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実	21
2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える	24
3. 子どもの健康・体力づくり	27
4. 子どもの生きる力の育成	28
Ⅳ 仕事と子育ての両立支援	30
1. 子育てに関する多様な支援の充実	30
2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し	32
3. 男女共同参画社会の推進	33

V	子育てを応援する地域づくり	34
1.	地域における子育て支援	34
2.	児童虐待防止対策の充実	36
3.	子どもの健全育成	38
4.	ひとり親家庭等の自立支援の推進	40
第4章 5か年事業計画（量の見込み・確保方策）		
I	教育・保育等の提供区域	42
1.	教育・保育等の提供区域とは	42
2.	本市における教育・保育等の提供区域	42
II	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	43
III	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
1.	利用者支援に関する事業	47
2.	時間外保育事業	48
3.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	49
4.	乳児家庭全戸訪問事業	51
5.	養育支援訪問事業	52
6.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	53
7.	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	54
8.	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	55
9.	一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	57
10.	病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）	60
11.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）	62
12.	妊婦に対して健康診査を実施する事業	63
13.	実費徴収に係る補足給付を行う事業	64
第5章 計画の進行管理		
I	計画の進行管理	65
資料編		
○	子どもや子育て家庭を取り巻く状況	66
○	子育て支援に関するアンケート調査結果	78
○	出雲市子ども・子育て会議	140

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・位置づけ

1. 計画策定の趣旨

- 本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 17 年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」を、平成 22 年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を策定し、「子育てに喜びを実感できる社会の実現」を基本理念に、次世代育成の施策に積極的に取り組んできたところです。
- このような中、国においては、平成 24 年に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連 3 法が制定されました。関連 3 法は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、制定されたものです。また、制定された子ども・子育て支援法では、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。
- 本市における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付けることとし、平成 27 年度～平成 31 年度を計画期間とする本計画を策定しました。

子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容

【子ども・子育て関連 3 法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律
- 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

【主な内容】

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ「認定こども園」の普及等を図る。
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域のニーズをふまえ、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図る。
- 地域の子ども・子育て支援の充実
子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう、子ども・子育て支援の充実を図る。

子ども・子育て支援法の概要

【公布年月日】

- 平成 24 年 8 月 22 日公布

【施行期日】

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 4 月 1 日までの間において政令で定める日から施行。ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備等は公布の日等から施行。

【概要】

- 目的…第 1 条
この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 基本理念…第 2 条第 1 項
子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画…第 61 条第 1 項
市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法の概要

【公布年月日】

- 平成 15 年 7 月 16 日公布＜27 年 3 月 31 日までの時限立法＞
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日公布＜37 年 3 月 31 日まで延長＞

【施行期日等】

- 公布の日等から
市町村行動計画の策定規定の改正（任意化）は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行

【概要】

● 目的…第 1 条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

● 基本理念…第 3 条

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

● 市町村行動計画…第 8 条第 1 項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする⇒ことができる。(子ども・子育て支援法の施行の日から施行)

2. 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、出雲市総合振興計画「出雲未来図」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとなりました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりとはもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。

Ⅱ 計画の基本的視点

この計画を策定するにあたっての基本的な視点は次の3点です。

① 子どもの最善の利益の実現という視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場に立つことで、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できる、すなわち「子どもの最善の利益」が実現されるための施策の展開を図ります。

また、子ども・子育て支援は、心身ともに健やかな子どもが育つよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

② 子育てをする保護者支援・保護者の自立という視点

子育ては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育てに取り組むという観点から施策を推進します。

また、保護者自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際の子育てを通じて、子どもが成長していく姿にふれることで成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援し、保護者として子育てに責任をもち、主体的に子育てに関わっていく意識づくりをしていくという観点から取り組みを進めます。

③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

子どもは社会を構成する重要な一員であり、子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭はもちろん、地域、企業、関係機関、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携した施策を推進します。

また、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化などの問題をふまえ、全ての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めます。

Ⅲ 計画の期間

- 子ども・子育て支援法において、市町村は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした子ども・子育て支援事業計画を定めるとされています。したがって、この計画は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年間を計画期間とします。

計画期間	年度									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	いきいきこどもプラン ～いずも次世代育成支援 行動計画(後期計画)～					いきいきこどもプラン ～出雲市子ども・子育て支援 事業計画～				
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画										

Ⅳ 計画の対象

- 本計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。
また、本計画において、「子ども」とは18歳までを指します。

V 策定の方法

1. 出雲市子ども・子育て会議の設置

- 本計画の策定に際して意見を聴くため、また、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のために必要な事項を調査・審議いただくために、「出雲市子ども・子育て会議」を設置しました。
- 専門的な事項を調査・審議いただくために、子ども・子育て会議に以下の3つの部会を設置しました。
 - ◆幼稚園・保育所課題等検討部会
 - ◆社会養護検討部会
 - ◆発達支援検討部会

2. ニーズ調査の実施

- 子育て家庭の現状とニーズを把握するため、保育・教育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項

- 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項については、以下のとおり記載しています。

必須記載事項		記載場所
● 教育・保育提供区域の設定	第2項第1号	第4章Ⅰ-2
● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第2項第1号	第4章Ⅱ
● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第2項第2号	第4章Ⅲ
● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (認定こども園普及についての考え方、保幼小連携の推進など)	第2項第3号	第3章Ⅲ-1

任意記載事項		記載場所
● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	第3項第1号	第3章IV-1 (1)
● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	第3項第2号	
・ 児童虐待防止対策の充実		第3章V-2
・ ひとり親家庭の自立支援の充実		第3章V-4
・ 発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実		第3章III-2
● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	第3項第3号	第3章IV-2

4. 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図って計画を策定しました。
- 計画の推進にあたっては、関連する各計画との連携を図り、進めていきます。

上位計画

- 出雲市総合振興計画 新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」
[平成 24～33 年度]

関連する他分野の計画

- 第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [平成 24～28 年度]
- 第2次出雲市DV対策基本計画 [平成 24～26 年度] ※
- 第2期出雲市教育振興計画 [平成 25～28 年度]
- 出雲市健康増進計画（出雲市母子保健計画含む） [平成 20～29 年度]
- 第2次出雲市食育のまちづくり推進計画 [平成 24～28 年度]
- 第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [平成 25～29 年度]
- 第3期出雲市障がい福祉計画 [平成 24～26 年度] ※
- 出雲市子ども・若者ビジョン [平成 24～28 年度]
- 出雲市放課後子どもプラン [平成 19 年度～] ※

※次期の計画と連携・整合を図ります。

5. 策定スケジュール

平成25年10月10日	<u>第1回子ども・子育て会議開催</u>
11月6日	第1回幼稚園・保育所課題等検討部会開催
12月9日	第1回社会養護検討部会開催
17日	第1回発達支援検討部会開催
平成26年 1月～2月	アンケート集計・分析 (アンケート回収期間:平成25年12月～26年1月)
2月27日	第2回社会養護検討部会開催
28日	第2回幼稚園・保育所課題等検討部会開催
3月10日	第2回発達支援検討部会開催
24日	<u>第2回子ども・子育て会議開催</u>
5月12日	第3回発達支援検討部会開催
21日	第3回社会養護検討部会開催
6月2日	<u>第3回子ども・子育て会議開催</u>
7月11日	第3回幼稚園・保育所課題等検討部会開催
14日	第4回発達支援検討部会開催
22日	第4回社会養護検討部会開催
8月6日	第4回幼稚園・保育所課題等検討部会開催
18日	第5回発達支援検討部会開催
28日	<u>第4回子ども・子育て会議開催</u>
9月1日	<u>第5回子ども・子育て会議開催</u>
	<計画素案作成>
10月10日	パブリックコメント(意見公募)実施 (11月10日まで)
平成27年 1月28日	<u>第6回子ども・子育て会議開催</u>
3月	計画策定

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

全ての子どもが、地域の人々等に見守られながら、笑顔あふれる明るい家庭で大切に育てられ、健やかに成長することは社会全体の願いです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある出雲市の担い手の育成につながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育てについては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人々が、子どもの育ちや子育て支援に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現をめざします。

基本理念

子育てに喜びを実感できる社会の実現

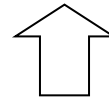
めざす姿

子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも
 明日のいずもを担う子どもが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら
 自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり



基本理念

子育てに喜びを実感できる社会の実現



親子の成長を支える環境づくり

※個々の子どもの育ち、保護者の育ちの支援

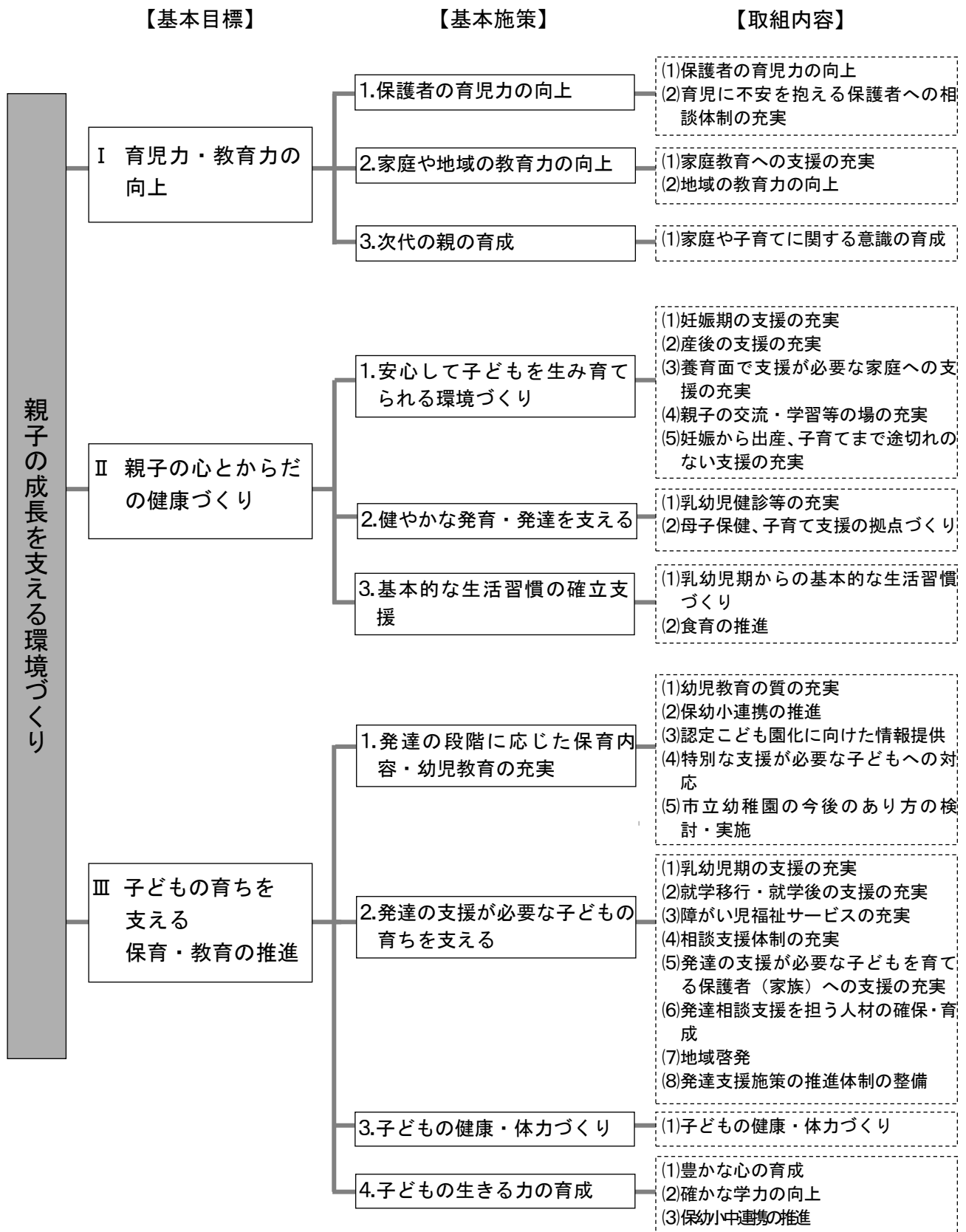
基本目標 I	基本目標 II	基本目標 III
育児力・教育力の 向上	親子の心とからだの 健康づくり	子どもの育ちを 支える 保育・教育の推進

子育て家庭を応援する環境づくり

※社会の支援体制づくり

基本目標 IV	基本目標 V
仕事と子育ての 両立支援	子育てを応援する 地域づくり

II 施策の体系



【基本目標】

【基本施策】

【取組内容】

子育て家庭を応援する環境づくり

IV 仕事と子育ての両立支援

1. 子育てに関する多様な支援の充実

- (1) 保育サービス等の充実
- (2) 幼稚園預かり保育の充実
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 情報提供の充実
- (5) 保護者負担の軽減

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

- (1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

3. 男女共同参画社会の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) 地域における男女共同参画の推進
- (3) 教育現場等における男女共同参画の推進
- (4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

V 子育てを応援する地域づくり

1. 地域における子育て支援

- (1) 全ての子育て家庭のための支援
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実
- (3) 子育て支援センターの充実
- (4) 地域に開かれた学校づくり
- (5) 子育て支援のネットワークづくり

2. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 予防啓発活動
- (2) 研修活動
- (3) 児童相談体制の充実・強化に向けた取組
- (4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実
- (5) 進行管理台帳管理の充実

3. 子どもの健全育成

- (1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実
- (2) 相談・支援体制の充実

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 子育てや生活の支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 相談機能等の充実

第3章 施策内容

<具体的取組> 記載内容の説明

- 充実 …これまでの取組（制度）を、量的にも内容的にも拡充等して取り組む場合に記載
- 継続 …これまでの取組（制度）を継続して実施する場合に記載（量的な拡大のみの場合も含む）
- 検討 …新規の取組（制度）等について、体制や方策などを検討したうえで実施する場合に記載

I 育児力・教育力の向上

少子高齢化の進行や核家族の増加に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、育児に自信がもてない保護者が増えています。

保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域の資源を活用しながら、保護者の育児力の向上、家庭や地域の教育力の向上、次代の親の育成に取り組みます。

1. 保護者の育児力の向上

現状 課題	○育児に自信がもてない保護者が増えており、自己肯定感を高める、育児を楽しむ環境づくりを進める必要がある。 ○身近に子育て中の仲間が少ないなどの理由により孤立感、疲労感などを覚える母親が増えており、身近で気軽に相談できる場が必要である。 ○相談窓口が分かりにくい。
----------	---

めざす 姿	○保護者が地域から孤立することなく、相談できる場、支援を求める場が身近にある。
----------	---

※「めざす姿」…本計画の対象である子どもとその家庭、地域、企業、関係機関、行政など社会全体で「めざす姿」です。

【対応】

(1) 保護者の育児力の向上

地域での子育ての仲間づくりを支援するとともに、身近な相談者として、子育て経験者を地域の子育てサポーターとして養成・配置するなど、子育てに対する自信の醸成につなげ、育児力の向上をめざします。

<具体的取組>

- ①子育て支援センターでの各種事業の継続
- ②子育てサポーター事業の充実
- ③保育所の子育てケアアップ事業の継続

(2) 育児に不安を抱える保護者への相談体制の充実

母子保健分野、福祉分野など各分野の相談者が共通認識をもち役割分担をしながら助言・支援ができる相談体制の充実を図ります。

保護者からの相談に対応する窓口の明確化を図ります。

<具体的取組>

- ①乳幼児家庭訪問事業の充実
- ②妊婦乳幼児健康相談の充実
- ③児童相談事業の継続
- ④子ども家庭支援相談事業の継続
- ⑤発達クリニックの継続
- ⑥発達障がい児の専門相談の継続（情緒障がい児等発達支援事業）
- ⑦子育て支援センターでの利用者支援事業による相談の実施

2. 家庭や地域の教育力の向上

現状課題	○少子化、両親の共働きなどにより、保育所、幼稚園、認定こども園、学校など子どもの所属の中での生活時間が長く、異年齢・地域との交流の機会が少なくなっている。 ○メディア等の発達により、コミュニケーション方法が変化してきている。 ○子どもの成長発達に応じた関わりが分からず育児不安になる傾向がある。
めざす姿	○親子が豊かな自然環境、教育環境の中で暮らしを楽しみ、幅広い世代の人々と交流する中で、子どもの成長や発達の段階に沿った学びができる。

【対応】

(1) 家庭教育への支援の充実

乳幼児健診や、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において多くの保護者が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

<具体的取組>

- ①乳幼児健康診査事業での情報提供
- ②保育所・幼稚園・認定こども園・学校等での家庭教育の充実
- ③食育のまちづくり事業の推進（離乳食・幼児食教室・栄養士出前講座等）

(2) 地域の教育力の向上

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、地域の高齢者等の参画を得ながら、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①青少年の健全育成活動の継続
- ②高齢者等の参画を得た地域活動の継続
- ③放課後子ども教室推進事業の充実

3. 次代の親の育成

現状 課題	○子どもは、やがては次代の社会を担い子育てをする存在であり、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための取組を進める必要がある。
めざす 姿	○男女が互いに協力して家庭を築くことや、共に子どもを育てる意識をもっている。

【対応】

(1) 家庭や子育てに関する意識の育成

男女が互いに協力して家庭を築くことや子どもを育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携をとり推進します。

中学生や高校生が、子どもを育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センターなどを活用し、乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。

< 具体的取組 >

- ① 男女共同参画のまちづくり推進
- ② 食育のまちづくり事業の推進
(食育講座、食のボランティアによる食育活動)
- ③ 保育所等での中高生保育体験事業の継続
- ④ 妊娠期における両親参加の教室の継続

Ⅱ 親子の心とからだの健康づくり

妊娠・出産・育児期は、親の心身の変化に加え、ライフスタイルが大きく変化する時期であり、子どもだけでなく、子どもを取り巻く家族の健康を支えることが必要です。

また、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保によって、安心して出産できる環境を整備し、その後の育児に楽しく取り組めるようにすることが大切です。

保護者の育児不安を軽減し、のびのびと育児を楽しむことができるよう、母子保健事業を中心に、広く子育て家庭から次代を担う子どもを対象とした施策の充実に取り組みます。

1. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

現状 課題	<ul style="list-style-type: none">○妊娠期から、子育てに不安を抱える妊婦（家庭）が増えている。○地域や家族関係の希薄化、核家族化等により、出産後や子育て中に相談者・支援者がいない家庭が増えている。○低出生体重児[*]の割合が、国・県に比べて高くなっている。 ※低出生体重児：出生体重が2,500g未満の乳児○妊娠期の状況把握が重要である（妊婦の心と身体の状態、支援者の有無、相談者の有無、心配なこと等）。○妊娠期の不安の軽減、育児不安の軽減につながる、母親に寄り添った取組を進める必要がある。○養育面で支援が必要な家庭への支援を充実させる必要がある。○訪問、相談等を充実させるために人材を確保する必要がある。
めざす 姿	<ul style="list-style-type: none">○安心して子どもを生み育て、子育ての喜びを実感できる環境が整っている。<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保により、安心して出産ができる環境づくり・育児不安の軽減により、子育てに喜びや楽しみを感じられる支援体制づくり・妊娠期・出産・育児の間の支援を途切れることなく展開する

【対応】

(1) 妊娠期の支援の充実

妊娠届出時に妊娠期の体調、心配なことや産後の支援者の有無等の把握を行い、産後の支援につなげます。

父親・母親になる準備のための教室や仲間づくりの場の提供、助産師や保健師による妊娠中からの訪問・相談等により、安心してあかちゃんを迎えることができるよう支援します。

< 具体的取組 >

- ① 妊娠届出時の相談の充実（心配なこと・食生活、産後うつ予防、歯科検診のすすめ等）
- ② 母子健康手帳の発行
- ③ 妊婦健康診査事業の継続（14回分の妊婦健診受診券の発行による健診受診勧奨、健康管理、経済的支援）

4章Ⅲ-12

- ④助産師と連携して実施する「あかちゃんのお世話教室（妊娠期における両親参加の教室）」の充実
- ⑤必要時・希望時の妊婦訪問・相談の実施
- ⑥医療機関等との連携強化による妊娠期からの支援・調整

(2)産後の支援の充実

妊娠・出産、子育て中は、ライフサイクルや体調が大きく変化する時期であり、子どもだけでなく保護者（家族）の健康を支えることが重要です。保健師や助産師により乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、母親の心の健康への支援も行います。

地域の子育て支援者でもある民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーター等の協力を得て、身近な地域の子育て支援情報の提供や、地域子育てサロン等へのつなぎを行い、孤立感の緩和を図ります。

<具体的取組>

- ①生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問の充実 **4章Ⅲ-4**
 - 1回目（市保健師、委嘱助産師による訪問）
 - 2回目（あかちゃん声かけ訪問員：民生委員児童委員、主任児童委員、子育てサポーターによる訪問）
- ②訪問員のスキルアップ研修の充実
- ③子育てサポーターの育成・交流・地域ごとの連絡会等の充実
- ④産後うつ予防のための質問票の活用と評価
- ⑤医療機関等との連携強化

(3)養育面で支援が必要な家庭への支援の充実

育児について気軽に相談できる体制の整備を行います。

養育面、育児面での支援が必要な家庭へは継続した支援を行います。産後の支援が受けられない家庭へは育児支援スタッフの派遣等の支援を充実させます。

<具体的取組>

- ①乳幼児訪問事業、未熟児訪問事業の充実 **4章Ⅲ-4**
- ②すこやか訪問事業（養育支援訪問事業）の充実と適切な支援の提供 **4章Ⅲ-5**
- ③未熟児養育医療費給付事業の継続
- ④乳幼児健康相談事業の充実

(4) 親子の交流・学習等の場の充実

孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集える場、交流や仲間づくり、学習を行うことができる場を充実させます。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 **4章Ⅲ-7**
- ②各地区の育児サークル、子育てサロン等の充実
- ③親支援教室（親支援グループミーティング）の充実

(5) 妊娠から出産、子育てまで途切れのない支援の充実

妊娠期からの親子の健康づくりを推進するために、母子保健分野の関係機関・団体・関係者・行政等のネットワークを強化します。

子育て支援に熱意のある市民を子育てサポーターとして委嘱し、地域における子育て支援の推進を図ります。

相談・訪問等の充実にあたり、助産師・保健師等のスタッフを確保します。

<具体的取組>

- ①親子健康づくりネットワーク会議の充実
- ②子育てサポーター連絡協議会の充実（地域における子育て支援の推進）
- ③助産師連絡会での連携強化（訪問事業の具体的な改善）
- ④助産師・保健師等の人材確保と資質の向上

2. 健やかな発育・発達を支える

現状 課題	<ul style="list-style-type: none">○健診での様々な相談が増えている。○乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）相談体制を確保する必要がある。○乳幼児健診の精度向上が求められる。○安心して健診や相談ができる場を検討する必要がある。○母子保健事業や子育て支援事業を提供するための常設の場が必要である。
めざす 姿	<ul style="list-style-type: none">○子どもが健やかに成長する環境が整っている。

【対応】

(1) 乳幼児健診等の充実

健やかな成長と発達を支えるため、乳幼児健診等を充実させ、疾病の早期発見・治療へのつなぎだけでなく、保護者に寄り添いながら子育て支援の視点、児童虐待予防の視点で事業を展開します。

< 具体的取組 >

- ①乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳児）相談体制の確保と充実
- ②乳幼児健診の精度向上
- ③医療機関委託の乳児健診（1か月児、9～10か月児）の継続
- ④乳幼児健診従事者研修の充実
- ⑤乳幼児相談、教室等の充実

(2) 母子保健、子育て支援の拠点づくり

乳幼児健診をはじめ、母子保健事業・子育て相談支援事業等を効果的に提供するための拠点づくりを検討します。

< 具体的取組 >

- ①母子保健、子育て支援の拠点整備の検討

3. 基本的な生活習慣の確立支援

現状課題	<p>○幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあり、食習慣の基礎づくりが必要である。</p> <p>○年々就寝時間が遅くなっているなど生活リズムの乱れがあり、規則正しい生活習慣づくりが必要である。</p> <p>○外遊びをする子どもが減少している。</p> <p>○乳幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等メディアの影響を受けやすい傾向があるなど、メディア対策の推進が必要である。</p> <p>○誤飲、やけど、転落等の事故予防の啓発が必要である。</p>
------	---

めざす姿	○乳幼児期から望ましい生活習慣をつくり、健康な心とからだを育てる環境が整っている。
------	---

【対応】

(1) 乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり

乳幼児期からの早寝早起きの生活リズムの確立、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習の機会や情報提供を充実させます。

誤飲、やけど、転落等の事故予防などの学習の場を提供します。

<具体的取組>

- ①乳幼児の保護者への健康学習
- ②乳幼児等の事故予防の出前講座の紹介、あかちゃん声かけ訪問員による事故予防の啓発
- ③保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携したメディア対策の推進
- ④乳幼児健診、相談等での基本的な生活習慣の情報提供

(2) 食育の推進

親子ともに心身が健康で豊かな生活を営むために、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための取組を推進します。

<具体的取組>

- ①食育のまちづくり事業の推進（食育講座の開催、食育に関する啓発活動、食のボランティアの育成・研修、地域での食育活動）
- ②離乳食教室の継続（各期ごと）

Ⅲ 子どもの育ちを支える保育・教育の推進

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要な時期であり、全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境整備を進めます。

また、近年、発達の支援が必要と思われる子どもが増加傾向にあり、個にあった支援、子どもの成長の段階に応じた一貫した支援ができる体制整備を進めます。

学校教育においては、子ども自らが課題をみつけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことができるような取組を進めます。

1. 発達の段階に応じた保育内容・幼児教育の充実

現状課題	<p>○少子化、核家族化、都市化、情報化などの社会の急激な変化の中で、人間関係の希薄化や社会とのつながりや関わりの希薄化が進み、家庭内や地域における教育力が低下している。</p> <p>○家庭や地域で子ども同士が関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団保育・教育の必要性が高まっている。</p> <p>○基本的な生活習慣やしつけの欠如、コミュニケーション能力や様々な社会体験・自然体験の不足などから、年齢相応の発達の段階に到達していない子どもが多くなってきている。</p> <p>○充実した保育や教育を行うにあたり、保育士や幼稚園教諭などの人材が不足している。（特に、産休育休代替や、欠員補充のための人材が不足している。）</p>
めざす姿	<p>○全ての子どもが等しく質の高い保育・教育を受けられる環境が整っている。</p> <p>○それぞれの発達の段階における習熟度を高める保育や教育を提供する環境が整っている。</p>

【対応】

(1) 幼児教育の質の充実

1) 職員の資質の向上

保育士や幼稚園教諭が保育・教育の力を高めるため、各種の研修や合同研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

2) 職員体制の維持

私立認可保育所・認定こども園においては、処遇改善により保育士等の確保を図ります。また、市立保育所・幼稚園においては、計画的な職員採用により、人材の確保を図ります。

3) 幼児教育指導員の配置

幼児教育指導員による保育所・幼稚園・認定こども

< 具体的取組 >

① PBL (Problem Based Learning) 型研修*の実施

※PBL 型研修: 出された課題に対する解決策を考える課題解決型の研修

② 公開保育型研修の実施

③ 合同研修の実施

④ 処遇改善給付の継続

⑤ 計画的職員採用の実施

⑥ 幼児教育指導員の巡回訪問及び園内研究等への派遣

園への巡回訪問等を行い、それぞれの園・所における幼児教育の充実を図ります。

4) 家庭教育の充実

子育て家庭を対象とした、子育て不安などに対する相談を行い、家庭における教育力の向上を図ります。

⑦ 保育所・幼稚園・認定こども園における相談

⑧ 子育て支援センターにおける相談体制の充実

(2) 保幼小連携の推進

1) 子どもが抱える問題発生の予防

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、就学前の子どもの小学校生活への不安や心配を解消するとともに、子どもが小学校入学時にかかえる小1プロブレム[※]を回避し、小学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

※小1プロブレム：小学校に入学した子どもが、集団行動がとれない、授業中座ってられない、人の話を聞かないなど、学校生活になじめない状況が続くこと

2) 保育・教育の質の向上

連携事業実施の結果、保幼小それぞれの職員が互いを理解するとともに、個々の資質の向上に取り組み、保育・教育全体の質の向上を図ります。

< 具体的取組 >

出雲市保幼小連携推進基本計画に基づいた連携事業の展開

① 交流事業の実施

② 職員交流の実施

③ 合同研修会の実施

④ アプローチカリキュラム[※]作成及び実践（保育所・幼稚園・認定こども園）

※アプローチカリキュラム：5歳児学年後半、特に就学を意識した指導計画

⑤ スタートカリキュラム[※]作成及び実践（小学校）

※スタートカリキュラム：就学後、小学校の生活や学びに対応できるようにするための指導計画

⑥ 「保幼小交流の日」実施

(3) 認定こども園化に向けた情報提供

保護者が働いているいないにかかわらず、保育・教育を一体的に提供する認定こども園への移行を希望又は検討する私立認可保育所に対し、市に相談窓口を設け、情報提供を行います。

< 具体的取組 >

① 窓口を設置しての情報提供の実施

(4) 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい等のある特別な支援が必要な子どもを、保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れ、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育[※]の考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することを目指します。

※インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組み

< 具体的取組 >

① 私立認可保育所：障がい児保育対策事業費補助事業の継続

② 市立幼稚園：特別支援補助教諭・幼稚園ヘルパー配置の継続

(5) 市立幼稚園の今後のあり方の検討・実施

1) インクルーシブ教育推進園の指定

一定の規模がある幼稚園において、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び育つ教育をモデル的に推進します。そのため、障がいのある幼児の受け入れ枠を設定し、公開保育によるインクルーシブ教育研修会を開催します。

障がいのある幼児の受入れに関しては、保育の必要性のある児童も想定し、一時預かり事業（幼稚園型）をあわせて実施します。

2) 子どもの個性と集団性を共に育てる幼児教育実践研究の推進

子どもの個性が育ち合うためには、どのように集団形成を行い小学校教育に接続するのが望ましいかについて、日々の教育実践研究を通じて明らかにし、幼児教育の内容や方法に関するモデルを実証的に示すことが、公立幼稚園の重要な役割の一つです。そのためには、地域の実態も考慮しながら一定の規模を維持することが求められます。こうした教育的役割を果たすことが著しく困難になった園については、出雲市立幼稚園の閉園に関する方針（平成 24 年出雲市教育委員会策定）により、「学級数 1 以下の状態が 2 年続く」場合は、地元の了解を得ながら、閉園を検討します。

3) 認定こども園化に向けた取組

園児数が減少している市立幼稚園のうち、今後もさらなる減少が懸念される園については、幼児教育の質を維持しながら地域の子育て支援ニーズを満たすという観点から認定こども園化（認可保育所を運営する社会福祉法人等への譲渡など）を検討し、子ども・子育て環境の充実を図ります。

< 具体的取組 >

- ① 「出雲市の幼稚園のあり方検討に係る考え方について」をふまえた検討・計画実施

2. 発達の支援が必要な子どもの育ちを支える

現状課題	<p>○発達の支援が必要と思われる子どもが増加している。その発達上の支援の必要性に気づき、個にあった支援やコーディネート、保護者を含めた相談支援体制が十分に整備されていない現状にある。</p> <p>○早期から子どもの成長と発達を支えるため、集団生活の場における支えの充実と、個別（的）対応ができる体制の整備が必要である。</p> <p>○身近な地域で親子を支え、気軽に相談できる場が必要である。</p> <p>○相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていく体制が必要である。</p>
めざす姿	<p>○障がいの有無に関わらず、子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる地域の環境が整っている。</p> <p>○子どもの成長の段階に応じて一貫した支援が、身近な地域で提供できる体制が整っている。</p>

【対応】

(1) 乳幼児期の支援の充実

1) 保育所・幼稚園・認定こども園に通う前の在宅時期の子どもを育ちを支える

早期から子どもの成長と発達を支えるため、1歳6か月児健診の見直しに続き、乳幼児健診全体を見直すなど、健診の精度向上に取り組むとともに、子どもや保護者のニーズに応じた支援の充実を図ります。

発達の経過を確認しながら親子を支えることができる場の充実を図るとともに、保護者等を対象に子どもの成長や発達等の理解を促す取組、子育て支援や育児の観点からの啓発活動の充実を図ります。

就園、入所の際は、集団生活の中でそれぞれの子どもにあった支援をしていくため、関係機関との連携・情報共有を図ります。

2) 集団生活の場における子どもの育ちを支える

障がいの有無に関わらず、集団生活の中で子ども同士が育ちあえるよう、保育所・幼稚園・認定こども園の支援体制の充実を図るとともに、教職員や保育者の資質向上等を図るための研修の機会を充実させます。

集団生活のしにくさがある子どもの育ちやその保護者を支えるため、発達相談アンケートを実施するとともに、臨床心理士等による園・所等への巡回相談の実施、幼児通級指導教室の充実など、気になる段階から支える仕組みづくりに取り組みます。

発達の支援が必要な子どもの就園・入所に対応する

<具体的取組>

- ①乳幼児健診（問診項目、方法等）の見直し
- ②健診後のフォローアップの充実
- ③健診スタッフ研修の充実
- ④発達支援教室等の充実
- ⑤心身障がい児地域療育事業（ミニ療育事業）の継続
- ⑥発達に関するパンフレット作成
- ⑦親支援教室の充実
- ⑧保育所・幼稚園等巡回訪問の充実
- ⑨年中児発達相談事業の充実
- ⑩保育者支援研修、幼稚園教職員等研修の充実
- ⑪インクルーシブ教育推進園の指定
- ⑫障がい児保育対策事業（障がい児保育・発達促進児保育）の継続
- ⑬幼児通級指導教室の充実

ため、加配職員の確保など、受け入れ体制の充実を図ります。

(2) 就学移行・就学後の支援の充実

子どもや保護者の気持ちを十分に尊重し、円滑に就学移行を進めるため、保育所・幼稚園・認定こども園等の関係機関との連携を図りながら、早期から、就学に向けた教育相談を行います。

子どもにあった適切な支援を就学後につなげていくため、保育所・幼稚園・認定こども園等からの支援計画等に基づき、小・中学校での校内支援体制づくりに取り組みます。

小・中学校における、特別支援教育のスタッフの配置や巡回相談の実施及び教職員研修の一層の充実により、校内の支援体制の充実を図ります。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた通級による指導・支援を実施するとともに、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者に対する教育相談を引き続き実施します。

<具体的取組>

- ①就学相談の継続
- ②子ども支援ファイルの活用
- ③スクールヘルパー事業の継続
- ④巡回相談「わくわく相談会」の継続
- ⑤小・中学校における通級による指導の継続

(3) 障がい児福祉サービスの充実

障がいの状態や発達の段階に応じて一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、出雲市障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス等の支援を推進します。

相談支援体制の充実を図るとともに、療育や余暇活動等本人のニーズにあった各種の障がい福祉サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携を図ります。

<具体的取組>

- ①出雲市障がい福祉計画に基づく事業の推進

(4) 相談支援体制の充実

保護者、保育所・幼稚園・認定こども園、関係機関等からの相談に対応できるよう窓口の明確化を図り、専門的な職員を配置します。

子どもの発達についての相談、子育て相談などの保護者の多様なニーズに対応できる相談の場を提供します。

早期から子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談と支援をつなぎ、支援を総合的にコーディネートしていくための体制を検討します。

親子にとって身近な地域で安心して気軽に相談できる場（拠点）を確保するとともに、幼児期における発達の支援や子育て支援の中核的拠点となる場（施設）の整備を検討します。

<具体的取組>

- ①就学前の相談窓口設置、相談体制の検討
- ②子ども家庭支援相談員による相談の継続
- ③発達クリニック事業の継続
- ④身近で気軽に相談できる場の検討
- ⑤子育て支援・発達支援の拠点整備の検討

(5) 発達支援が必要な子どもを育てる保護者（家族）への支援の充実

「育てにくさ」を感じる保護者の育児不安を軽減するため、保護者同士の交流の場づくりや子育てに関する講座を開催するなど、家族も含めた支援の充実を図ります。

保護者やその家族に対し相談機関や子育ての情報など、発達支援等に関する情報提供の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①保護者同士の交流の場づくりの実施
- ②保護者向け子育て支援講座の実施
- ③保護者への情報提供

(6) 発達相談支援を担う人材の確保・育成

多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築するため、臨床心理士、保健師、相談支援専門員等の専門的人材の確保に努めます。

子どもやその保護者の個々の状況に適した支援を行うため、発達障がい等に関する研修を実施するなど、スタッフの資質向上を図るとともに、計画的な人材養成を図ります。

<具体的取組>

- ①支援者の適正な人材確保
- ②支援者向け研修の実施

(7) 地域啓発

発達障がい等に関する理解促進のため、広く一般に向けて発達に関する情報提供や啓発活動を実施します。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で子どもを育てる視点から、保護者のニーズに応じ、地域で支えあう子育て支援事業との連携を図ります。

<具体的取組>

- ①地域への普及啓発
- ②地域の子育て支援事業との連携

(8) 発達支援施策の推進体制の整備

保健、福祉、医療、教育等の関係機関との連携・協力体制を構築し、乳幼児期からの一貫した発達支援施策の推進を図ります。

庁内関係部署の横断的な推進体制により、庁内のネットワーク化を図ります。

質の高い障がい福祉サービスを提供するため、出雲市障害者施策推進協議会（自立支援協議会）等により事業の検討・推進を図ります。

<具体的取組>

- ①関係機関と連携した推進体制、庁内の推進体制の確立
- ②出雲市障害者施策推進協議会（自立支援協議会）等による事業の推進

3. 子どもの健康・体力づくり

現状 課題	○子どもの身長、体重など体格は向上しているが、体力・運動能力は低下してきている。学校、家庭、地域等が連携して、子どもに正しい生活習慣と運動習慣を身につけさせることが必要である。
めざす 姿	○生涯を通して健康な生活を送ることができる基礎を築いていく環境が整っている。

【対応】

(1) 子どもの健康・体力づくり

1) 食育の推進

栄養教諭、学校栄養職員及び各学校の食育担当教員を中心に、食育の推進に取り組みます。

2) 体力づくり

小・中学校における体育活動等を推進するとともに、各学校で「体力テスト」の結果をふまえた体力向上推進計画を策定し、体力づくりに取り組みます。

3) 学校保健の推進

学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康診断を実施するとともに、学校環境検査を実施します。

学校保健委員会を開催し、児童生徒の健康課題について、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

< 具体的取組 >

- ① 食育の推進
- ② 体力づくりの推進
- ③ 学校保健の推進

4. 子どもの生きる力の育成

現状課題	<p>○生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人間性豊かな子どもの育成が必要である。</p> <p>○国や県の学力調査において本市では多くの教科で県内上位の成績を収めているが、基本的な生活習慣の定着では、メディアやインターネット利用等に改善が必要である。</p> <p>○児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導や、教職員の資質向上と児童生徒に向き合う時間の確保が必要である。</p>
めざす姿	<p>○確かな学力の定着を図るとともに創造性豊かな人材を育成する環境が整っている。</p> <p>○困難を抱える児童生徒への支援など、子ども一人ひとりを大切にする教育が実践されている。</p>

【対応】

(1) 豊かな心の育成

ふるさと出雲の豊かな自然環境や地域の教育資源を活用して、体験的に学ぶ機会の充実を図ります。

市内小・中学校が一斉に取り組む「生命（いのち）を考える教育」の集中期間を設け、児童生徒の心を揺さぶる生命（いのち）の教育を推進します。

学校の教育活動全体を通して、道徳教育の一層の充実に努め、豊かな人間性の育成に努めます。

将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していく児童生徒を育成するため、多様で幅広い他者との人間関係の場や機会の充実を図ります。

いじめ問題への対応や不登校児童生徒支援のため、問題を抱える児童生徒や学校、家庭に対する相談活動等に取り組みます。

<具体的取組>

- ①総合的学習推進事業
- ②生命（いのち）を考える教育等の充実（性・いのちの学習、喫煙防止教室、赤ちゃん登校日等）
- ③道徳教育の充実
- ④キャリア教育の充実
- ⑤いじめ・問題行動対策事業の継続
- ⑥不登校対策事業の継続

(2) 確かな学力の向上

学ぶ意欲、知識・技能、思考力、表現力、問題解決能力等を含めた確かな学力を身につけるため、授業力の向上や学習習慣の定着を図ります。

読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、小・中学校に読書ヘルパーや学校司書を配置します。

出雲科学館における高度かつ豊富な装置、機器を使った独創的な体験・実験を中心とした小・中学校理科授業を引き続き実施します。

<具体的取組>

- ①ウィークエンドスクール事業
- ②学校司書・読書ヘルパー配置事業
- ③出雲科学館の活用
- ④学力調査実施事業

(3) 保幼小中連携の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校が連携して交流活動や職員研修等を行い、学校生活への不安や心配を解消するとともに、小1プロブレムや中1ギャップ※を回避し、学校での学習や生活が円滑に行えることを目指します。

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときの不安から、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、問題行動や不登校が顕著になる現象のこと

幼稚園運営協議会及び地域学校運営理事会の取組により、地域と連携した幼児期からの一貫した基本的な生活習慣づくりを推進します。

<具体的取組>

- ① 出雲市保幼小連携推進基本計画に基づいた連携事業の展開
- ② 小中連携推進事業の継続
- ③ 幼稚園運営協議会推進事業の継続
- ④ 地域学校運営理事会推進事業の継続

IV 仕事と子育ての両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化に伴う多様なニーズに対応する仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを進めます。

また、家庭生活や家庭教育の重要性を認識し、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりを進めます。

さらに、女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

1. 子育てに関する多様な支援の充実

現状課題	○核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育ニーズや保護者の育児負担感を軽減する取組の重要性が増してきている。
めざす姿	○多様なニーズに応えられるサービスの供給体制が整っている。 ○各種の子育て支援サービス等の内容が利用者に十分伝わっている。

【対応】

(1) 保育サービス等の充実

時間外保育、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応できるよう、仕事と子育ての両立支援のための体制整備に努めます。

保護者が病気や疲労などの身体上、精神上または、仕事の都合上の理由により、児童の養育が困難になった場合に短期的に児童福祉施設において養育・保育を行う子育て短期支援事業を継続実施します。

産後休業や育児休業後における保育施設の円滑な利用を図ります。

<具体的取組>

- ① 私立認可保育所特別事業の継続 [4章Ⅲ-2・9](#)
- ② 病児・病後児保育事業の充実 [4章Ⅲ-10](#)
- ③ 子育て短期支援事業の継続 [4章Ⅲ-6・9](#)
- ④ 保育施設の入所予約申込の継続

(2) 幼稚園預かり保育の充実

特別な支援を必要とする園児の保護者の保育ニーズ等をふまえながら、幼稚園における預かり保育事業の充実に努めます。

<具体的取組>

- ① 幼稚園における預かり保育事業の充実 [4章Ⅲ-8](#)

(3) 放課後児童クラブの充実

昼間仕事などで保護者等のいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの充実に努めます。

児童クラブの対象児童が6年生までに拡大されることに伴い、計画的に施設の拡充を図るとともに、地域の実情を考慮しながら、開所時間延長について検討を行います。

新たに制定した設備及び運営に関する基準に基づき、支援の質を向上させ、児童が安全、快適に過ごせる環境づくりに努めます。

<具体的取組>

- ①放課後児童クラブ事業の充実
- ②放課後児童クラブ施設整備事業の継続

4章Ⅲ-3

(4) 情報提供の充実

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、多様な手段を使い迅速でわかりやすい情報提供を行います。

<具体的取組>

- ①子育て便利帳の発行
- ②市ホームページ・市広報による情報提供の充実
- ③子育て応援サイト「ママフレ」による情報提供の充実
- ④子育て支援センターでの利用者支援事業の実施

4章Ⅲ-1

(5) 保護者負担の軽減

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経費の負担軽減に努めます。

<具体的取組>

- ①保育所、幼稚園、認定こども園の保育料軽減対策の継続
- ②就学助成制度
- ③奨学金制度
- ④乳幼児等医療費助成の継続

2. ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直し

現状課題	○社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加し、仕事と子育てなどの家庭生活の両立が難しい状況である。 ○職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解を浸透させ、だれもが子育てしながら働けるような環境の整備や、男女が共に子育てするという意識啓発が必要である。
めざす姿	○仕事・子育て・家庭生活などを両立でき、性別を問わずに誰もが働きやすい社会環境が整っている。

【対応】

(1) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

1) 事業所等への普及啓発

経営者に対し、職場での男女間の格差をなくす取組や、従業員が安心して子育てができる職場の環境づくり等について、積極的な普及啓発を進めます。また、従業員が仕事と家庭の両立ができるように取り組む企業の行動計画である「一般事業主行動計画」の策定や、従業員が安心して子育てができる職場環境づくりを進める企業として認める「こころカンパニー」の認定を働きかけます。

先進的な取組を行っている企業の紹介や、関係機関が開催する研修会等の周知など情報提供を行います。

2) 職場（働く場）における点検・見直し

労働基準法や男女雇用機会均等法に関する広報や情報提供を行い、男女が共に安心して働ける職場づくりを促します。

< 具体的取組 >

- ① 経営者等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発
- ② 労働に関する法令等の広報、情報提供

3. 男女共同参画社会の推進

現状 課題	<p>○男性は仕事、女性は家庭といった性別によって役割を固定する意識に否定的な人が増えてきており、男女共同参画意識が徐々に定着してきている傾向があるが、まだ十分とは言えない状況である。</p> <p>○市民一人ひとりに対し、男女が認め合い支えあう男女共同参画の意識を醸成していくことが必要である。</p>
めざす 姿	<p>○女性も男性も全ての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されている。</p>

【対応】

(1) 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発・情報提供を行い、男女がお互いに支えあう家庭づくりを促します。また、夫婦を対象とした学習会、講座を開催し、家庭教育や男性の家事・育児参加の重要性についての認識を促します。

< 具体的取組 >

- ① 家庭生活における意識啓発・情報提供
- ② 夫婦を対象とした学習会、講座の開催

(2) 地域における男女共同参画の推進

地域への出前講座等の実施により、地域における男女共同参画意識づくりを促します。また、コミュニティセンターとの連携により、地域における男女共同参画の取組を推進します。

< 具体的取組 >

- ① 地域における研修会、出前講座の開催

(3) 教育現場等における男女共同参画の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校教職員を対象に、人権意識及び男女共同参画についての研修を実施します。また、発達段階に応じた人権を尊重する教育を実践し、自分も他者も大切にできる園児・児童・生徒を育成します。

< 具体的取組 >

- ① 教育現場、男女共同参画推進員を対象とした研修の開催

(4) 男女間のあらゆる形態の暴力の根絶

1) 男女間の暴力をなくす環境づくり

DV防止に関する広報・講座等を開催し、暴力根絶の意識づくりを促します。また、市内専門学校、高校、中学生へのデートDV防止啓発についての学習を推進します。

2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援

DV等相談体制の充実を図り、関係機関と連携し相談者へ適切な助言・支援を行います。

< 具体的取組 >

- ① DV・デートDV防止に関する広報・講座等の開催
- ② 女性相談センターでの相談体制の継続

V 子育てを応援する地域づくり

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭を総合的に支援する観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、近年、児童虐待相談件数が増加していることから、児童虐待の予防と早期発見・早期対応ができる体制の充実・強化に取り組みます。

そして、子育て経験者、高齢者、事業者、専門職、関係機関等地域のあらゆる人々がそれぞれの役割をもって子育て支援に参画し、地域のあたたかい見守りの中で子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる「子育てを応援する地域づくり」を進めます。

1. 地域における子育て支援

現状課題	<ul style="list-style-type: none">○社会構造の変化の中で、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々の参加意欲が移りつつある。○子育て支援サービスが、地域の子どもや保護者にとって身近で利用しやすく、より有効なものとなる必要がある。○子どもが少ないという要因だけでなく、保護者が活動に参加しないような傾向も増え、地域の子どもの活動などが成り立たなくなっている。
------	--

めざす姿	<ul style="list-style-type: none">○在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭が利用しやすい様々な子育て支援サービスがある。○地域の人々の多くが子育てについて関心・理解をもち、地域全体で子どもや子育て家庭を支えている。○保護者自身も、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりをもっている。
------	---

【対応】

(1) 全ての子育て家庭のための支援

一時保育事業、特定保育事業等の保育サービスについて、多様なニーズに対応できるよう充実に努めます。

保育施設等への送迎や時間外の託児など、他の保育サービスでは対応できないニーズに応えるため、会員募集の強化など、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

各地域で独自に行われている子育て支援活動の支援・周知に努めます。

< 具体的取組 >

① 一時保育事業の継続

4章Ⅲ-9

② 特定保育事業の継続

③ ファミリー・サポート・センター事業の充実

4章Ⅲ-9・10・11

④ 子育てサポーター活動の充実

⑤ 地域の子育て支援活動の支援・周知

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園における子育て支援機能の充実

保育所、幼稚園、認定こども園において、子育てに関する相談や情報提供、保護者の仲間づくりの場を提供するなど子育て支援機能の充実を図ります。

<具体的取組>

- ①保育所体験特別事業の継続
- ②幼稚園未就園児教室の継続

(3) 子育て支援センターの充実

子育て支援センターの利用促進を図るとともに、相談体制や情報提供の機能について充実を図ります。

<具体的取組>

- ①子育て支援センター事業の充実 4章Ⅲ-1・7

(4) 地域に開かれた学校づくり

学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を活用するなど、地域の実状に応じた特色ある学校教育を推進します。また、学校施設の開放等を推進します。

<具体的取組>

- ①スクールヘルパー事業の継続
- ②幼稚園運営協議会推進事業の継続
- ③地域学校運営理事会推進事業の継続
- ④学校施設の開放

(5) 子育て支援のネットワークづくり

身近な地域での人との関わりや地域活動への参加など地域全体で子育て家庭を支援できるように子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員児童委員、主任児童委員、コミュニティセンター、保育所、幼稚園、認定こども園など関係機関のネットワークづくりを進めます。

<具体的取組>

- ①地域における子育て支援ネットワークの構築

2. 児童虐待防止対策の充実

現状 課題	<p>○家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、保護者または子どもの疾病・障がい、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））により、子どもが生きにくい、子どもを育てにくい環境がある。</p> <p>○児童虐待相談件数が増加している。</p> <p>○児童虐待に関する市民の知識・理解を広め、虐待予防の啓発が必要である。</p> <p>○要支援家庭への対応機能の充実が課題である（学校対応等）。</p> <p>○支援者のスキルアップと支援者への支援が課題である。</p> <p>○関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る必要がある。</p>
----------	--

めざす 姿	<p>○関係機関の連携で、児童虐待の予防と早期発見・早期対応ができる体制が整っている。</p> <p>○必要な支援が提供される環境が整っている。</p>
----------	--

【対応】

(1) 予防啓発活動

1) 広報活動

市の広報に定期的に子どもの人権擁護・子育てに関する記事等を掲載し、広く児童虐待の予防啓発に努めます。

2) 児童虐待防止推進月間の取組（11月）

予防啓発活動を重点的に推進します。

< 具体的取組 >

- ① 広報紙への掲載
- ② 児童虐待防止推進月間の取組（街頭での啓発活動、「家族の日」の呼びかけ）

(2) 研修活動

1) 市民への啓発及び児童虐待防止研修

児童虐待の早期発見や適切な支援を行うために、関係機関の担当者のスキルアップやネットワーク強化をめざした研修会を開催します。

2) 児童相談対応スキルアップのための研修

支援者支援の一環として、事例検討・重症事例の検証等を行い、スキルアップに努めます。

< 具体的取組 >

- ① 島根県立大学との共同企画研修の継続
- ② 関係職員のための研修企画および参加促進

(3) 児童相談体制の充実・強化に向けた取組

1) 児童相談体制の充実

支援者支援として、スーパーバイザーを継続して配置します。

要保護児童対策地域協議会の事務局へ多職種の対応職員を配置することにより体制の充実を図ります。

2) 子ども情報定期連絡の継続実施

要保護児童の情報を、所属機関・児童相談所・市で共有し支援に活かします。

<具体的取組>

① 児童相談体制の充実

- ・ 児童相談アドバイザー
- ・ 児童相談ケース対応専門員、子ども家庭支援相談員、母子・父子自立支援員など

② 子ども情報定期連絡の継続

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・高等学校・放課後児童クラブ

(4) 要保護児童対策地域協議会の各種会議の充実

要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会、実務者会及び個別事例支援会議の充実を図り、支援体制を整えていきます。

<具体的取組>

① 代表者会の開催

② 実務者会の開催

(進行管理調整会議・庁内定例会議を含む)

③ 個別事例支援会議の開催

(家庭支援会議を含む)

(5) 進行管理台帳管理の充実

支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会構成員における情報共有、事実確認、情報収集を迅速・適切に行います。

<具体的取組>

① 要保護児童進行管理台帳管理

② 要支援台帳他の管理

3. 子どもの健全育成

現状課題	<p>○社会情勢や経済状況の変化、有害な情報の氾濫等による子ども・若者の育成環境の変化等により、子ども・若者が抱える問題は複雑化、深刻化している。</p> <p>○子どもや若者を尊重し、共に支え合う社会の構築が必要である。</p> <p>○関係機関・団体における情報交換や支援に関する協議により、困難を抱える子ども・若者の支援体制の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>○義務教育終了後の若者の支援体制が不十分である。</p> <p>○全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができる環境の構築が必要である。</p>
------	--

めざす姿	<p>○子どもが社会の一員としての認識をもち、家庭、地域、事業者、行政が共に支える社会が構築されている。</p>
------	--

【対応】

(1) 子どもの健やかな成長に資する社会環境の充実

豊かな自然環境や地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会を充実させます。

世代間交流を推進し、子どもが様々な価値観を学べる機会の充実を図ります。

地域で子どもを見守り育成する活動の推進を図ります。

放課後子ども教室推進事業は、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のとおり取り組みます。

- 放課後子ども教室の実施を希望する小学校区を調査、把握し、計画的な整備を推進します。
- 地域の実情に応じ、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化又は連携を促進し、平成31年度に実施する放課後子ども教室のうち、一体型又は連携型の割合50%をめざします。
- 一体型又は連携型を促進するため、放課後子ども教室の実施団体に、開催日数の増、放課後時間帯の開催、学校施設を利用した開催などを働きかけます。
- 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関し、教育委員会、学校と連携して取り組みます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

※放課後児童クラブについては、3章Ⅳ-1-(3)及び4章Ⅲ-3に記載。

<具体的取組>

- ① 青少年の健全育成活動の支援
- ② 出雲市青少年育成市民会議の活動の推進
- ③ コミュニティセンター活動の充実（放課後、土・日曜日の子どもの向け講座等の開催）
- ④ 放課後子ども教室推進事業の充実
- ⑤ 異年齢間、世代間を越えた地域活動の推進
- ⑥ 子どもの見守りと声かけの推進
- ⑦ 少年委員等によるパトロール活動実施
- ⑧ 通学路、施設等の安全対策の実施
- ⑨ 情報モラル指導の充実

(2) 相談・支援体制の充実

1) 出雲市子ども・若者支援協議会の取組

様々な機関が、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を行います。

子どもの支援に関する情報交換等を行い、支援体制の充実を図ります。

広報、啓発活動、支援者の資質向上のための研修会、市民理解を進める講演会等を開催します。

2) 出雲市子ども・若者支援センターの取組

総合相談窓口として、困難を抱える子どもの相談・支援活動を実施します。

3) 思春期の居場所支援事業の継続

心と身体の成長発達が不安定な思春期支援の一つとして、安心して過ごせる居場所を継続して確保します。

<具体的取組>

① 出雲市子ども・若者支援協議会による相談・支援体制の充実

② 出雲市子ども・若者支援センターによる相談・支援活動の継続

③ 思春期の居場所支援事業の継続

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状課題	<p>○ひとり親家庭においては経済面・生活面の生活全般にわたる相談がある。母子家庭では、経済的に苦慮している家庭が多く、父子家庭では家事・子育てなどの生活面で困難さを抱えている家庭が多い。</p> <p>○ひとり親家庭の生活保護受給の割合が増加しており、適切な支援が必要である。</p> <p>○子どもが若い時期は就労が限られ、就労状況が安定せず、収入も少ないという傾向があるため、就労支援が必要である。</p>
------	--

めざす姿	<p>○ひとり親家庭等が、安心して生活し、就業と子育ての両立ができ、経済面や生活面で安定した生活が送れる環境が整っている。</p>
------	---

【対応】

(1) 子育てや生活の支援の充実

1) 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭で、仕事や病気等により日常生活を営むことに支障が生じている場合の支援を行います。

2) ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の親もしくは養育者とその者に養育されている児童について、医療費の自己負担に相当する額の助成を行います。

3) 経済的な支援

母子父子寡婦福祉資金（県事業）として、ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定に資する支援を行います。

< 具体的取組 >

- ① 日常生活支援事業の実施
・ 家庭生活支援員の派遣
- ② 福祉医療制度の継続
- ③ 児童扶養手当の支給
- ④ 自立支援給付金の支給
- ⑤ 就学援助制度の実施

(2) 就労支援の充実

1) 母子家庭等自立支援給付金事業による就労支援の推進

就業支援策として資格取得による職業能力の向上への取組を支援します。教育訓練を受講する際には、受講費用の一部を支給します。高等職業訓練では、養成期間で修業している期間のうち、一定の期間、給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

2) 専門機関との連携による就労支援の推進

ハローワーク等と連携し、ひとり親の就労を支援します。特に支援を要する場合は、生活保護受給者等就労自立支援事業により、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組、職業能力の開発及び向上の支援などを行います。

< 具体的取組 >

- ① 教育訓練の支援
- ② 高等職業訓練の支援
- ③ 就労自立支援事業の実施

(3) 相談機能等の充実

母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭等の自立、生活の安定に必要な情報の提供や指導を行います。

日常生活全般に関する相談を行い、生活における不安を払拭し、安心して生活が送れる環境づくりに取り組みます。

DV被害者及びその家庭の子どもを支援するための相談対応を行います。

<具体的取組>

- ①母子・父子自立支援員による相談・情報提供の充実
- ②児童相談との連携
- ⑥DV被害者の相談対応

第4章 5か年事業計画 (量の見込み・確保方策)

子ども・子育て支援新制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとに、27年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載してします。

I 教育・保育等の提供区域

1. 教育・保育等の提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

2. 本市における教育・保育等の提供区域

本市においては、市全域を一つの教育・保育等の提供区域として設定して、事業計画を策定します。

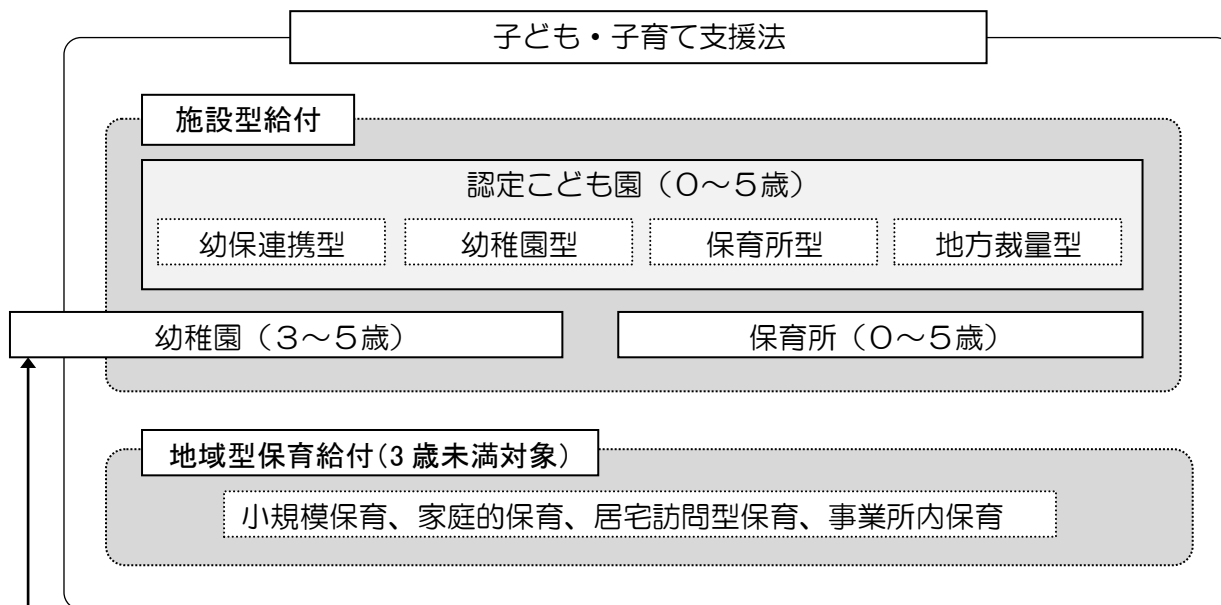
個々の施策については、地域の実情やニーズをふまえて実施します。

【区域設定の考え方】

- 市内間であれば、比較的、移動が容易です。
- 特に保育サービス等の利用については、事業や施設の利用地が、居住地と必ずしも一致しない状況にあります。
- 現行の「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」においても、市を一つの区域として設定しています。

Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【新しい制度での教育・保育施設の位置づけ】



※幼稚園については、子ども・子育て支援法による給付を受けない施設となることも可能。

【教育・保育施設を利用する子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	教育・保育施設
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども以外の子ども	●教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間外(降園時間以降や長期休業日)の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査あり

- 国の提示する標準算出方法に基づいた算出結果を原則とし、次の点について補正する。
 - ①保育利用希望のある0歳児の保護者のうち、満1歳以降からの利用を希望する場合の児童数を除く。
 - ②当該年度に出生し、当該年度から保育を希望する児童数は算出結果に含まれていないため、平成25年度の状況（割合）から、当該年度に出生し当該年度に保育を利用する児童数を加える。

(単位：人)

区 分		入所状況 H26.3.1	26年度 定員	27年度	28年度			
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み			785	787		
		②確保方策	幼稚園	1,589	3,785	1,605	1,602	
			認定こども園	82	150	86	56	
			計	1,671	3,935	1,691	1,658	
②-①				906	871			
2号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a) 教育利用希望			784	787	
			b) 上記以外			2,597	2,605	
		②確保 方策	a) 教育利用希望	幼稚園			750	753
				認定こども園			34	34
				計			784	787
			b) 上記以外	認可保育所	2,870	2,613	2,550	2,430
		認定こども園		0	33	98	116	
		認可外保育所		60	126	126	126	
		計	2,930	2,772	2,774	2,672		
		②-①				177	67	
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み				2,186	2,183	
		②確保方策	認可保育所	1,999	1,656	1,671	1,828	
			認定こども園	20	34	77	89	
			認可外保育所	137	144	144	144	
	計	2,156	1,834	1,892	2,061			
	②-①				△294	△122		
	0歳	①量の見込み				856	845	
②確保方策		認可保育所	851	626	689	697		
		認定こども園	0	3	15	18		
		認可外保育所	63	60	60	60		
		計	914	689	764	775		
②-①				△92	△70			

(単位：人)

区 分			29 年度	30 年度	31 年度		
1 号 認定	3-5 歳	①量の見込み		798	792	787	
		②確保方策	幼稚園	1,592	1,598	1,604	
			認定こども園	56	56	56	
			計	1,648	1,654	1,660	
②-①		850	862	873			
2 号 認定	3-5 歳	①量の 見込み	a) 教育利用希望	797	791	785	
			b) 上記以外	2,640	2,616	2,600	
		②確保 方策	a) 教育利用希望	幼稚園	763	757	751
				認定こども園	34	34	34
				計	797	791	785
			b) 上記以外	認可保育所	2,413	2,388	2,371
		認定こども園		116	116	116	
		認可外保育所		126	126	126	
		計		2,655	2,630	2,613	
		②-①		15	14	13	
3 号 認定	1-2 歳	①量の見込み		2,148	2,130	2,108	
		②確保方策	認可保育所	1,881	1,921	1,949	
			認定こども園	89	89	89	
			認可外保育所	144	144	144	
			計	2,114	2,154	2,182	
	②-①		△34	24	74		
	0 歳	①量の見込み		837	826	817	
		②確保方策	認可保育所	726	766	810	
			認定こども園	18	18	18	
			認可外保育所	60	60	60	
計			804	844	888		
②-①		△33	18	71			

■教育・保育施設別

(単位：人)

区分		入所状況 H26. 3. 1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,569	1,574	1,595	1,583	1,572	
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	82	120	90	90	90	90
		計	1,671	2,475	2,445	2,445	2,445	2,445
	②-①		906	871	850	862	873	
<p><確保方策の内容></p> <p>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆教育利用を希望する2号認定子どもについては、幼稚園の預かり保育事業や認定こども園により対応する。</p>								
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		5,639	5,633	5,625	5,572	5,525	
	②確保方策	認可保育所	5,720	4,910	4,955	5,020	5,075	5,130
		認定こども園	20	190	223	223	223	223
		認可外保育所	260	330	330	330	330	330
		計	6,000	5,430	5,508	5,573	5,628	5,683
②-①		△209	△125	△52	56	158		
<p><確保方策の内容></p> <p>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆平成27・28年度は、定員増の意向がある施設の数値を反映している。</p> <p>◆定員増の意向がある施設の数値を反映したうえで、次の調整をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降：既存の保育所・認定こども園において、2号と3号の利用定員の配分をバランスが取れるよう調整している。 ・平成29年度以降：既存の保育所・認定こども園において、年度当初に恒常的に定員を上回る施設については、定員増を行うことを想定し、現在の認可定員を増員することで、量の見込みと確保方策のバランスが取れるよう調整している。 								
計	就学前児童数		9,338	9,325	9,337	9,240	9,162	
	①量の見込み		7,208	7,207	7,220	7,155	7,097	
	②確保方策	幼稚園	1,589	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355
		認定こども園	102	310	313	313	313	313
		認可保育所	5,720	4,910	4,955	5,020	5,075	5,130
		認可外保育所	260	330	330	330	330	330
計		7,671	7,905	7,953	8,018	8,073	8,128	

(ポイント)

- 新制度の施行に伴う保育料の見直しなどにより、保護者の施設利用に対する意識が少なからず変化するものと考えており、保育所利用を希望する子どもについては、事業者からの意向に沿った定員増を行いながら、向こう2年程度は様子を見る必要があると思われる。
- こうした状況の中、国の基本指針によると、量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは、中間年を目安として計画を見直すこととされているため、平成29年度を目途に本計画の見直しを行いたいと考えている。

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 利用者支援に関する事業

【事業概要】（国の実施要綱案による）

- 子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などで実施する。
- 1事業所1名以上の専任職員（育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有するなど、地域の子育て事情と社会資源に精通した者）を配置する。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に関する情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をする。

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし（他の事業の量を考慮）

- 出雲地区・平田地区・斐川地区の子育て支援センターに設置する。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②確保方策	0か所	1か所	1か所	2か所	3か所
②－①	△3か所	△2か所	△2か所	△1か所	0か所

【確保方策の設定の考え方】

- 子育て支援コーディネーター（仮名：嘱託員）を年次的に配置する。

2. 時間外保育事業

【事業概要】

- 保育所における 11 時間の開所時間の前後において 30 分以上延長して保育を行う事業。
- ＜対象児童＞ 保育所入所児童
- ＜利用時間＞ 実施施設（保育所）により異なる 例) 開所 7:30～18:30、時間外保育 18:30～19:00
- ＜利用料金＞ 実施施設（保育所）により異なる 例) 1 人 1 日 300 円、1 人 1 か月 2,500 円

【利用実績】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数（延べ）	51,126 人	48,605 人	64,513 人	59,968 人	—
利用者数（実数）※1	—	—	2,304 人	2,257 人	—
入所児童数 ※2	4,814 人	4,909 人	5,186 人	5,254 人	5,424 人
施設数	48 か所	49 か所	49 か所	50 か所	51 か所

※1 平成 22、23 年度はデータなし

※2 各年度 5 月 1 日時点における人数。広域入所（委託、受託とも）は含まない。

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 推計児童数は減少傾向にあるが、入所児童は増加している。
- 実績には突発的な利用も含まれているため、計画的な利用希望によるニーズ調査結果数よりも多くなる傾向にあると考えられる。

	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数
ニーズ調査結果	1,665 人	/	1,663 人	/	1,665 人	/	1,648 人	/	1,634 人	/
①量の見込み	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所
②確保方策	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所	2,300 人	51 か所
②-①	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 現行の時間外保育事業を継続する。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に、遊びや生活の場を提供する事業。
 - <対象児童> 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない主として小学校1年生から3年生までの児童
 - <開設時間> 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
 - <保護者負担金> 7,000円/月（減免制度あり）
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり
 - <入会先> 各小学校区で開設している児童クラブ。複数の小学校区が合同で開設している児童クラブあり（2クラブ）。
- 対象児童の拡大（児童福祉法の改正：平成27年4月1日（予定））
「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」→「小学校に就学している児童」

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数（1～3年生）	1,030人	1,128人	1,318人	1,464人	1,538人
利用者数（4～6年生）	73人	66人	100人	95人	121人
施設数	36か所	36か所	43か所	44か所	44か所

※平成22、23年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査の結果は、利用希望をしている家族構成が不明であり、入会要件から外れる家庭も含まれていると考えられるため、ニーズ量としては実際よりも多めの結果が出ていると想定される。
- 1～3年生の入会見込については、過去3か年の出雲市児童クラブの入会率を参考に、推計児童数の32%が入会すると見込み算出する。
 - ◆入会率 平成23年度（28.4%）平成24年度（28.4%）平成25年度（31.0%）平成26年度見込（31.1%）
- 4～6年生については、ニーズ調査の結果から1～3年生の利用希望者の約半分が利用を希望している。
- 4年生の入会見込については、1～3年生の入会率32%の約半分（16%）が入会すると見込む。
- 5～6年生については、高学年になるにつれて下校時間が遅くなることなどから、入会率はさらに低くなると想定されるため、5年生10%、6年生5%として見込む。

	27 年度			28 年度			29 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,054 人	1,153 人		2,115 人	1,098 人		2,058 人	1,124 人	
①量の見込 み	1,524 人	513 人	44 か所	1,570 人	483 人	44 か所	1,527 人	505 人	43 か所
②確保方策	1,524 人	474 人	44 か所	1,570 人	433 人	44 か所	1,527 人	476 人	43 か所
②－①	0 人	△39 人	0 か所	0 人	△50 人	0 か所	0 人	△29 人	0 か所

	30 年度			31 年度		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
ニーズ調査 結果	2,080 人	1,111 人		2,086 人	1,144 人	
①量の見込 み	1,543 人	503 人	43 か所	1,548 人	506 人	43 か所
②確保方策	1,543 人	475 人	43 か所	1,548 人	506 人	43 か所
②－①	0 人	△28 人	0 か所	0 人	0 人	0 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 平成 27 年度から対象児童を 6 年生までに拡大することを前提に、各児童クラブの施設面積から算出した入会可能人数を上限として、1～3 年生を優先させたいうえで、入会希望見込み人数（量の見込み）が入会すると見込む。
- 計画的に施設の拡充を図ることで入会可能人数を増やし、平成 31 年度には入会希望児童の全てが入会すると見込む。
- 国の基準において施設規模の上限がなくなったことから、今後、施設数は増やさずに施設の拡充によって入会可能人数を増やすこととする。

【課題】

- 利用者数の増加に対応するため、各児童クラブの職員体制の整備が重要である。
- 様々な支援の必要な利用児童に対応するため、専門的知識、技能を有する職員の確保が必要である。

4. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
 - <対象者> 乳児とその保護者
 - <訪問者> 専門職訪問（生後 1 か月前後）：保健師、助産師
あかちゃん声かけ訪問（生後 4 か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター
 - <利用料金> 無料

【利用実績】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問人数	1,366 人	1,536 人	1,540 人	1,544 人

※平成 22 年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 今後も全戸訪問をめざし、量の見込み設定は、当該年度の出生見込数とする。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	1,497 人	1,476 人	1,463 人	1,444 人	1,426 人
②確保方策	実施体制：市保健師 27 人、 委嘱助産師 12 人、あかちゃん声かけ訪問員 154 人 実施機関：市 委託団体等：無	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。

5. 養育支援訪問事業

【事業概要】

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育力を高めるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。
- ＜支援内容＞ 専門職訪問：保健師・助産師・保育士・栄養士による育児相談、見守り活動
家事支援ヘルパー派遣：ヘルパーによる家事・育児援助（委託機関：出雲市社会福祉協議会等）
- ＜対象者＞ 養育支援が必要な家庭
- ＜訪問者＞ 保健師・助産師・保育士・栄養士、ホームヘルパー
- ＜利用料金＞ 無料
- ＜派遣時間等＞ 1日4時間以内（出生…乳児退院後1か月の間に15日以内、以後11か月の間に11日以内 出生以外…年間12日以内）

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度
訪問人数	122人	40人	22人	64人

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 専門職（保健師・助産師）による訪問を延べ75人（75回）、ホームヘルパーによる訪問を延べ40人（40回）として見込み、延べ115人（115回）とする。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	115人	115人	115人	115人	115人
②確保方策	実施体制：上記訪問者で実施。事例毎にサービス計画を作成し訪問者を決定する 実施機関：市 委託団体等：家事支援ヘルパー派遣を社会福祉協議会等3者に委託	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。

【課題】

- 養育支援訪問員の確保、拡大。

6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。
- 利用可能な他制度が優先される。
 <対象児童> 0歳から中学生まで
 <利用料金>

利用する時間帯	区分1	区分2	区分3	区分4
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	その他の世帯
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

<実施施設> さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度
ショートステイ ※	—	0人日	22人日	6人日

※平成23年10月から実施

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 育児不安、虐待の防止等に利用の主眼を置いている。
- 実際の相談によると、働き方や生活上の調整で養育が可能な場合が見受けられる。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ調査結果		162人日	162人日	162人日	160人日	159人日
①量の見込み		50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を継続する。

【課題】

- 効果的に利用できるよう実施施設と緊密に連携。
- 利用可能な他制度の情報提供。

7. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

- 小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受け付ける事業。

＜基本事業＞ 交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談対応、地域の子育て関連情報提供、子育てや子育て支援に関する講座の開催等

※「地域の子育て関連情報提供」は、利用者支援事業に移行予定。

＜対象者＞ 小学校就学前の児童とその保護者

＜利用料金＞ 無料

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	68,318人	71,402人	70,522人	72,281人	—
施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査結果の計算は、0歳から2歳児までを対象として算出。3歳児以上の利用を考慮し、現状の実績と同程度の量の見込みとする。

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数	利用者数	施設数
ニーズ調査結果	48,756 人日	/	48,468 人日	/	47,928 人日	/	47,352 人日	/	46,812 人日	/
①量の見込み	70,000 人日	/	70,000 人日	/	70,000 人日	/	70,000 人日	/	70,000 人日	/
②確保方策	/	10 か所	/	10 か所	/	10 か所	/	10 か所	/	10 か所

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を継続する。
直営：8か所、委託：2か所

8. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【事業概要】

- 一部の幼稚園において、保護者の短期のパートタイム就労や急な用事など子育て家庭のニーズに対応して、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施する事業。

<対象児童> 当該幼稚園に在籍する園児

<料金設定> 平成27年度以降市立幼稚園（案）

実施する預かりの内容及び料金		
平日（月～金）	7:30～8:30	100円
	14:30～16:30	200円
	14:30～18:30	400円
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	7:30～18:30のうち3時間以内の利用	300円
	7:30～18:30のうち3時間を超え5時間以内の利用	500円
	7:30～18:30のうち5時間を超え8時間以内の利用	800円
	7:30～18:30のうち8時間を超える利用	1,100円

【利用実績】

		22年度 ※1	23年度	24年度	25年度	26年度
通常型	利用日数	1,226人日	2,448人日	3,239人日	3,415人日	—
	実施園数	8園	13園	14園	14園	14園
保育機能 付加型 ※2	利用日数	12,546 人日	21,546 人日	24,858 人日	28,195 人日	—
	実施園数	5園	10園	11園	12園	12園

※1 平成22年度の実績には、合併前の斐川町の利用実績を含んでいない。

※2 保育機能付加型の利用実績は、中央幼稚園分を含まない。

上記利用実績は、以下に記載する平成26年度までの出雲市独自の預かり保育事業制度（以降「旧制度」という）の分類による。

旧制度 通常預かり保育事業（通常型）

実施日	実施時間	負担金（1日あたり）	
平日（月～金）	降園～ 16:30	400円	
夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	8:30～ 16:30	利用時間が4時間以下の場合	800円
		利用時間が4時間を超える場合	1,600円

旧制度 保育機能を付加する預かり保育事業（保育機能付加型）

実施日	実施時間		負担金（1か月あたり）
平日（月～金）	7:30 ～	降園～16:30	8,000円
	8:30	降園～18:30	12,000円
夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	7:30～16:30		8,000円
	7:30～18:30		12,000円

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 1号認定による利用は、旧制度通常型（1日単位利用）預かりの年間利用者の延べ日数。
- 2号認定による利用は、旧制度保育機能付加型（月単位利用）預かりの年間利用者の延べ日数。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ調査結果	1号認定による利用	9,771 人日	9,800 人日	9,929 人日	9,843 人日	9,786 人日
	2号認定による利用	206,203 人日	206,823 人日	209,539 人日	207,717 人日	206,521 人日
①量の見込み	1号認定による利用	9,771 人日	9,800 人日	9,929 人日	9,843 人日	9,786 人日
	2号認定による利用	93,200 人日	93,400 人日	94,800 人日	94,000 人日	93,400 人日
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	102,591 人日	102,620 人日	102,749 人日	102,663 人日	109,606 人日
②-①		△380 人日	△580 人日	△1,980 人日	△1,180 人日	6,420 人日

【確保方策の設定の考え方】

- 平成27～30年度：預かり保育事業（7:30～18:30）実施予定園・・・13園
平成26年度末閉園予定の日御碕幼稚園を除き、特別支援強化園としてインクルーシブ教育を開始する今市幼稚園を同事業実施園に追加する。
- 平成31年度預かり保育事業（7:30～18:30）実施予定園・・・14園
特別支援強化園を1園追加し、同預かり保育事業を実施する。

【確保方策の数量の考え方】

- 1号認定による利用分は、量の見込みと同数。
- 2号認定による利用分は、事業実施園において全利用可能者が開園日全て利用することを想定した最大の数値。

9. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

《一時預かり事業（幼稚園型を除く）》

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間、保育所において、一時的に預かる事業。

＜対象児童＞ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児

＜利用限度＞ 週3日、月14日以内

＜利用時間＞ 概ね 8:30～16:30

＜利用料金＞ 概ね 4時間以上利用…1,800円、4時間未満利用…900円

《子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応、就学後を除く）》

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（病児対応、就学後を除く）の対象児童等

＜対象児童＞ 0歳から就学前

＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

＜利用料金＞ 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

《子育て短期支援事業（トワイライトステイ）》

- 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となったとき等の緊急の場合に、児童福祉施設などにおいて児童を預かる事業。

＜対象児童＞ 0歳から中学生まで

＜利用料金＞

利用する時間帯	区分1	区分2	区分3	区分4
	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村住民税非課税世帯	市区町村住民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村住民税が均等割のみの世帯	市区町村住民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）	市区町村住民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1・2を除く）
8:00～17:00	0円	400円	1,000円	2,000円
17:00～22:00	0円	500円	1,200円	2,500円
22:00～8:00	0円	1,200円	3,000円	6,000円

＜実施施設＞ さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	13,450 人日	13,939 人日	13,654 人日	14,627 人日
子育て援助活動支援事業 (病児対応、就学後を除く) ※1	— 人日	— 人日	2,307 人日	2,385 人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) ※2	—	5人日	17人日	3人日

※1 平成22、23年度はデータなし

※2 平成23年10月から実施

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 一時預かり事業の利用は、年間最大168日(週3日、月14日)であり、その最大数を越えている利用意向を年間最大利用可能日数168日に置き替えて算出する。
- ファミリー・サポート・センターについては、現状、利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、利用実績と同程度の量を見込む。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ調査結果		136,848 人日	136,629 人日	136,662 人日	135,243 人日	134,069 人日
①量の見込み		22,080 人日	21,950 人日	21,920 人日	21,700 人日	21,520 人日
② 確保 方 策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	18,040 人日	18,810 人日	19,370 人日	19,150 人日	18,970 人日
	子育て援助活動支援 事業(病児対応、就学 後を除く)	2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日	2,500人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
②-①		△1,490 人日	△590人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- 一時預かり事業は、①一時預かり事業と②一時保育事業の2つの事業形態があり、①一時預かり事業については、第2種社会福祉事業(社会福祉法上の事業)として位置付けられており、届出等の事務手続きが必要であるが、年間延べ利用児童数に応じた補助金が設定されている。そのため、利用児童数に応じた対応が可能であり、②一時保育事業に比べ多くの児童を預かることが可能である。したがって、平成27年度以降に②一時保育事業から①一時預かり事業への移行を促すこととし、確保方策とする。
- 子育て援助活動支援事業は、現状程度の援助会員数(H26年6月末:まかせて会員478人、両方224人、合計702人)で活動可能な件数を設定する。
- 子育て短期支援事業は、現状の実施体制を継続する。

【課題】

- 一時預かり事業については、補助要件の緩和・補助基準額の増が予定されているが、手続きや基準が複雑なため、スムーズな一時預かり事業への移行促進。
- 子育て援助活動支援事業については、援助会員の増員と研修の充実。
- 子育て短期支援事業については、実施施設との緊密な連携と利用可能な他制度の情報提供。

10. 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）

【事業概要】

≪病児・病後児保育事業≫

- 児童が病気等の「回復期」や「回復期に至らない場合（当面の症状の急変が認められないこと）」に、入院治療の必要はないものの集団保育等が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができないときなどに、医療機関や保育所に併設した施設で児童を預かる事業。

<対象児童> 市内在住又は市内の保育所、幼稚園、小学校に在籍するおおむね10歳未満の児童

<利用時間> 基本時間…月～金 8:30～17:30 / 土曜日 8:30～12:30 （休日：日・祝・年末年始・併設医療機関等の休業日）
延長時間…月～金 8:00～8:30、17:30～18:00 / 土曜日 8:00～8:30 など

<利用料金> 基本料金…病児保育室 1,000 円/日、病後児保育室 500 円/日
（所得状況等に応じて減免あり）
延長料金…8:00～8:30、17:30～18:00 各 500 円

- 対象児童の拡大（児童福祉法の改正：平成 27 年 4 月 1 日（予定））
「おおむね10歳未満の児童」 → 「小学生までの児童」

≪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：病児対応）≫

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（病児対応）の対象児童等

<対象児童> 0歳から小学6年生

<利用時間> 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。

<利用料金> 400 円/30 分

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度
病児・病後児保育事業	1,402 人日	1,535 人日	1,304 人日	2,364 人日
子育て援助活動支援事業 （病児対応）※	—	—	106 人日	43 人日

※平成 22、23 年度はデータなし

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- 病児・病後児保育 5 施設合計の定員は 15 人。
- 病児保育室によると申込み全体の 2 割程度が定員超過で受け入れできない状況とのこと。5 施設あわせて申込み全体の 2 割程度定員超過があると仮定すると、年間 600 人日程度、定員超過で受け入れできない状況があると見込まれる。
- ニーズ調査結果は、8,500 人日を超える数値となったが、実際の利用実績と定員超過状況を勘案して量の見込みを設定する。

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ニーズ調査結果		8,798 人日	8,787 人日	8,796 人日	8,706 人日	8,632 人日
①量の見込み		3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
② 確保 方策	病児・病後児 保育事業	2,400 人日	2,400 人日	2,400 人日	2,900 人日	2,900 人日
	子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サ ポート・センター 事業：病児対応)	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②-①		△500 人日	△500 人日	△500 人日	0 人日	0 人日

【確保方策の設定の考え方】

- 病児・病後児保育事業は、実施施設間の連携や、施設増により、受け入れ数の拡大を図る。
- 子育て援助活動支援事業は、現状の活動件数を維持する。

【課題】

- 病児・病後児保育事業での実施施設間の連携。
- 子育て援助活動支援事業は、病児の預かりが可能な援助会員の確保と研修の充実。

11. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

【事業概要】

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

◆子育て援助活動（就学後）の対象児童等

- ＜対象児童＞ 小学生
- ＜利用時間＞ 会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は行わない。
- ＜利用料金＞ 月～金の7:00～19:00…300円/30分、左記以外の時間及び土・日・祝・年末年始…400円/30分

【利用実績】

	22年度※		23年度※		24年度		25年度	
	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生
子育て援助活動支援事業（就学後）	—	—	—	—	2,325人日	638人日	2,492人日	473人日

※平成22、23年度はデータなし

【量の見込み設定の考え方】 ニーズ調査あり

- ニーズ調査結果は「0人日」となっているが、選択肢が「ファミリー・サポート・センターへ小学生を預ける場合」と読み取れるため、児童クラブや習い事と自宅との送迎が主である小学生のファミリー・サポート・センター利用が調査結果に現れなかったと推測される。
- 現状では、ファミリー・サポート・センターにおいて利用希望を断るケースはほとんど無く、供給は需要を満たしているため、利用実績と同程度の量を見込む。

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生	1-3年生	4-6年生
ニーズ調査結果	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
①量の見込み	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日
②確保方策 子育て援助活動支援事業（就学後）	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日	2,400人日	600人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の活動件数を維持する。

【課題】

- 援助会員数の増員と研修の充実。

12. 妊婦に対して健康診査を実施する事業

【事業概要】

- 妊娠届のあった妊婦に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して妊婦健診を実施する事業。

＜対象者＞	妊婦
＜利用回数＞	1人あたり14回
＜助成金額＞	1人あたり108,115円

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度
人数	16,007人	18,125人	18,575人	18,564人
健診回数	14回/人	14回/人	14回/人	14回/人

【量の見込み設定の考え方】 二一ズ調査なし

- 年間の妊娠届出見込数 1,650人（転入者を含む）に、1人当たりの平均健診回数 11.34回を乗じたもの。転入、早産、妊娠届出週数等により、対象者全員が14回の利用とはならない。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	18,711人	18,711人	18,711人	18,711人	18,711人
	健診回数	14回/人	14回/人	14回/人	14回/人	14回/人
②確保方策	実施場所：県内45か所の医療機関（償還払いは県外の医療機関可） 実施体制：医師、助産師他 検査項目：県内統一項目（国の基準） 実施時期：母子保健法による	同左	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制を維持する。
- 母子保健法に基づく国の基準に基づき実施する。

【課題】

- 医療機関との連携強化。

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

- 支給認定を受けた子どもの属する世帯の所得状況などを勘案し、教育・保育において保護者が支払うべき日用品、文房具等や行事への参加に必要な費用等に対して助成する事業。

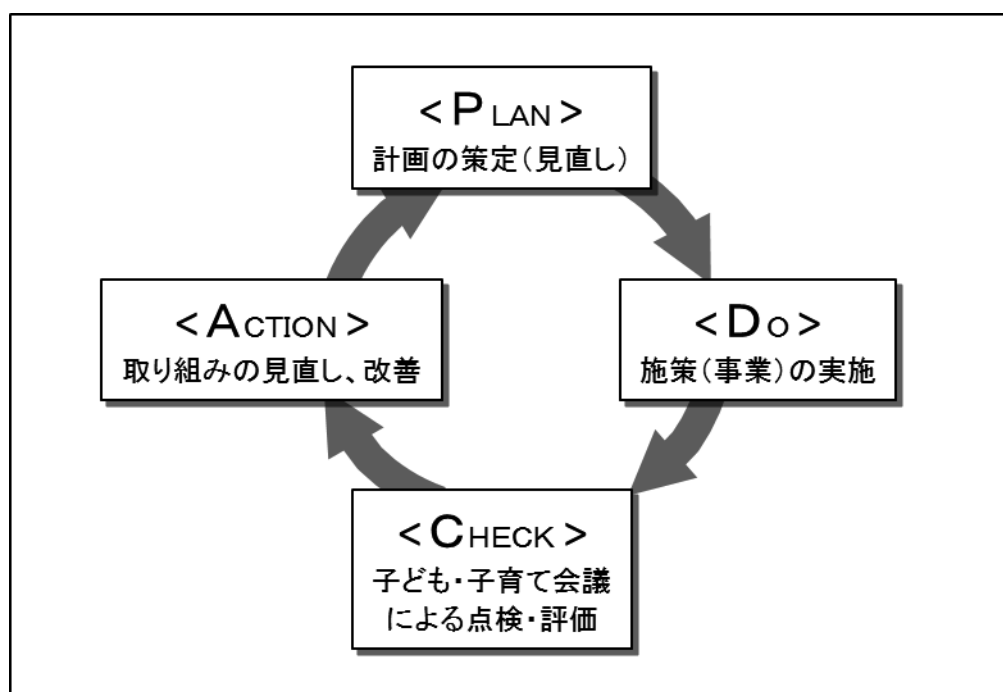
【事業実施の考え方】

- 今後、国から示される事業の詳細等をふまえ、状況に応じて事業実施を検討する。

第5章 計画の進行管理

I 計画の進行管理

- 計画の適切な進行管理のため、毎年度、『出雲市子ども・子育て会議』において、本計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します（PDCAサイクルによる進行管理）。
- 特に、前章の「量の見込み」「確保の内容」については、必要がある場合は、平成29年度を目途に計画を見直します。



資料編

子どもや子育て家庭を取り巻く状況

I 少子化の動向

1. 人口の推移

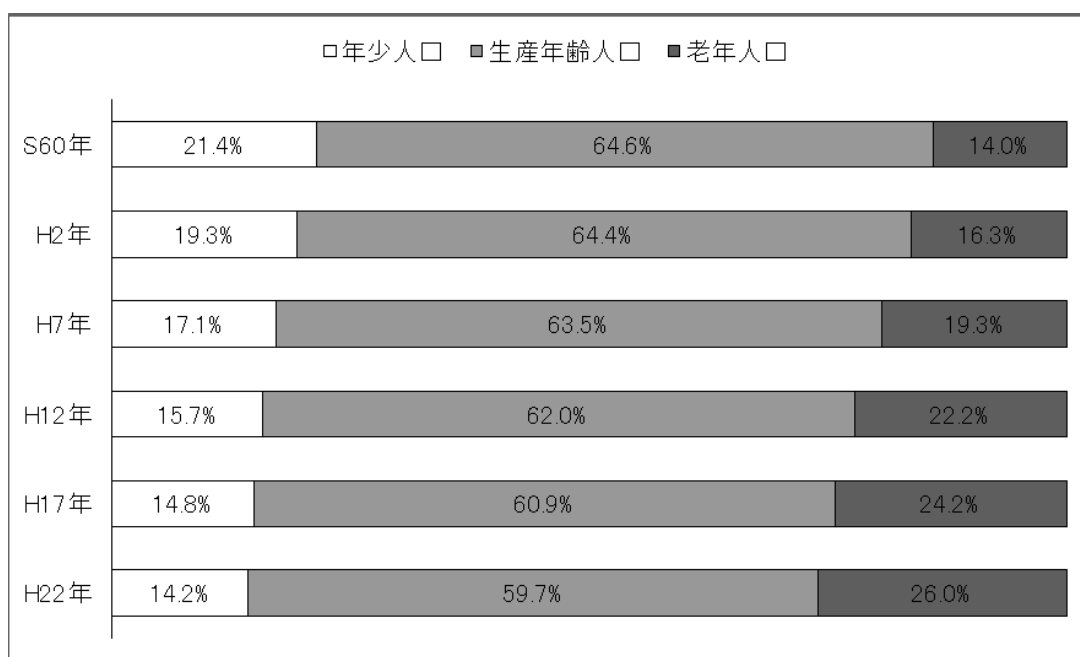
■人口及び年齢3区分人口の推移

- 本市の人口の推移をみると、平成12年まで増加傾向にありましたが、平成17年以降減少しています。
- 年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する少子高齢化が進んでいます。

（単位：人）

区 分	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)
総人口	170,529	171,410	172,001	173,776	173,751	171,485
年少人口	36,424	33,001	29,488	27,334	25,633	24,402
14歳以下	21.4%	19.3%	17.1%	15.7%	14.8%	14.2%
生産年齢人口	110,234	110,399	109,261	107,782	105,863	102,375
15～64歳	64.6%	64.4%	63.5%	62.0%	60.9%	59.7%
老年人口	23,871	27,878	33,245	38,599	42,050	44,584
65歳以上	14.0%	16.3%	19.3%	22.2%	24.2%	26.0%

資料 国勢調査



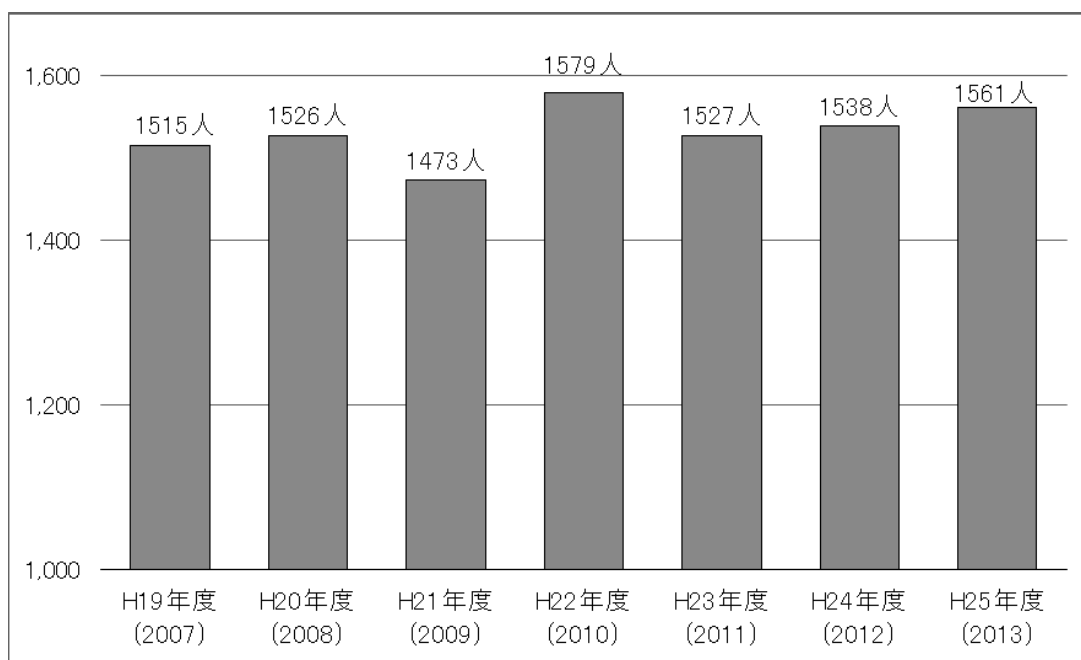
2. 出生数等の推移

■ 出生数の推移

○ 出生数は、近年1,500人前後で推移しています。

区 分	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)
出生数(人)	1,515	1,526	1,473	1,579	1,527	1,538	1,561

資料 住民基本台帳 *外国人を除く

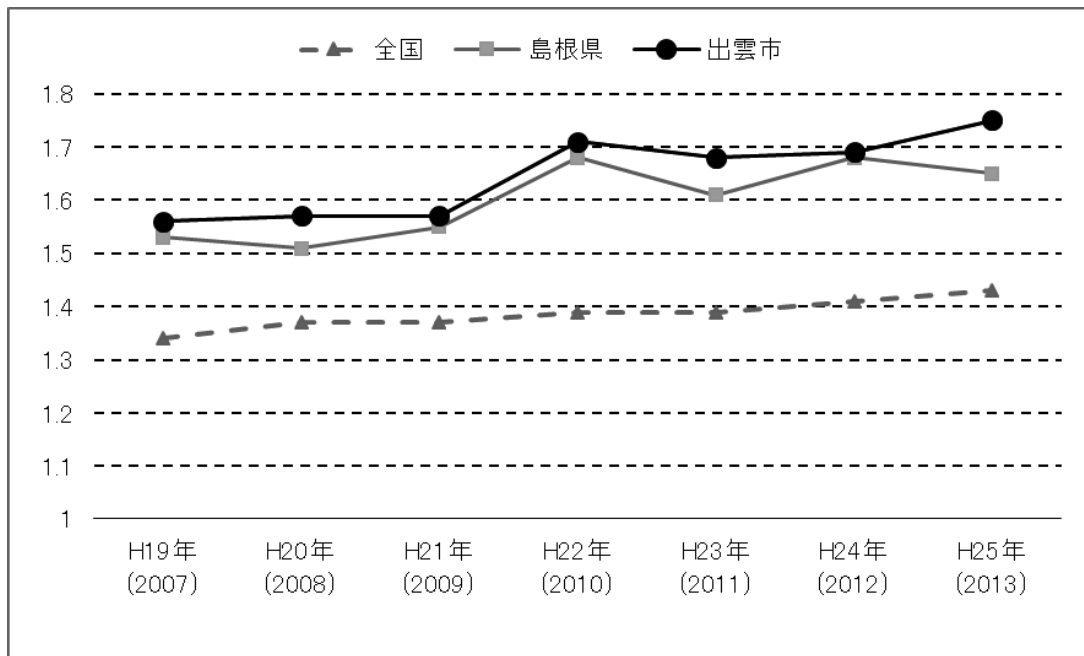


■合計特殊出生率の推移

○ 本市の平成25年の合計特殊出生率※1は1.75であり、全国よりも高い値で推移しています。

区分	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)
出雲市	1.56	1.57	1.57	1.71	1.68	1.69	1.75
島根県	1.53	1.51	1.55	1.68	1.61	1.68	1.65
全国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

資料 人口動態統計



用語解説

※1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。人口維持に必要な水準は、2.08前後とされる。

3. 出雲市の将来推計人口

■ 出雲市の年齢別将来推計人口

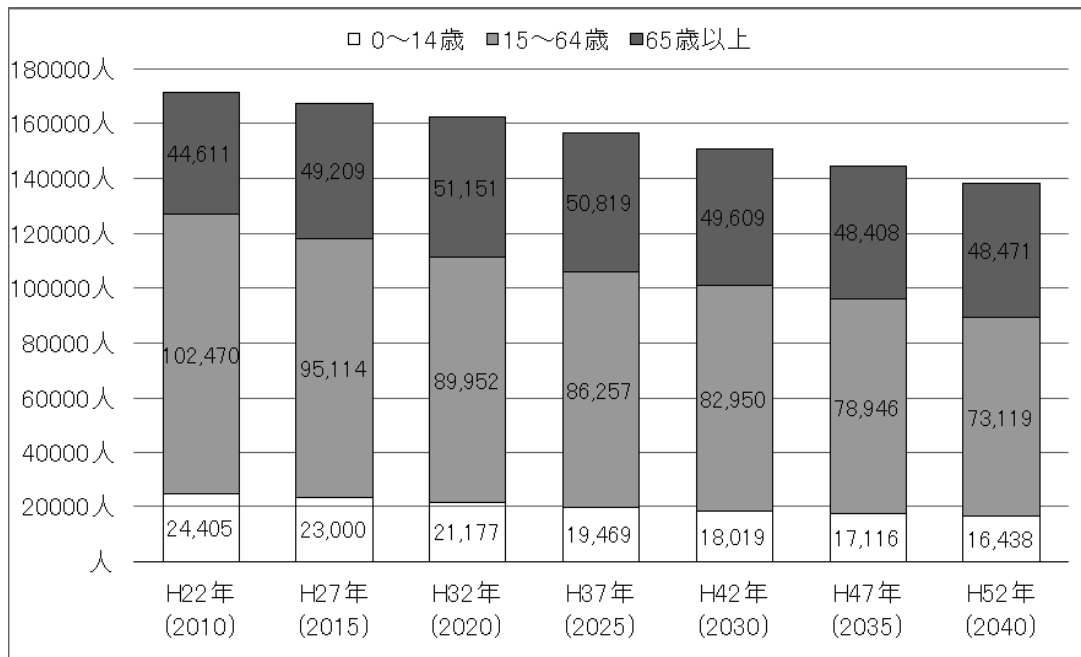
- 推計期間において、年少人口（0～14歳人口）は当初の24,405人から16,438人へと7,967人（当初人口の32.6％）の減少、生産年齢人口（15～64歳人口）は102,470人から73,119人へと29,351人（同28.6％）の減少が見込まれます。これに対し老年人口（65歳以上人口）は44,611人から48,471人へと3,860人（同8.7％）増加する見込みとなっています。

（単位：人）

区分	H22年 (2010)	H27年 (2015)	H32年 (2020)	H37年 (2025)	H42年 (2030)	H47年 (2035)	H52年 (2040)
総計	171,485	167,323	162,280	156,545	150,578	144,470	138,028
65歳以上	44,611	49,209	51,151	50,819	49,609	48,408	48,471
15～64歳	102,470	95,114	89,952	86,257	82,950	78,946	73,119
0～14歳	24,405	23,000	21,177	19,469	18,019	17,116	16,438
0～4歳	7,592	7,109	6,381	5,918	5,663	5,482	5,244
5～9歳	8,203	7,656	7,134	6,405	5,939	5,685	5,501
10～14歳	8,610	8,235	7,662	7,146	6,417	5,949	5,693

資料 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）／国立社会保障・人口問題研究所

*平成22年(2010)の国勢調査を基に、年齢（5歳）階級別の将来人口を推計



II 世帯・就労の状況

1. 世帯の状況

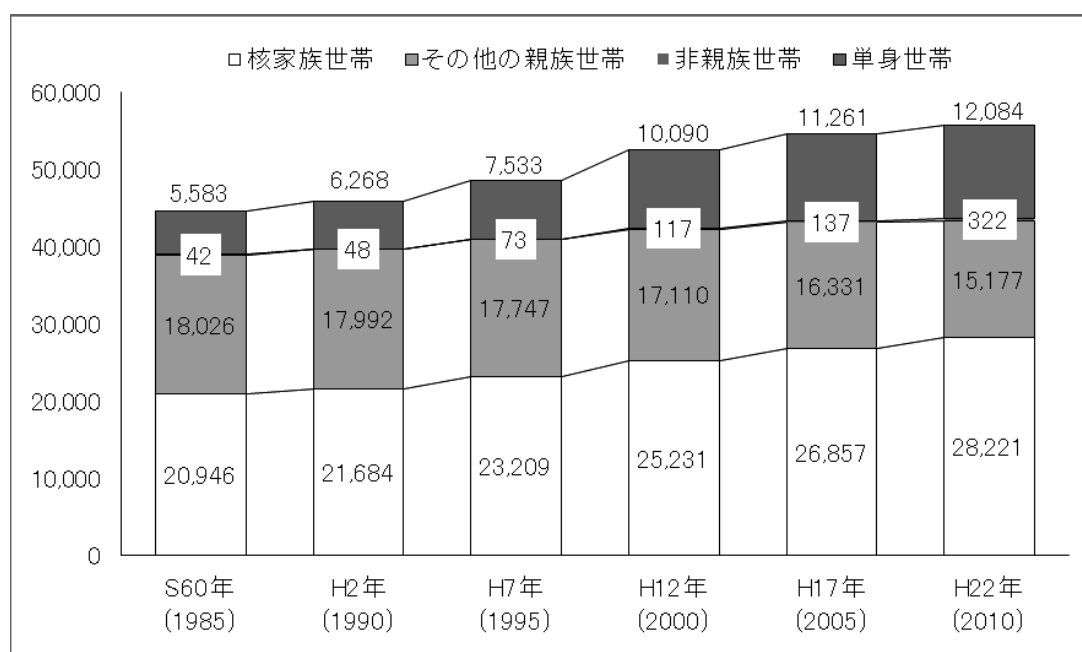
■一般世帯及び世帯の家族類型別割合の推移

- 一般世帯数は、増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単身世帯が大きく増加し、その他の親族世帯は急速に減少しています。

(単位：世帯)

区分	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)
一般世帯数 ※2	44,615	45,992	48,562	52,548	54,586	55,805
核家族世帯数	20,946	21,684	23,209	25,231	26,857	28,221
	46.9%	47.1%	47.8%	48.0%	49.2%	50.6%
その他の親族世帯数 ※3	18,026	17,992	17,747	17,110	16,331	15,177
	40.4%	39.1%	36.5%	32.6%	29.9%	27.2%
非親族世帯数 ※4	42	48	73	117	137	322
	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.6%
単身世帯数	5,583	6,268	7,533	10,090	11,261	12,084
	12.5%	13.6%	15.5%	19.2%	20.6%	21.7%

資料 国勢調査



■ 母子・父子世帯数及び母子・父子世帯割合の推移

○ 平成22年と平成7年を比較すると母子世帯数が約1.6倍と大きく増加しています。

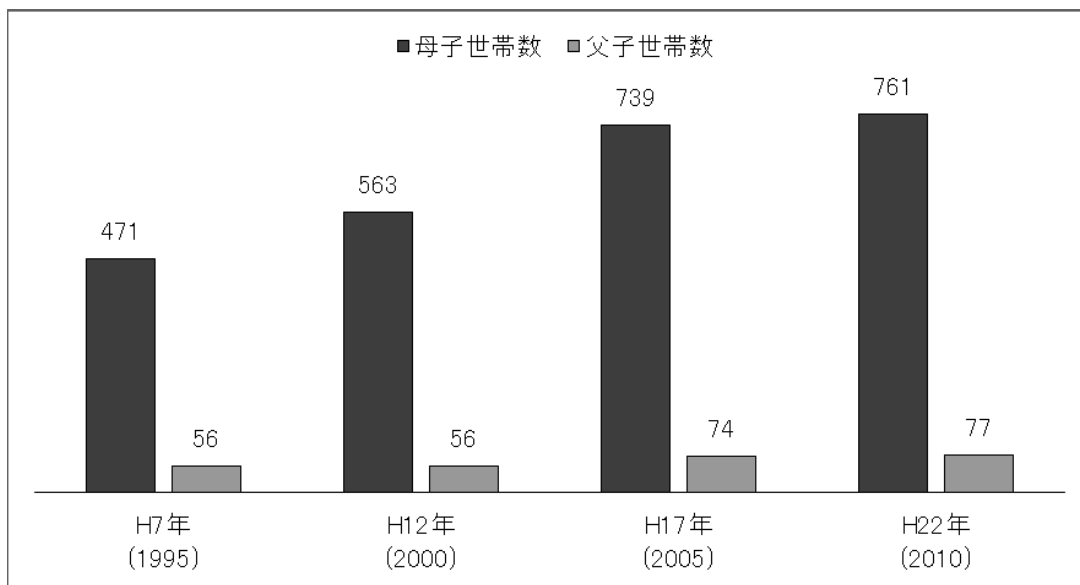
(単位：世帯)

区分	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)
母子世帯数	471	563	739	761
	0.97%	1.07%	1.35%	1.36%
父子世帯数	56	56	74	77
	0.12%	0.11%	0.14%	0.14%

資料 国勢調査

* 18歳未満世帯員のいる世帯を計上

* 割合は一般世帯に対する割合



用語解説

※2 一般世帯

- ① 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
- ② 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿など下宿している単身者。
- ③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※3 その他の親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯。

※4 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

2. 就労の状況

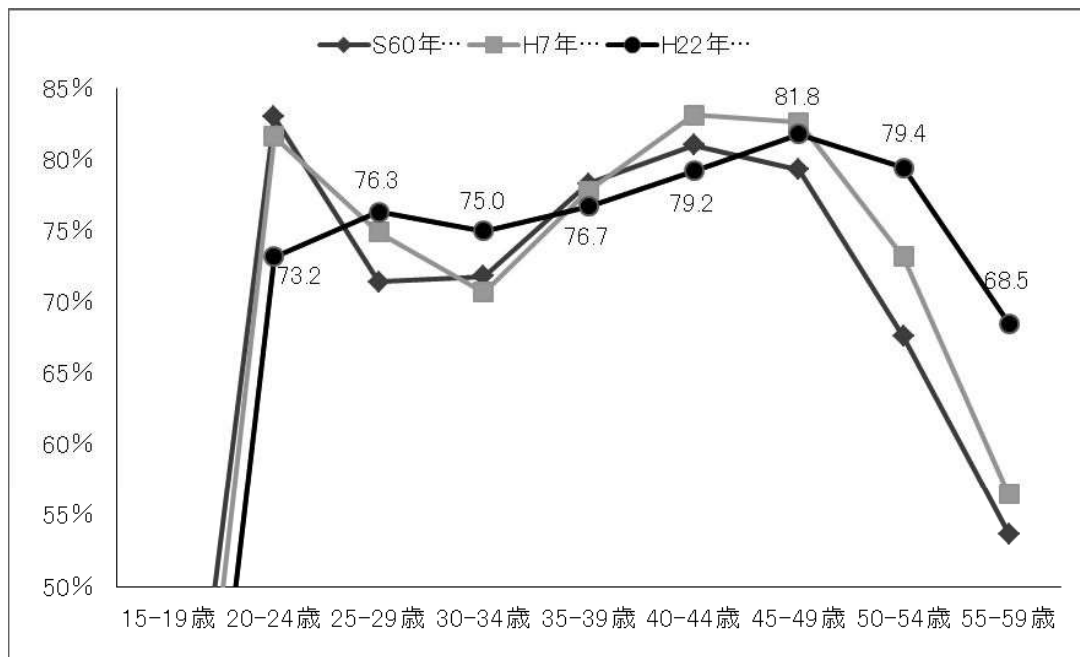
■女性の年齢別就業率

- 平成12年以前の女性の年齢別就業率をみると、25歳～34歳にかけて一度落ち込み、その後再び上昇するといった傾向がうかがえます。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられますが、このような落ち込みは、平成17年・22年にはみられなくなっています。

(単位：%)

区 分	出雲市					島根県	全国
	S60年 (1985)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H22年 (2010)	H22年 (2010)
15～19歳	24.5	16.6	14.2	12.1	10.0	10.2	13.3
20～24歳	83.0	81.6	77.3	71.9	73.2	71.4	60.3
25～29歳	71.4	74.9	74.8	76.2	76.3	76.5	67.1
30～34歳	71.8	70.7	69.5	71.1	75.0	74.7	60.6
35～39歳	78.3	77.8	75.1	73.4	76.7	76.1	60.4
40～44歳	81.0	83.1	82.5	79.8	79.2	79.0	65.1
45～49歳	79.3	82.6	81.5	81.6	81.8	81.5	69.3
50～54歳	67.6	73.2	74.6	74.9	79.4	79.2	68.1
55～59歳	53.7	56.5	59.9	64.4	68.5	69.4	59.7

資料 国勢調査



Ⅲ 子育てを取り巻く状況

1. 就学前児童の状況

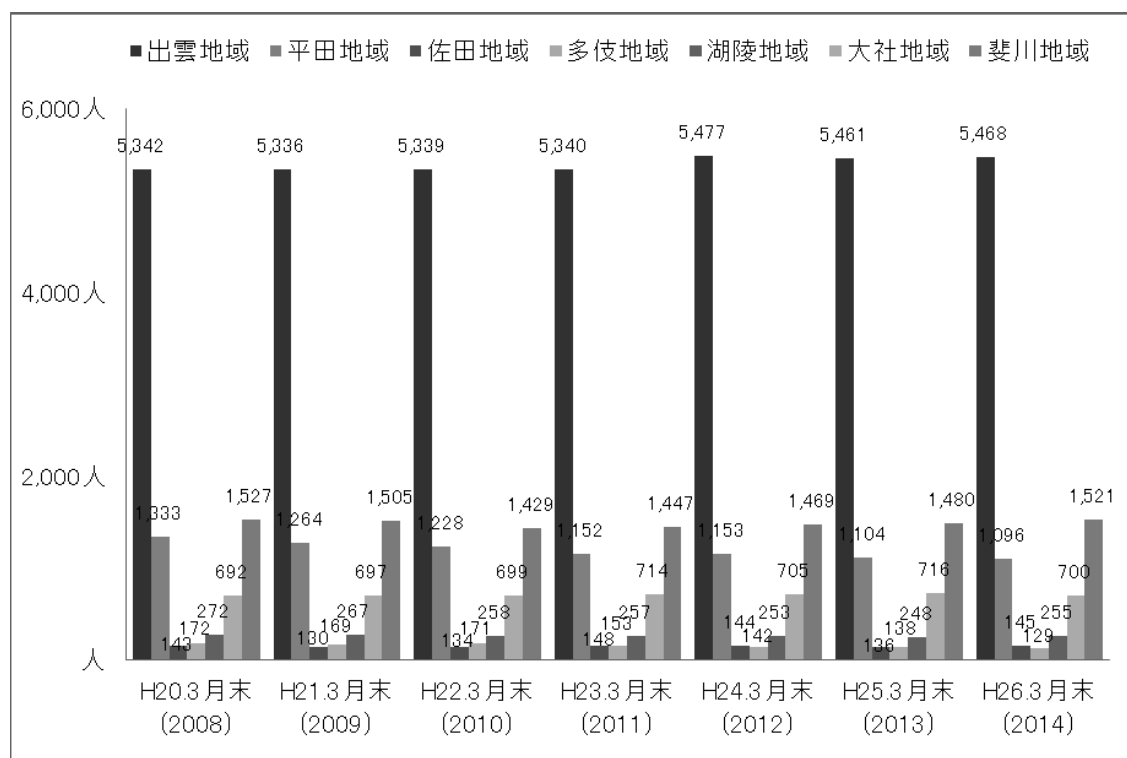
■就学前児童数の推移

- 近年は9,300人前後で推移しています。
- 平成26年は、平成20年比で167人の減(▲1.8%)となっています。

(単位：人)

区分	H20.3月末 (2008)	H21.3月末 (2009)	H22.3月末 (2010)	H23.3月末 (2011)	H24.3月末 (2012)	H25.3月末 (2013)	H26.3月末 (2014)
出雲地域	5,342	5,336	5,339	5,340	5,477	5,461	5,468
平田地域	1,333	1,264	1,228	1,152	1,153	1,104	1,096
佐田地域	143	130	134	148	144	136	145
多伎地域	172	169	171	153	142	138	129
湖陵地域	272	267	258	257	253	248	255
大社地域	692	697	699	714	705	716	700
斐川地域	1,527	1,505	1,429	1,447	1,469	1,480	1,521
合計	9,481	9,368	9,258	9,211	9,343	9,283	9,314

資料 住民基本台帳 *外国人を除く



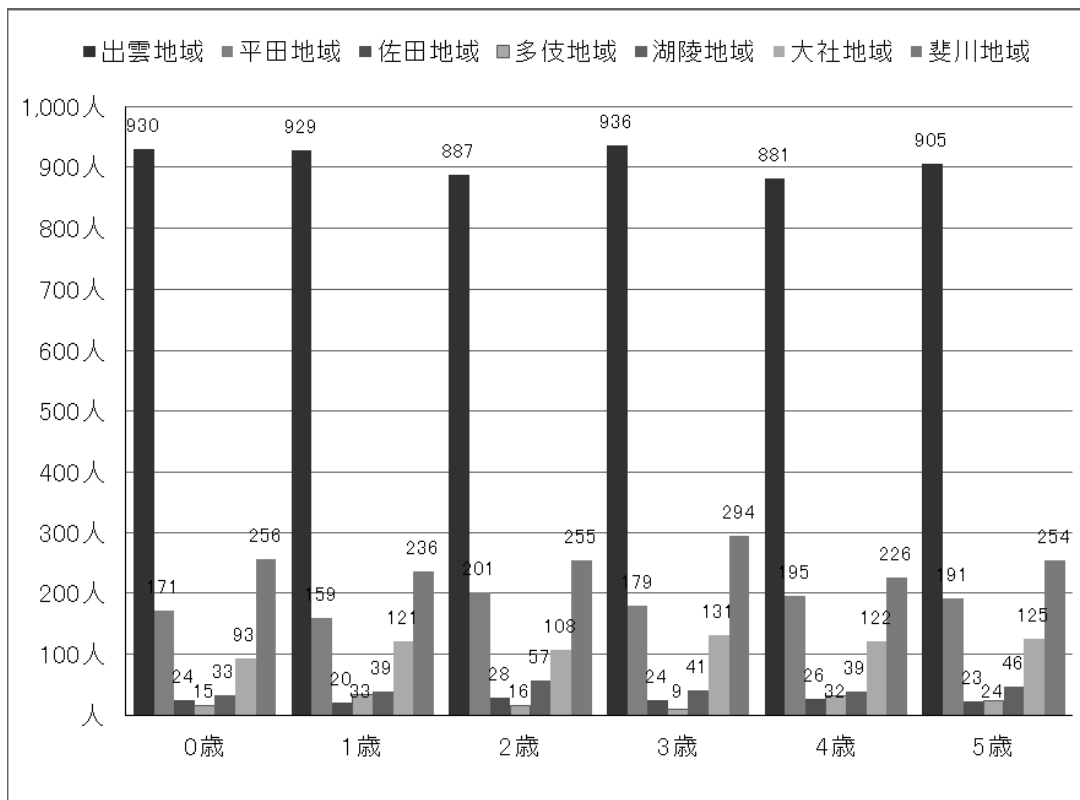
■年齢別就学前児童数

○ 平成26年3月末時点の就学前児童(9,314人)の年齢別内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	年 齢						合 計
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
出雲地域	930	929	887	936	881	905	5,468
平田地域	171	159	201	179	195	191	1,096
佐田地域	24	20	28	24	26	23	145
多伎地域	15	33	16	9	32	24	129
湖陵地域	33	39	57	41	39	46	255
大社地域	93	121	108	131	122	125	700
斐川地域	256	236	255	294	226	254	1,521
合計	1,522	1,537	1,552	1,614	1,521	1,568	9,314

資料 住民基本台帳(平成26年3月末) *外国人を除く



■就学前児童の教育・保育施設の利用状況

- 本市における就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を基にその概要を表したものです。（各資料の時点が異なるため、正確な数値ではありません。）

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所	398	965	1,066	1,039	968	988	5,424
幼稚園	0	0	0	471	500	554	1,525
在宅等	1,124	572	486	104	53	26	2,365
合計	1,522	1,537	1,552	1,614	1,521	1,568	9,314

※就学前児童数は、平成26年3月末日の住民基本台帳に基づく人口（外国人を除く）

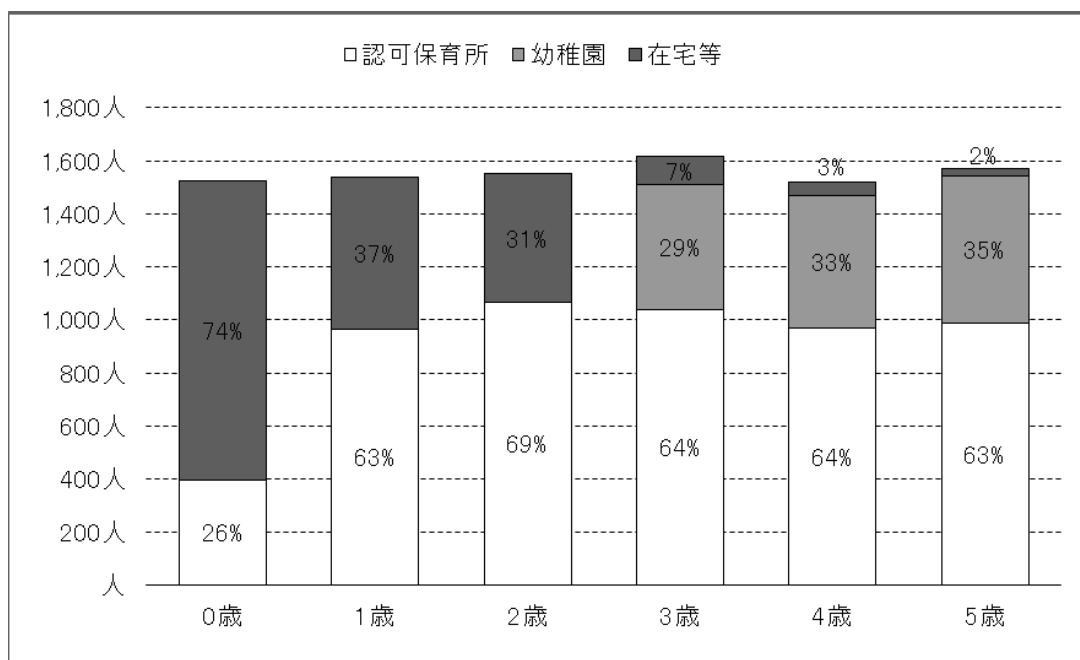
※認可保育所の入所児童数は、平成26年5月1日現在の数値（市外からの入所を除く）。

認定こども園の保育所部分の入所児童数を含む。

※幼稚園の入所児童数は、平成26年5月1日現在の数値。認定こども園の幼稚園部分

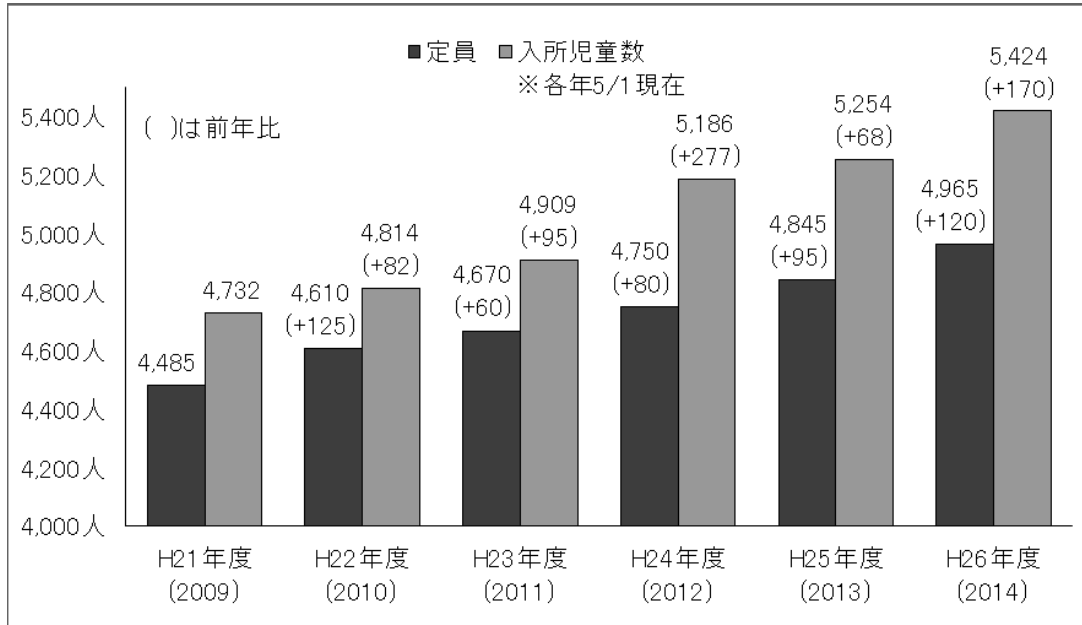
の入所児童数を含む。

※在宅等には、事業所内保育所、認可外保育施設に入所する児童数を含む。



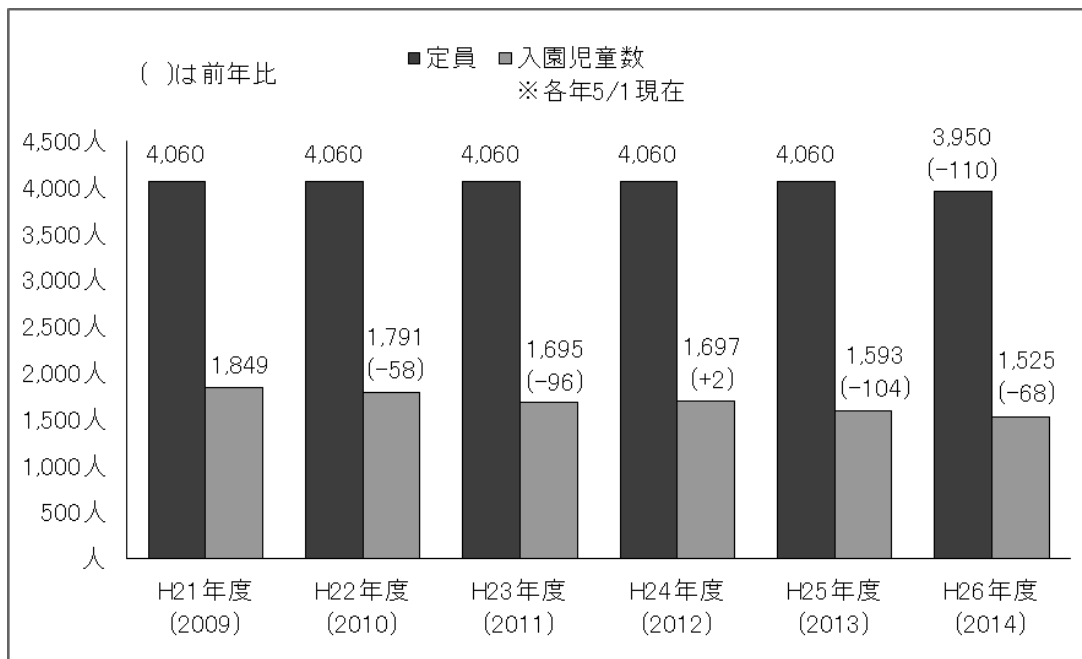
■保育所の入所児童数・定員数の状況

- 近年は、毎年定員改定（増員）を実施しています。
- 入所児童が増加傾向であり、近年は、毎年定員超過の状況にあります。



■公私幼稚園の入園児童数・定員数の状況

- 平成26年度は、私立光幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、定員減となっています。
- 入園児童が減少傾向であり、定員割れの状況にあります。



2. 小学生の状況

■ 小学校の児童数

○ 児童数は、減少傾向にあります。

区 分	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)
小学校数(校)	38	38	38	38	38	38	38
児童数(人)	10,217	10,206	10,152	10,145	9,882	9,822	9,668

資料 学校基本調査（毎年度5月1日現在）

3. 要保護児童の対応状況

■ 要保護児童の対応状況

○ 児童相談件数は、増加傾向にあります。

(単位：件)

	児童相談 (実件数)	(内訳)					
		養育力 不足	児童虐待				
			計	身体的	性的	心理的	ネグレクト
H17年度 (2005)	40	17	23	3	0	4	16
H18年度 (2006)	65	23	42	15	1	11	15
H19年度 (2007)	110	25	85	26	2	20	37
H20年度 (2008)	108	59	49	12	0	15	22
H21年度 (2009)	106	67	39	16	1	13	9
H22年度 (2010)	69	55	14	8	0	5	1
H23年度 (2011)	74	33	41	19	0	5	17
H24年度 (2012)	72	20	52	13	1	19	19
H25年度 (2013)	100	90	10	1	0	3	6

子育て支援に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1. 調査の目的

出雲市子ども・子育て支援事業計画（仮称）を策定するにあたり、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、教育・保育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、アンケート調査を実施した。

2. 調査設計

- (1) 調査地域 出雲市全域
- (2) 調査対象 市内に住む、就学前児童がいる世帯の中から無作為抽出
- (3) 標本数 就学前児童 3,000世帯
- (4) 回収数 就学前児童 1,292世帯（回収率 43.1%）
- (5) 調査方法 郵送配布—郵送回収
- (6) 調査時期 平成25年(2013)12月 3日 対象世帯あて発送
平成26年(2014)1月10日 回答期限
※平成26年(2014)1月27日までの回収結果を集計

3. 報告書の見方

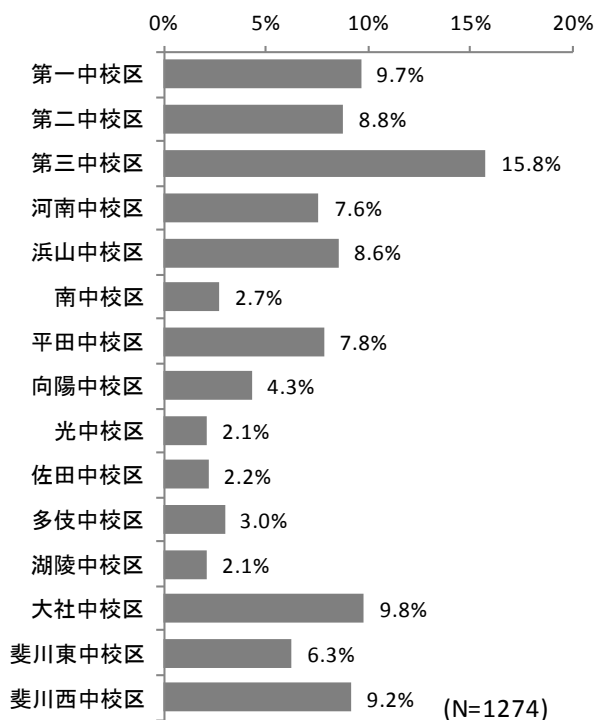
- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比（%）で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- (2) 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。
- (3) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。

Ⅱ 調査結果

1. 子どもと家族の状況

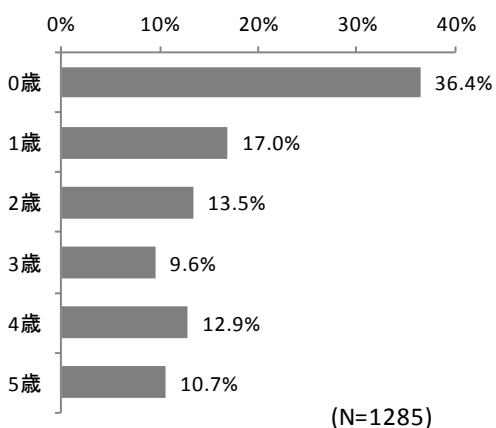
あて名のお子さんご家族の状況についておたずねします。

● 住まいの地区（中学校区）



	人数(人)	人数比率	回収率
第一中校区	123	9.7%	45.6%
第二中校区	112	8.8%	36.1%
第三中校区	201	15.8%	38.7%
河南中校区	97	7.6%	42.4%
浜山中校区	109	8.6%	40.4%
南中校区	35	2.7%	50.0%
平田中校区	100	7.8%	43.3%
向陽中校区	55	4.3%	42.3%
光中校区	27	2.1%	42.2%
佐田中校区	28	2.2%	45.2%
多伎中校区	38	3.0%	59.4%
湖陵中校区	27	2.1%	38.6%
大社中校区	125	9.8%	50.0%
斐川東中校区	80	6.3%	47.1%
斐川西中校区	117	9.2%	40.2%
合計	1274	100.0%	

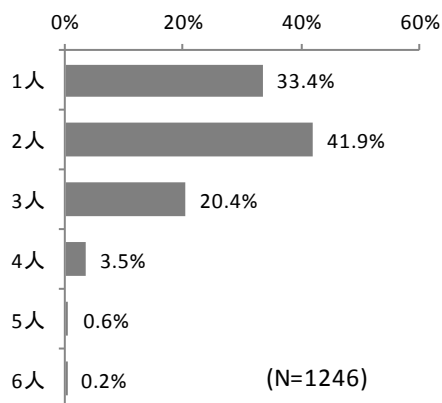
● 対象児童の年齢



	人数(人)	人数比率	回収率
0歳	468	36.4%	45.1%
1歳	218	17.0%	40.5%
2歳	173	13.5%	42.7%
3歳	123	9.6%	35.7%
4歳	166	12.9%	47.4%
5歳	137	10.7%	42.2%
合計	1285	100.0%	

● きょうだいの状況

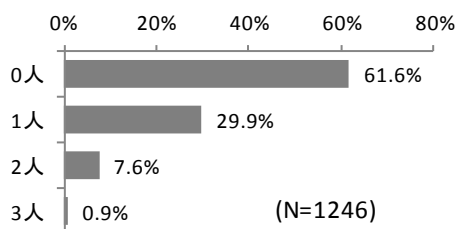
<子どもの人数>



	人数(人)	比率
1人	416	33.4%
2人	522	41.9%
3人	254	20.4%
4人	43	3.5%
5人	8	0.6%
6人	3	0.2%
合計	1246	100.0%

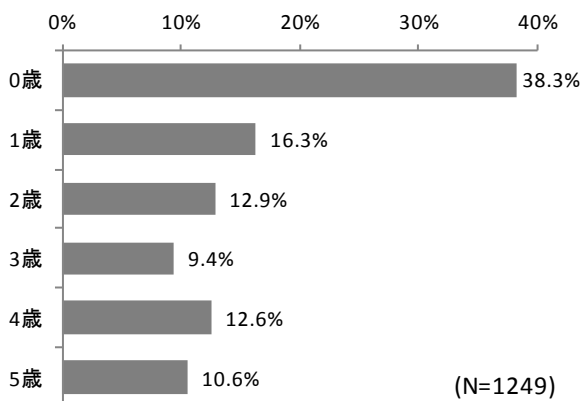
➤ 一人っ子の世帯が33.4%を占め、3人以上の子のいる世帯は24.7%を占める。

<小学生のきょうだいの人数>



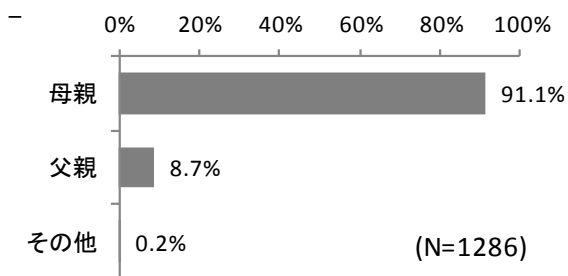
	人数(人)	比率
0人	768	61.6%
1人	372	29.9%
2人	95	7.6%
3人	11	0.9%
合計	1246	100.0%

<末子の年齢>



	人数(人)	比率	
0歳	H24年4月～H26年1月	478	38.3%
1歳	H23年4月～H24年3月	204	16.3%
2歳	H22年4月～H23年3月	161	12.9%
3歳	H21年4月～H22年3月	117	9.4%
4歳	H20年4月～H21年3月	157	12.6%
5歳	H19年4月～H20年3月	132	10.6%
合計		1249	100.0%

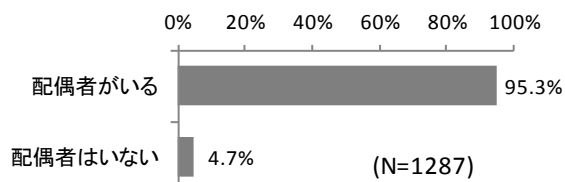
● 調査票回答者（対象児童との関係）



	人数(人)	比率
母親	1172	91.1%
父親	112	8.7%
その他	2	0.2%
合計	1286	100.0%

➤ 母親が回答しているケースが91.1%を占める。

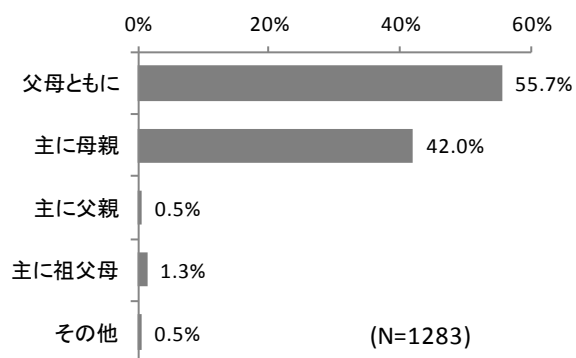
● 調査票回答者の配偶関係



	人数(人)	比率
配偶者がいる	1226	95.3%
配偶者がいない	61	4.7%
合計	1287	100.0%

➤ 配偶者のいない世帯は約5%である。

● 子育て（教育を含む）を主に行っている方



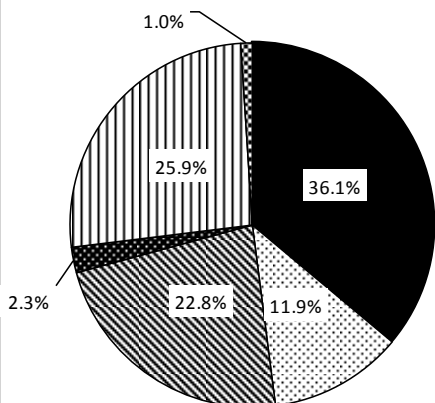
	人数(人)	比率
父母ともに	714	55.7%
主に母親	539	42.0%
主に父親	7	0.5%
主に祖父母	17	1.3%
その他	6	0.5%
合計	1283	100.0%

2. 保護者の就労状況

あて名のお子さんの保護者の働き方についておたずねします。

問7 あて名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）についてお答えください。

● 母親

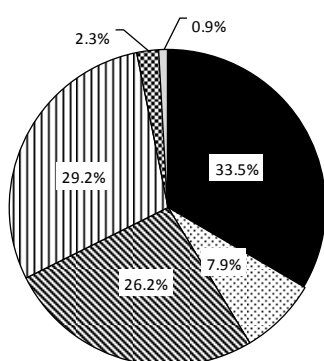


凡例

- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いており、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▩ パート・アルバイトで働いており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は働いていたが、現在は働いていない
- ▨ これまで働いたことがない

(N=1280)

平成 20 年実施



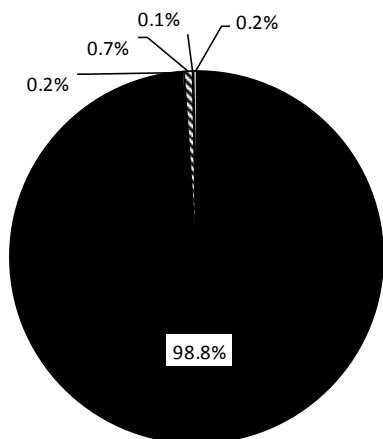
凡例

- 就労している(フルタイム)
- 就労している(フルタイムだが、産休・育休・介護休業中)
- ▨ 就労している(パートタイム、アルバイト等)
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまでに就労したことがない
- その他

(N=1007)

- 就労していない母親は 26.9%、フルタイムの就労は 48.0%、パートタイムの就労は 25.1%。その内、産休・育休・介護休業中は 14.2%。
- 5 年前と比べると、母親はフルタイムの就労が 41.4%→48.0%と 6.6 ポイント増加し、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が 29.2%→25.9%と 3.3 ポイント減少「就労したことがない」が 2.3%→1.0%と 1.3 ポイント減少。

● 父親

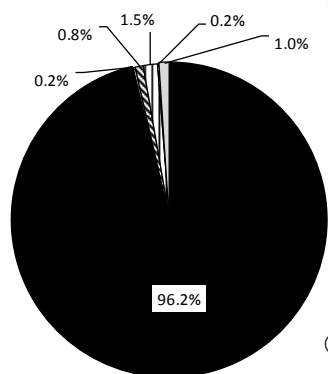


凡例

- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いており、産休・育休・介護休業中である
- ▣ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイトで働いており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は働いていたが、現在は働いていない

(N=1216)

平成 20 年実施



凡例

- 就労している(フルタイム)
- 就労している(フルタイムだが、産休・育休・介護休業中)
- ▣ 就労している(パートタイム、アルバイト等)
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▤ これまでに就労したことがない
- その他

(N=959)

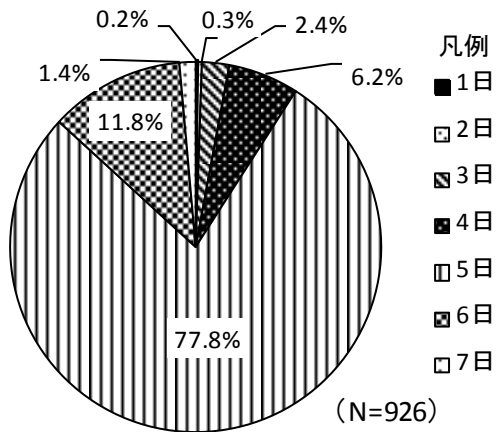
- 父親の 99.0%がフルタイム、産休・育休・介護休業中が 0.3%。
- 5 年前と比べると、父親はフルタイムの就労が 96.4%→99.0%と 2.6 ポイント増加。

問7の母親または父親で、「働いている（産休等含む）」と回答した方におたずねします。

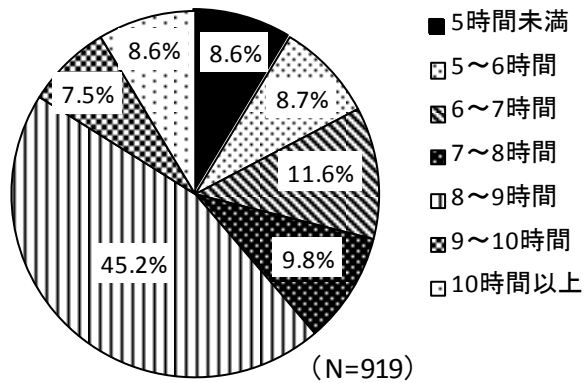
問7-1 週当たりの「働いている日数」、1日当たりの「働いている時間（残業時間を含む）」、「家を出る時刻」と「帰宅時刻」をお答えください。

● 母親

<1週間当たり>



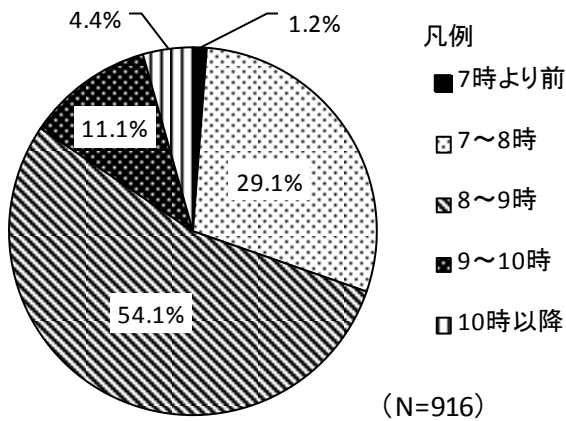
<1日当たり>



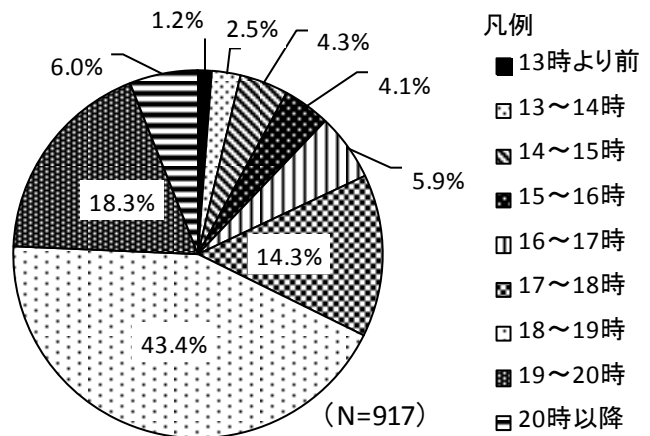
凡例

- 5時間未満
- ▣ 5～6時間
- ▤ 6～7時間
- ▥ 7～8時間
- ▦ 8～9時間
- ▧ 9～10時間
- ▨ 10時間以上

<家を出る時刻>



<帰宅時刻>



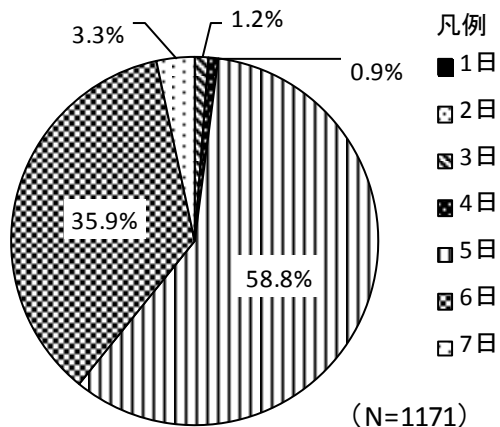
凡例

- 13時より前
- ▣ 13～14時
- ▤ 14～15時
- ▥ 15～16時
- ▦ 16～17時
- ▧ 17～18時
- ▨ 18～19時
- ▩ 19～20時
- 20時以降

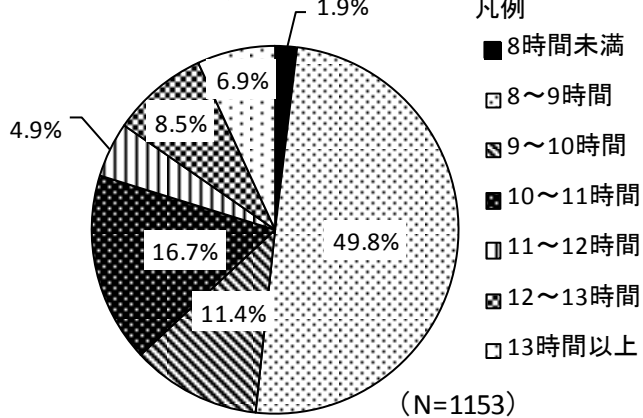
- 休業中も含む就労中の母親のうち、週5日以上勤務が91.0%、週4日勤務が6.2%、週3日までの勤務が2.9%。1日8時間以上労働が61.3%、6～8時間労働が21.4%、6時間未満労働が17.3%。
- 休業中も含む就労中の母親の83.2%が7～9時に家を出て、76.0%が17～20時に帰宅。

● 父親

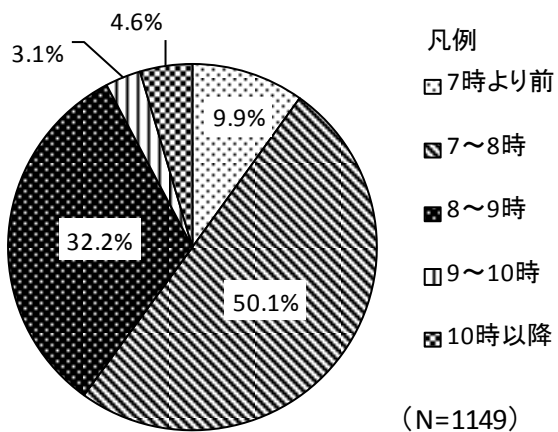
<1週間当たり>



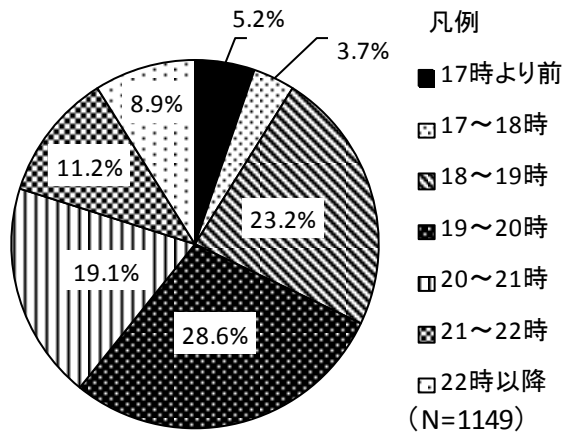
<1日当たり>



<家を出る時刻>



<帰宅時刻>

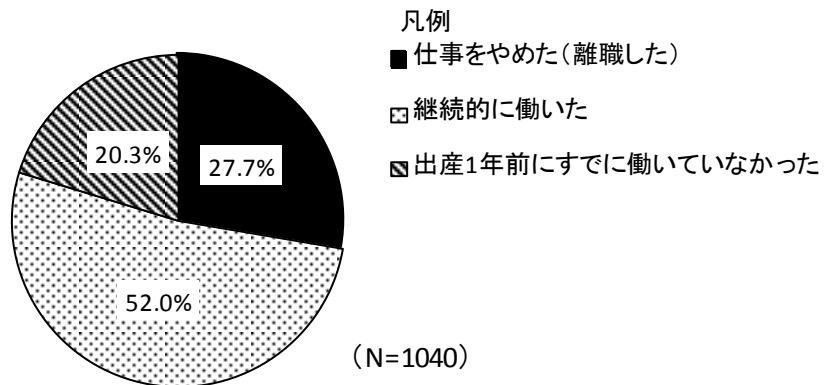


- ▶ 休業中も含む就労中の父親のうち、週 5～6 日勤務が 94.7%、1 日 8 時間以上労働が 98.2%。
- ▶ 休業中も含む就労中の父親の82.3%が7～9時に家を出て、70.9%が18～21時に帰宅。

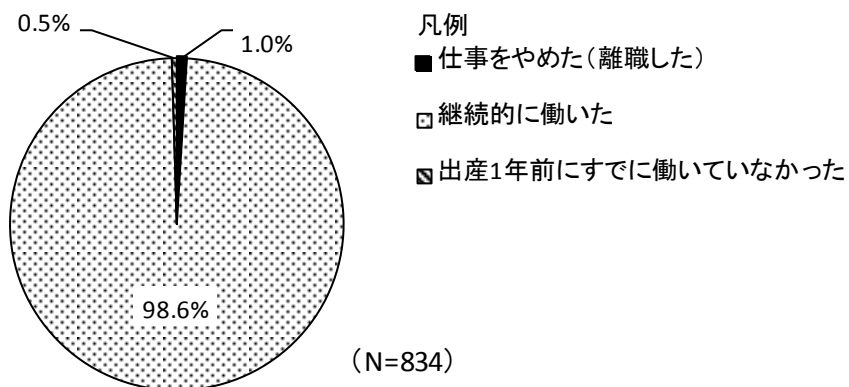
問7の母親または父親で、「働いている（産休等含む）」または「以前は働いていたが、現在は働いていない」と回答した方におたずねします。

問7-2 あて名のお子さんの出産前後（前後それぞれ1年以内）に仕事をやめましたか。

● 母親



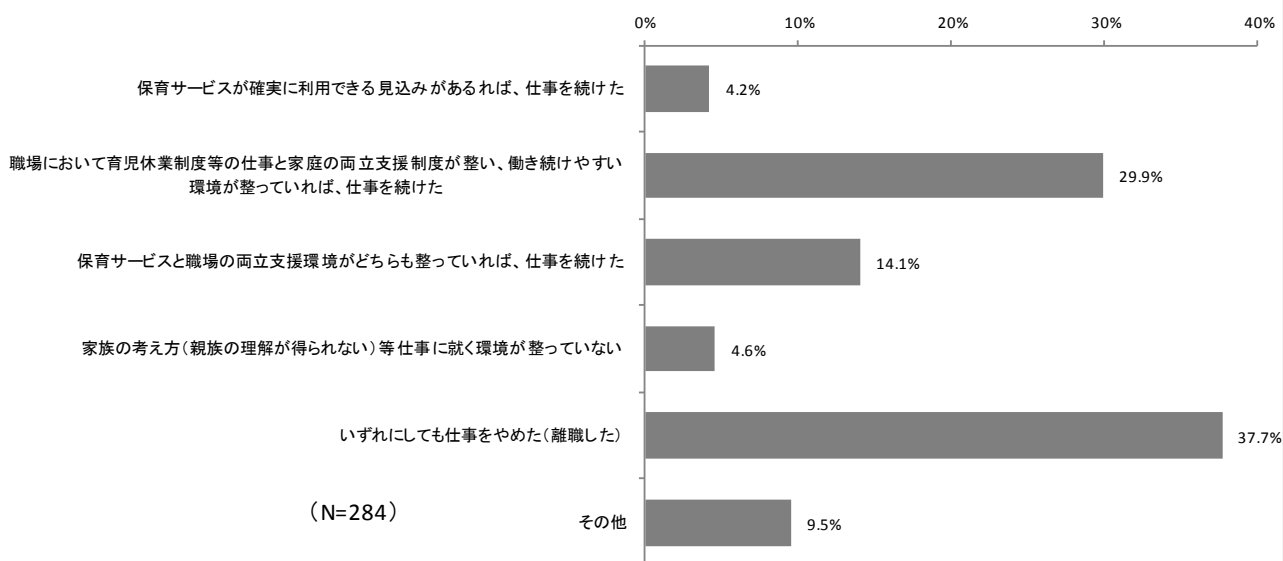
● 父親



➤ 子どもの出産前後に離職した母親は27.7%。

問7-2の母親または父親で、「仕事をやめた（離職した）」と回答した方におたずねします。

問7-3 仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、仕事を継続しましたか。

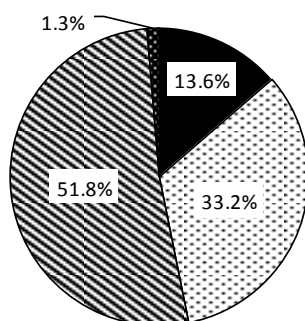


- 子どもの出産前後に離職したと答えた母親・父親のうち、「保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、仕事を続けた」は 4.2%、「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、仕事を続けた」は 29.9%、「いずれにしても仕事をやめた（離職した）」は 37.7%。

問7の母親または父親で、「パート・アルバイト等で働いている」と回答した方におたずねします。

問8 フルタイムで働きたいと思いますか。

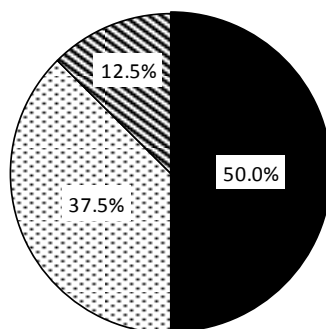
● 母親



- 凡例
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働きたいと思っており、実現できる見込みがある
 - フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働きたいと思っており、実現できる見込みはない
 - ▨ 今後もパート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で働くことを希望している
 - パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて、育児・家事に専念したい

(N=301)

● 父親



- 凡例
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働きたいと思っており、実現できる見込みがある
 - フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働きたいと思っており、実現できる見込みはない
 - ▨ 今後もパート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で働くことを希望している
 - パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて、育児・家事に専念したい

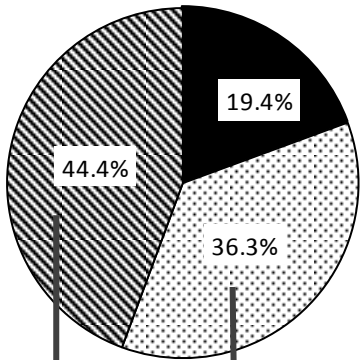
(N=8)

➤ パート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望は母親で46.8%、父親で87.5%、母親の51.8%はパート等の就労を続けることを希望。

問7の母親または父親で、「以前は働いていたが、現在は働いていない」または「これまで働いたことがない」と回答した方におたずねします。

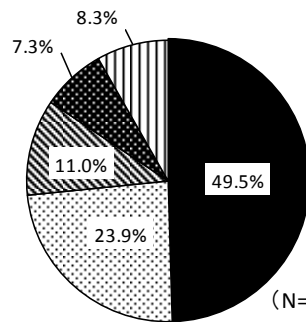
問9 今後、働きたいという希望はありますか。

● 母親



凡例
 ■ 子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)
 ▨ 1年より先に働きたい
 ▩ すぐにでも、または1年以内に働きたい
 (N=320)

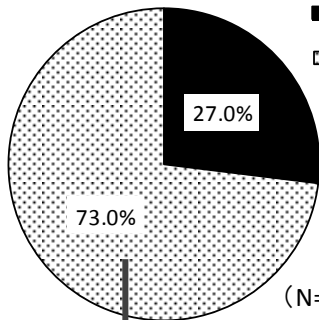
「1年より先に働きたい」と答えた方におたずねします。
 <働きたい時期>



凡例
 ■ 2年後
 ▨ 3年後
 ▩ 4年後
 ▪ 5年後
 ▧ 6年以上先
 (N=109)

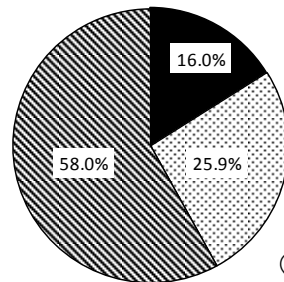
「すぐにでも、または1年以内に働きたい」と答えた方におたずねします。

<雇用形態>



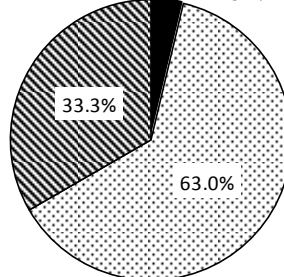
凡例
 ■ フルタイム
 ▩ パート・アルバイト等
 (N=115)

パート・アルバイト等希望の方のみ回答
 <1週間当たり>



凡例
 ■ 3日間
 ▨ 4日間
 ▩ 5日間
 (N=81)

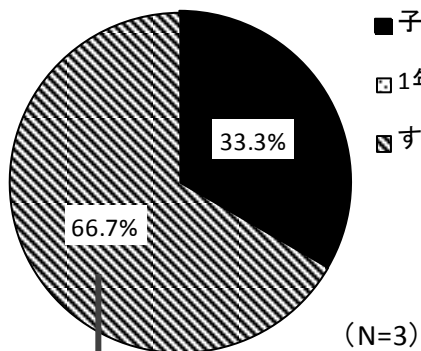
<1日当たり>



凡例
 ■ 4時間未満
 ▨ 4時間以上6時間未満
 ▩ 6時間以上
 (N=81)

➤ 現在就労をしていない母親の19.4%は「子育てや家事に専念したい」と回答。「すぐにでも、または1年以内に働きたい」と回答した44.4%のうちの73.0%がパート・アルバイト等を希望。

● 父親



凡例

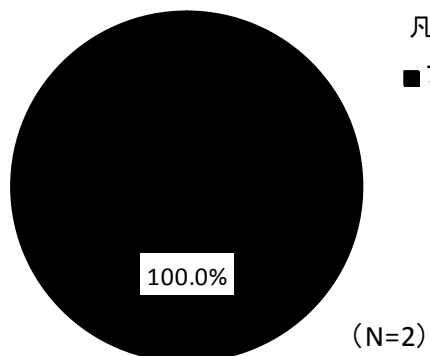
■ 子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)

□ 1年より先に働きたい

▨ すぐにでも、または1年以内に働きたい

「すぐにでも、または1年以内に働きたい」と答えた方におたずねします。

<雇用形態>



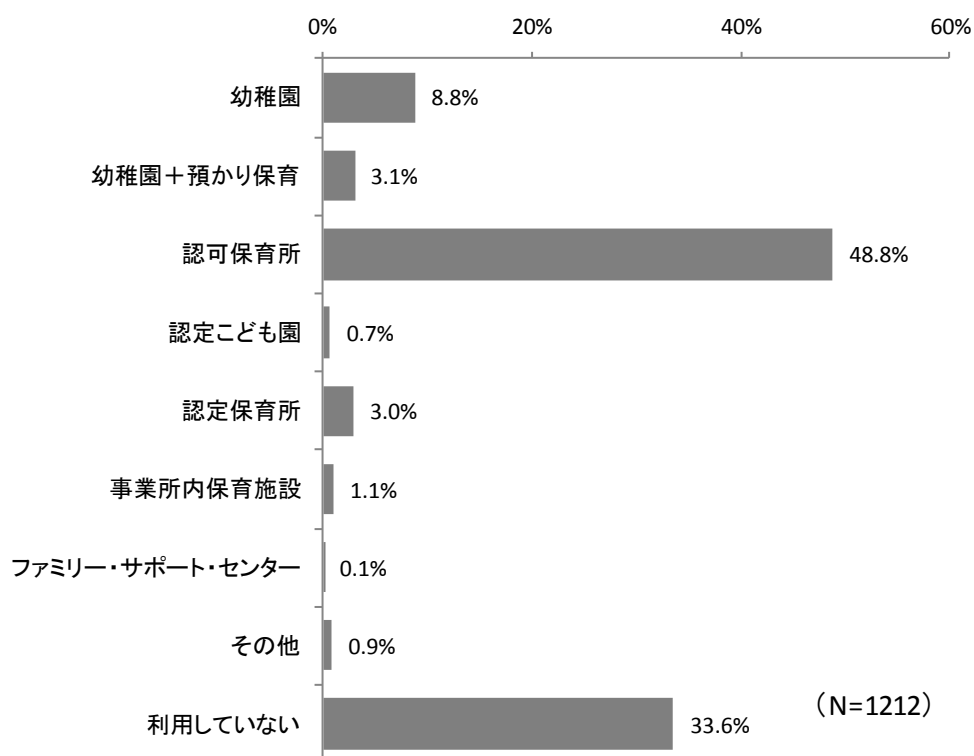
凡例

■ フルタイム

3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

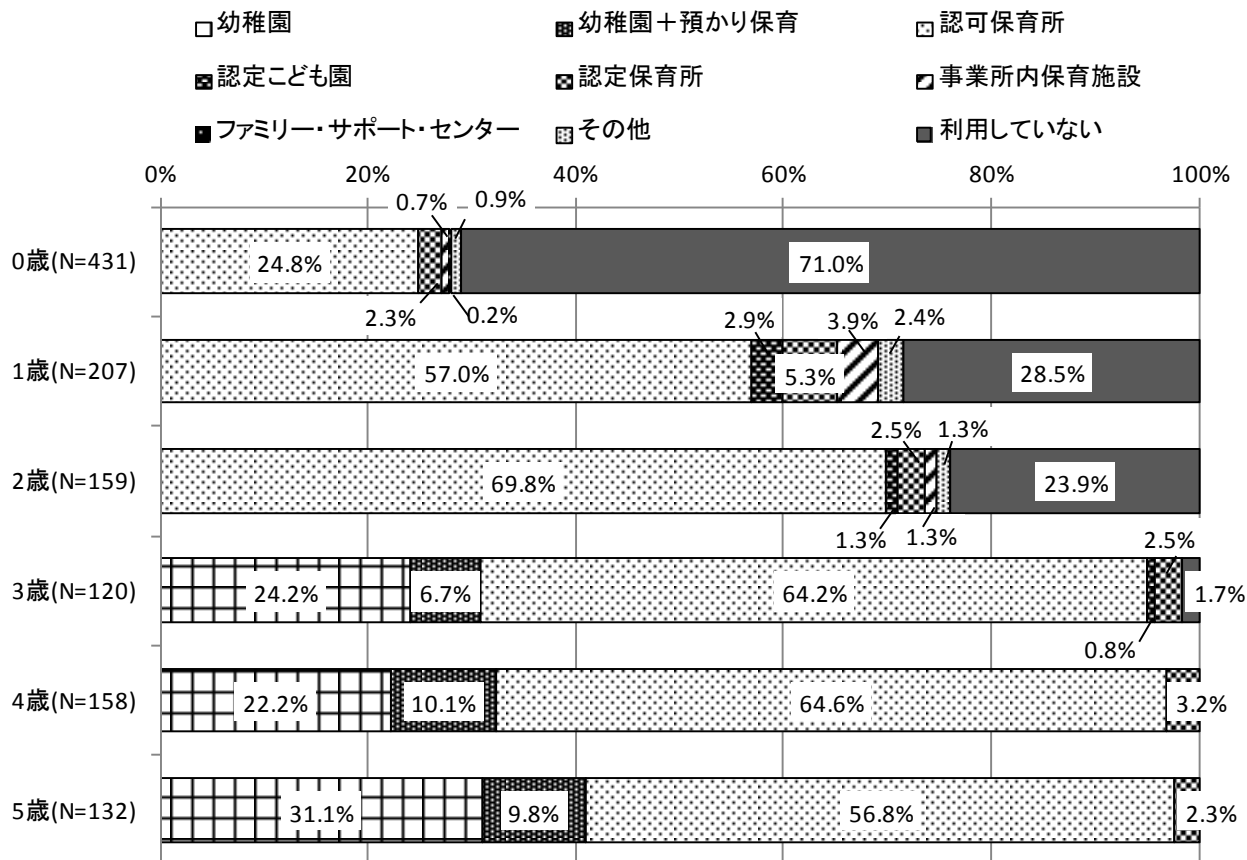
あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についておたずねします。

問 10 あて名のお子さんは現在、平日の「定期的な教育・保育事業」として、次の事業を利用していますか。

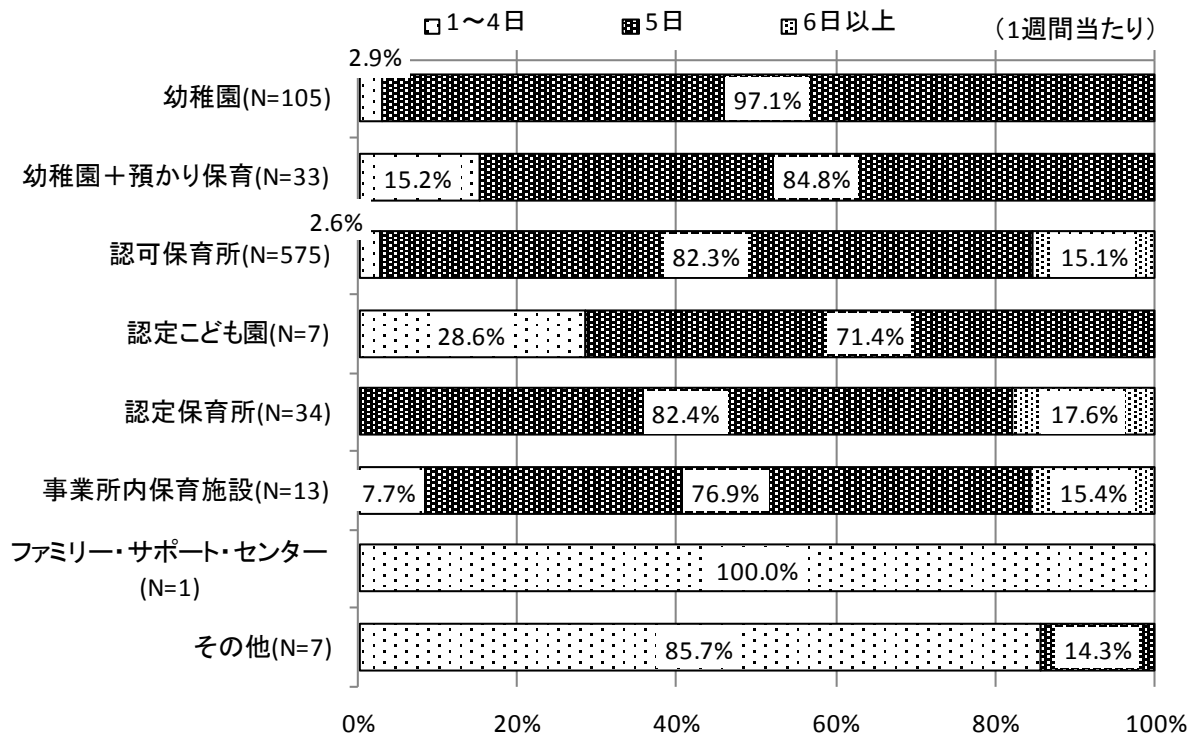


- 「平日の定期的な教育・保育事業」の利用は、幼稚園 8.8%、幼稚園+預かり保育 3.1%、認可保育所 48.8%、認定こども園 0.7%、一方、「利用していない」は 33.6%。

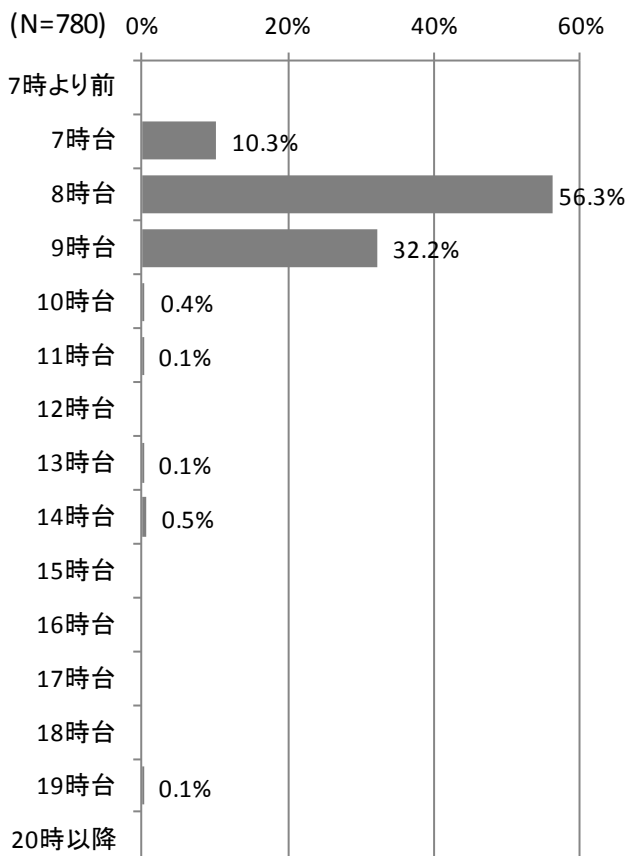
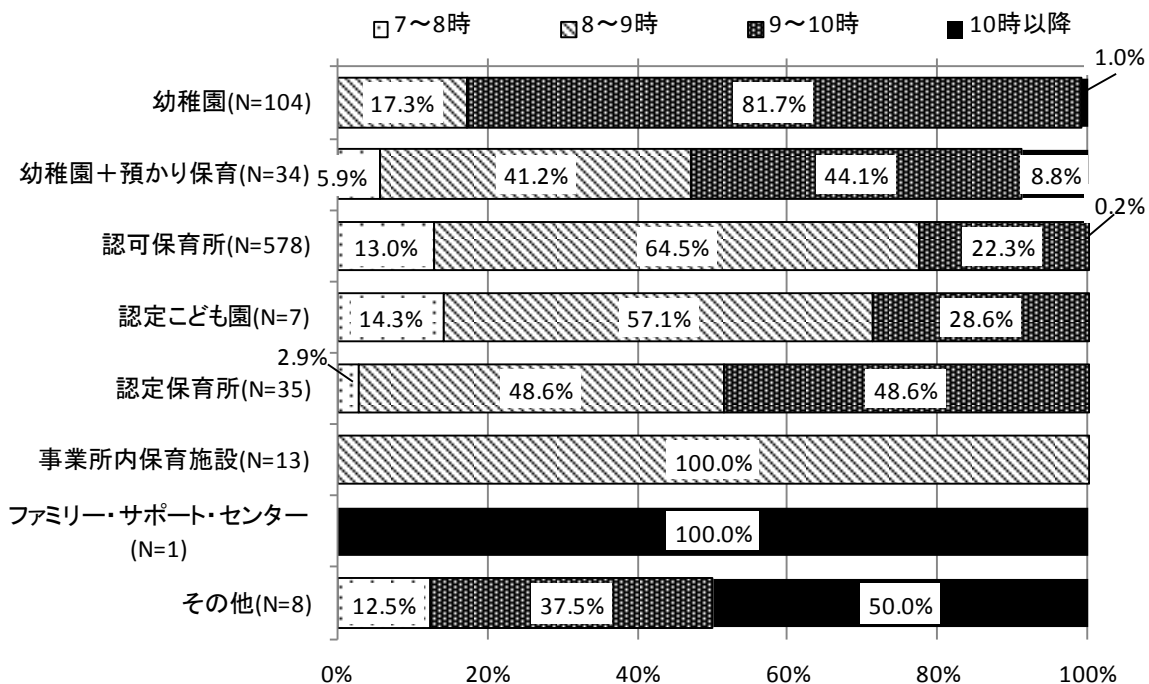
＜年齢別の利用事業＞



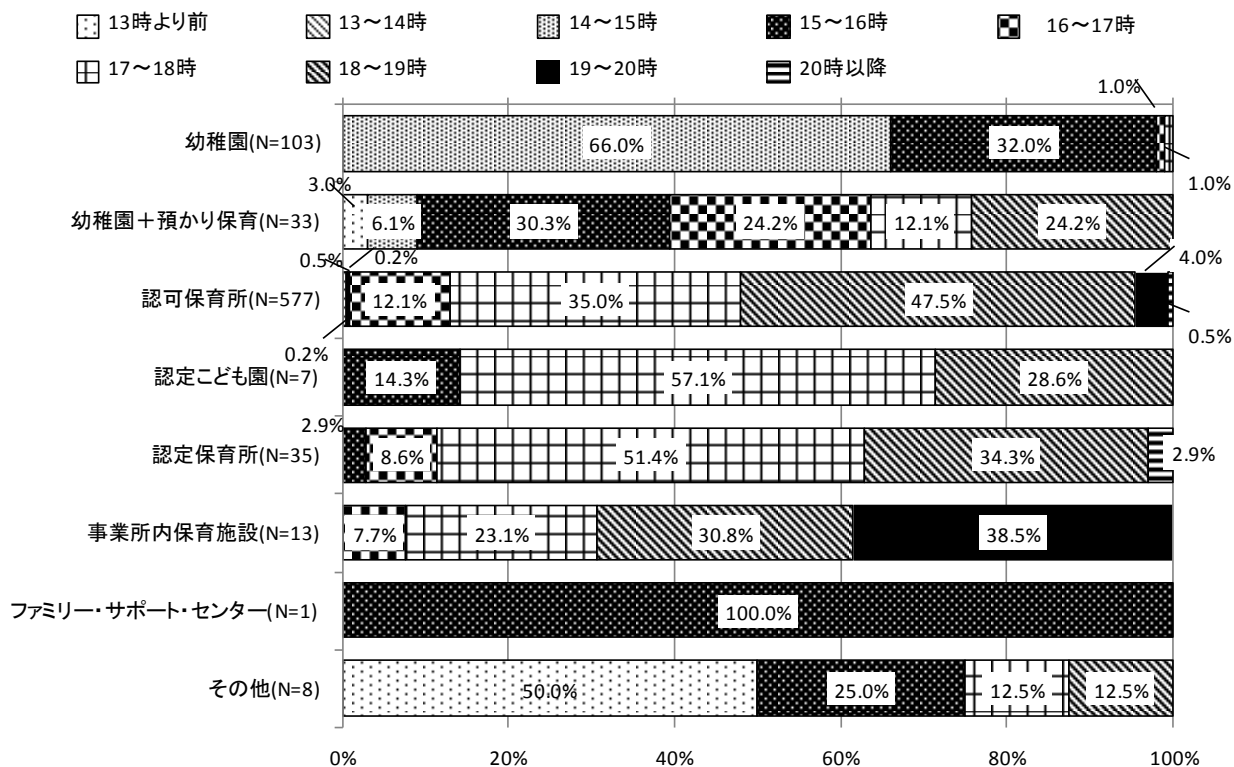
＜現在の利用日数＞



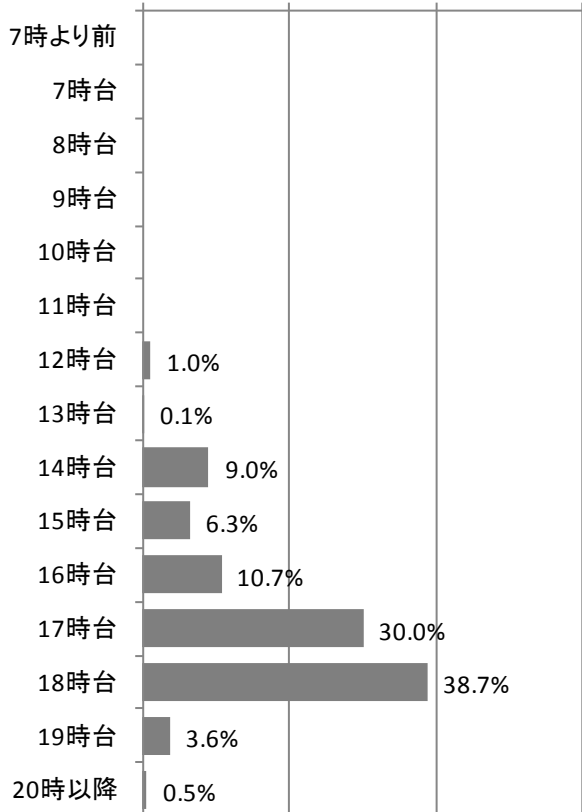
＜現在の利用開始時刻＞



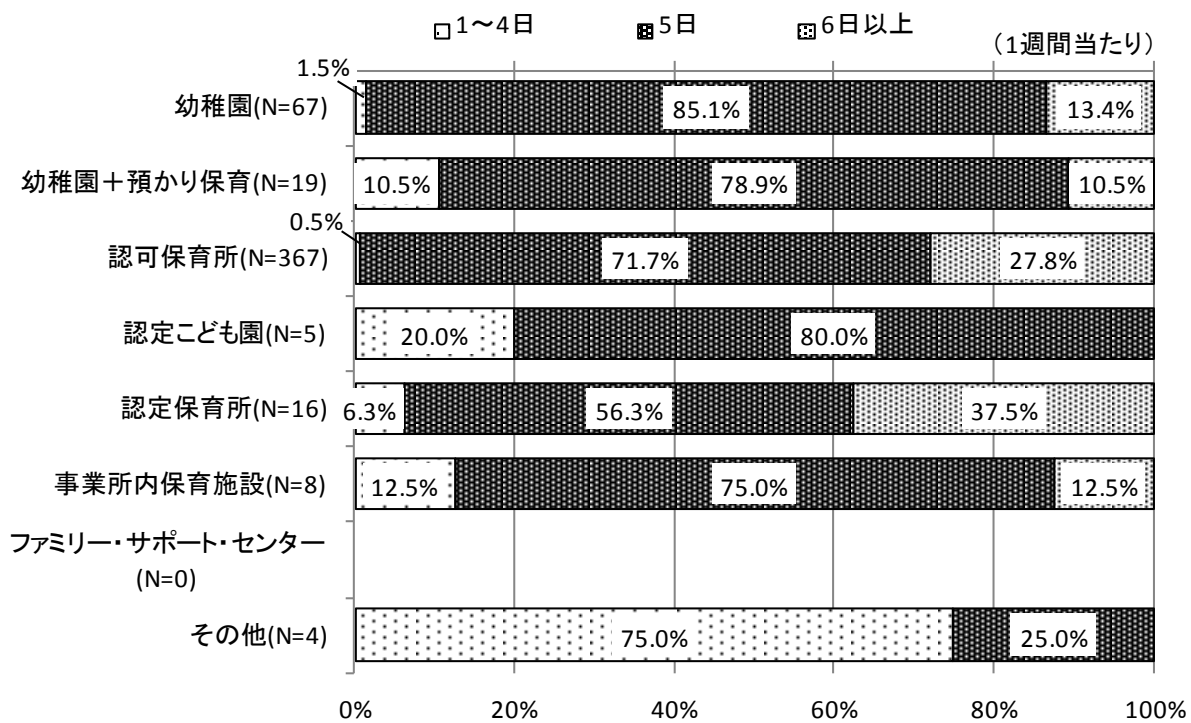
<現在の利用終了時刻>



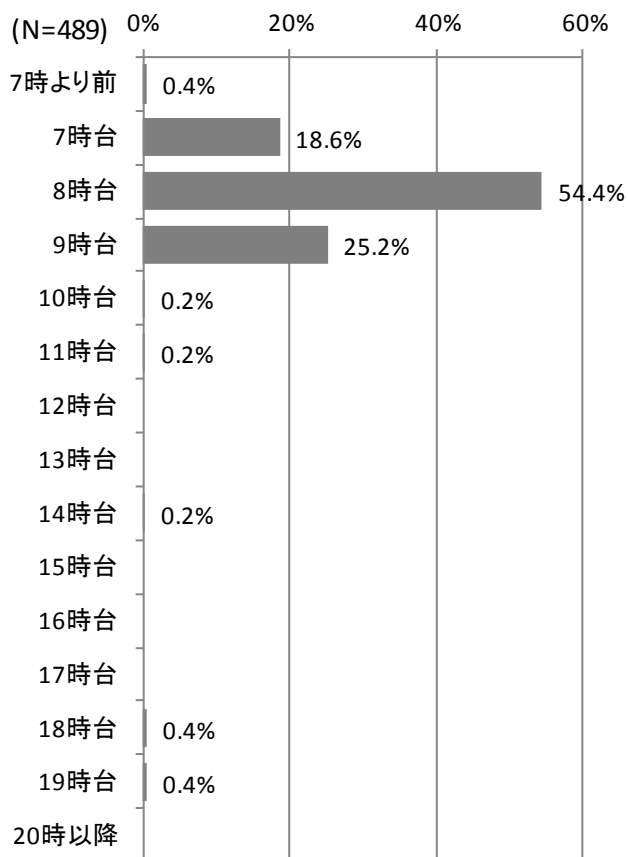
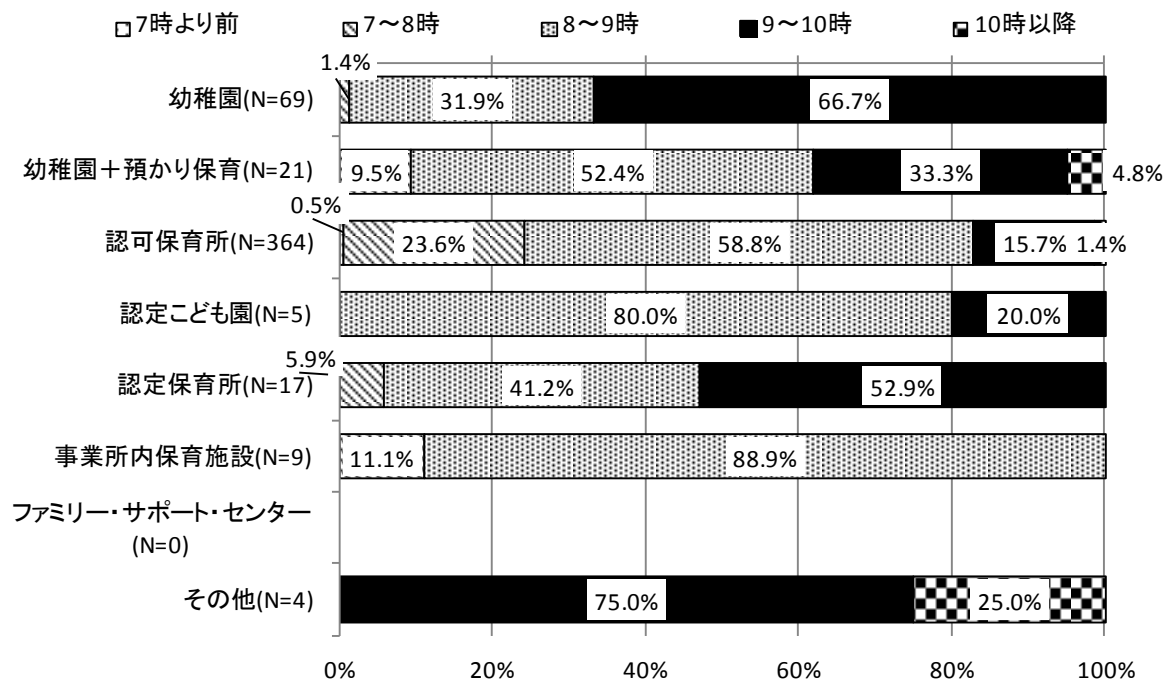
(N=777) 0% 20% 40% 60%



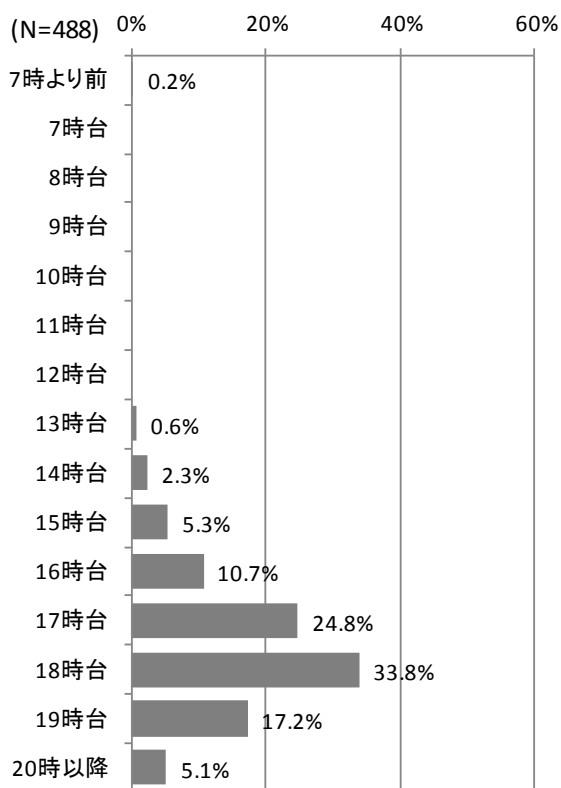
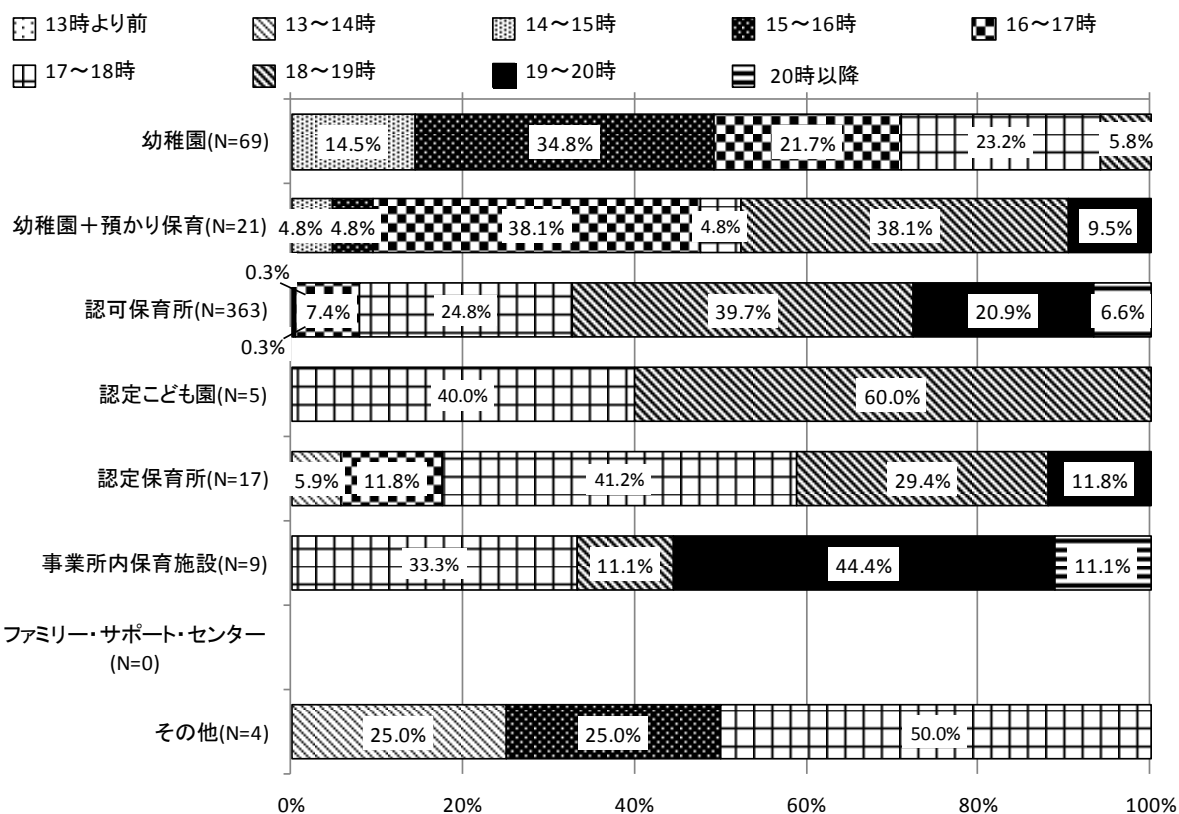
＜希望する利用日数＞



<希望する利用開始時刻>



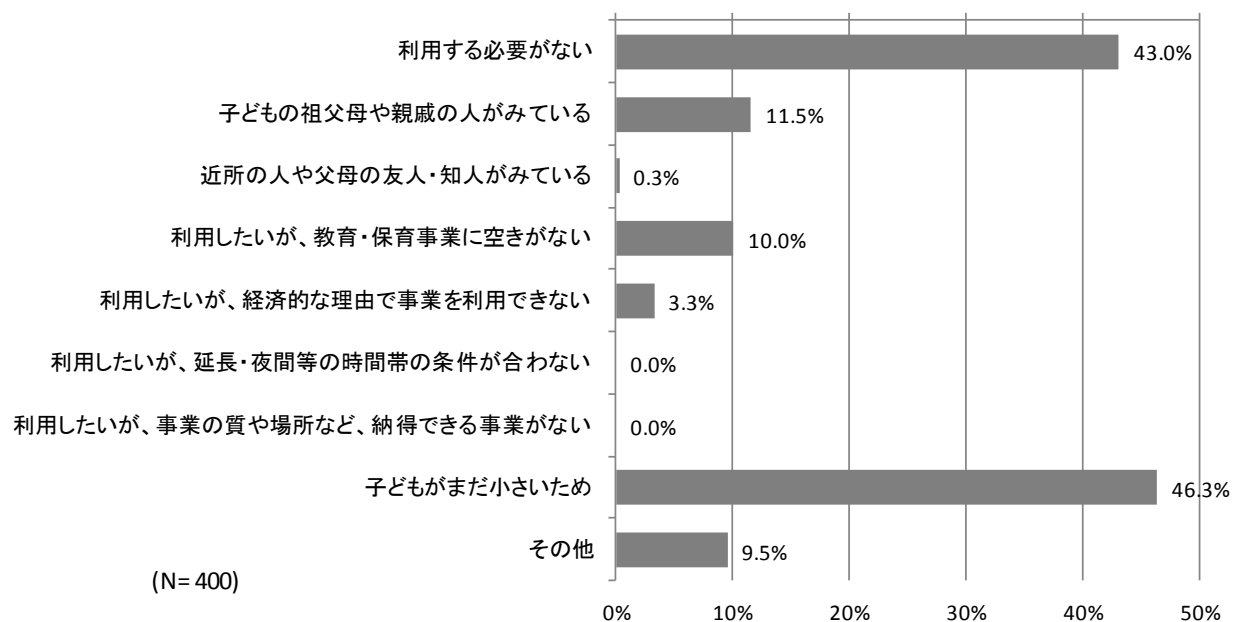
<希望する利用終了時刻>



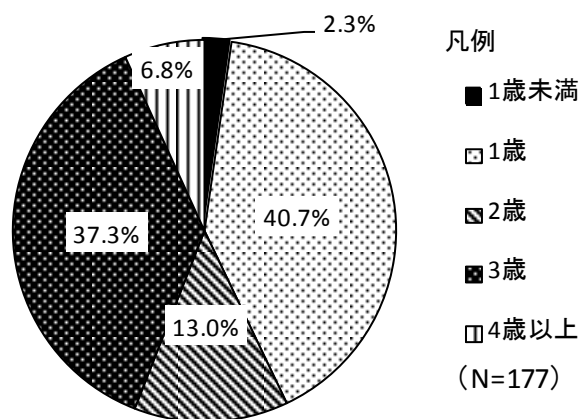
➤ 「幼稚園」を利用する85.5%が15時以降の迎えを希望、「幼稚園+預かり保育」を利用する9.5%と、「認可保育所」を利用する27.5%が19時以降の迎えを希望。

問 10 で「利用していない」を選んだ方におたずねします。

問 10-1 平日の「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由は何ですか。(複数回答可)

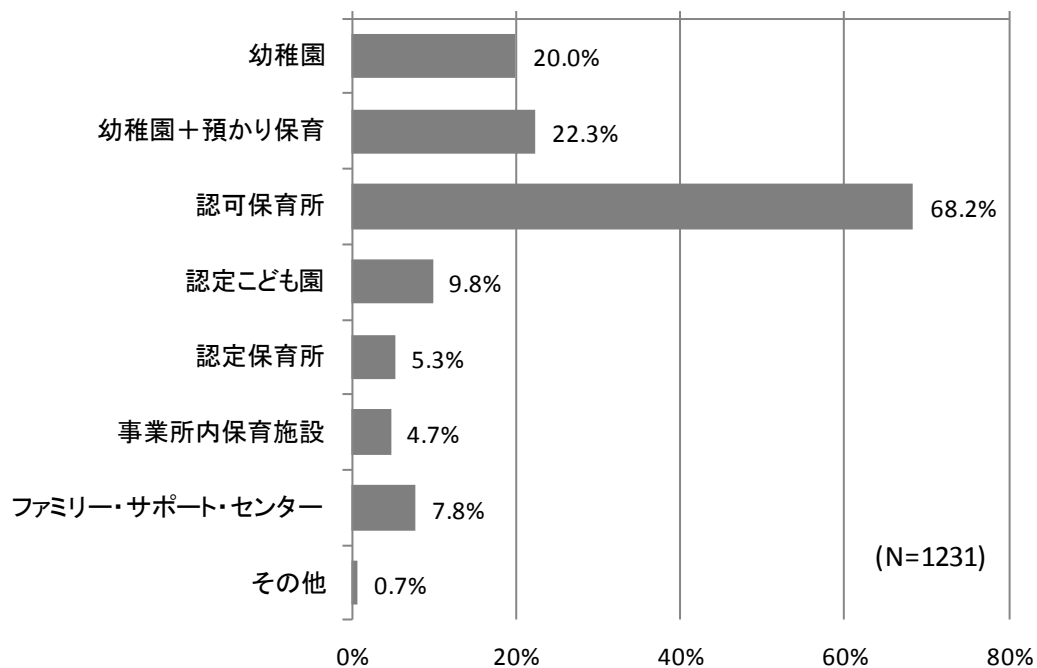


<利用したい年齢（子どもがまだ小さいためと答えた方のみ回答）>



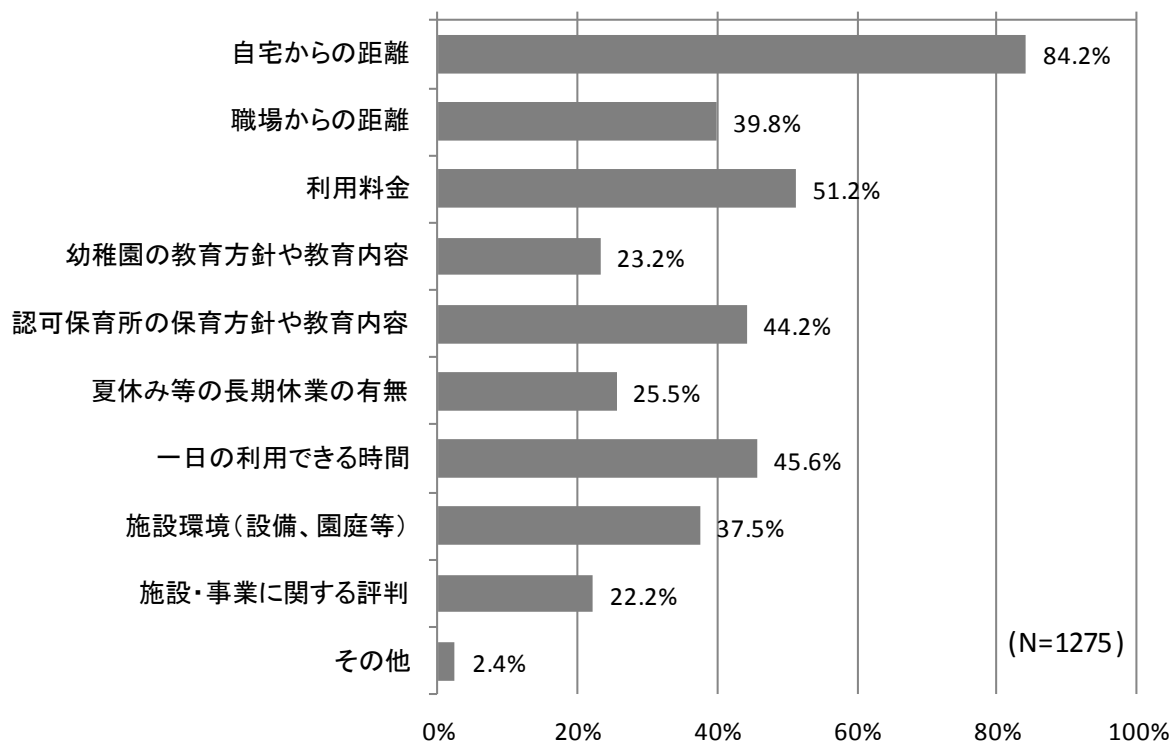
- 「利用していない理由」は、「利用する必要がない」43.0%と「子どもがまだ小さいため」46.3%が多い。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した人の40.7%は1歳になったら、37.3%は3歳になったら利用を考えるとしている。

問 11 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答可)



- 定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が 68.2%、「幼稚園」が 20.0%、「幼稚園+預かり保育」が 22.3%、「認定こども園」が 9.8%となっている。

問 11-1 平日の日中の教育・保育事業を選択するにあたり、重視することは何ですか。
(複数回答可)



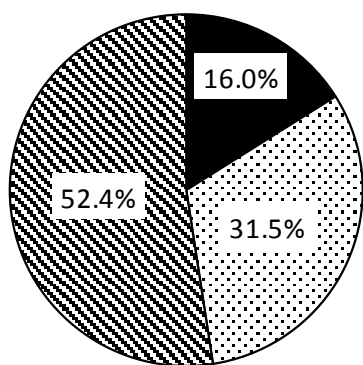
- ▶ 平日の日中の教育・保育事業を選択するにあたり、重視することは「自宅からの距離」が84.2%ともっとも多く、次いで「利用料金」が51.2%、「一日の利用できる時間」が45.6%となっている。

4. 土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

あて名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についておたずねします。

問 12 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

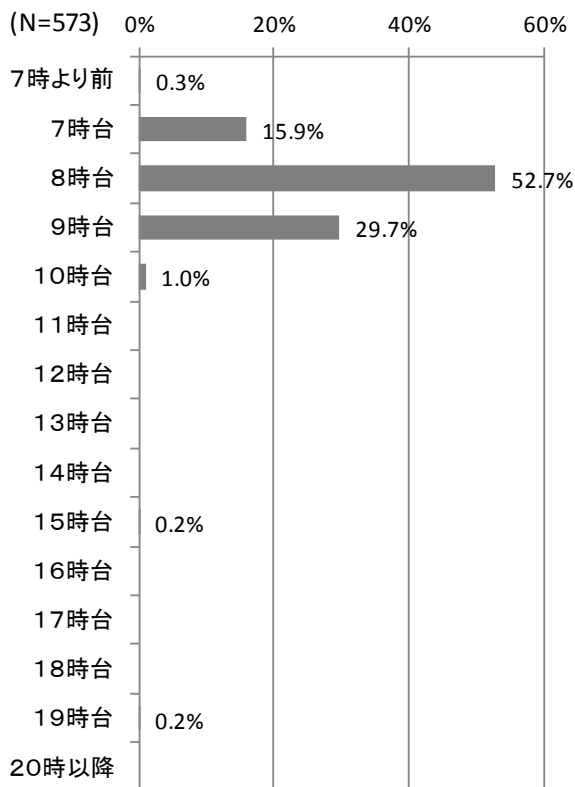
● 土曜日



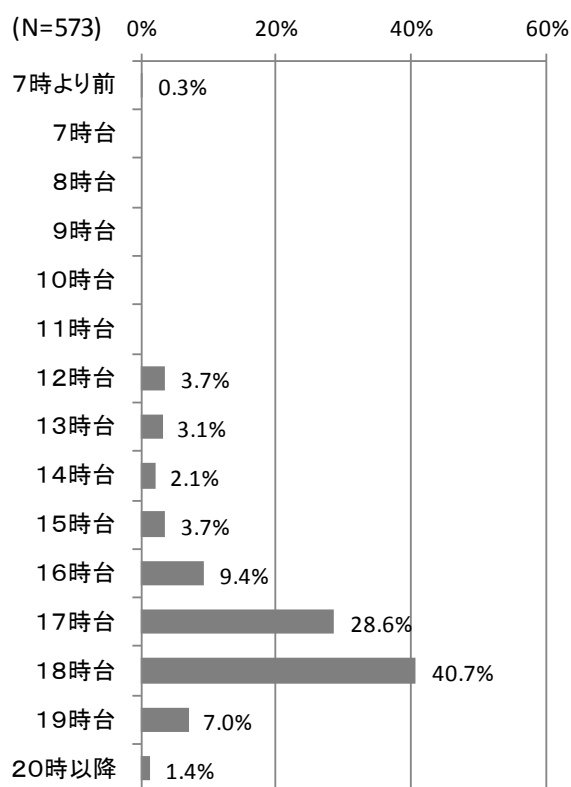
- 凡例
- ほぼ毎週利用したい
 - ▨ 月に1~2回利用したい
 - ▩ 利用する必要はない

(N=1240)

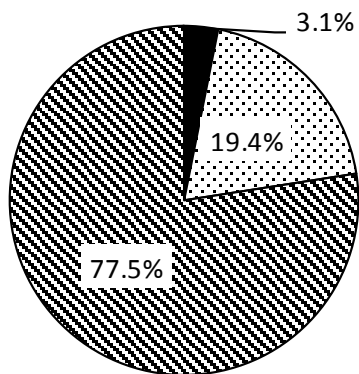
< 利用開始時刻 >



< 利用終了時刻 >



● 日曜・祝日

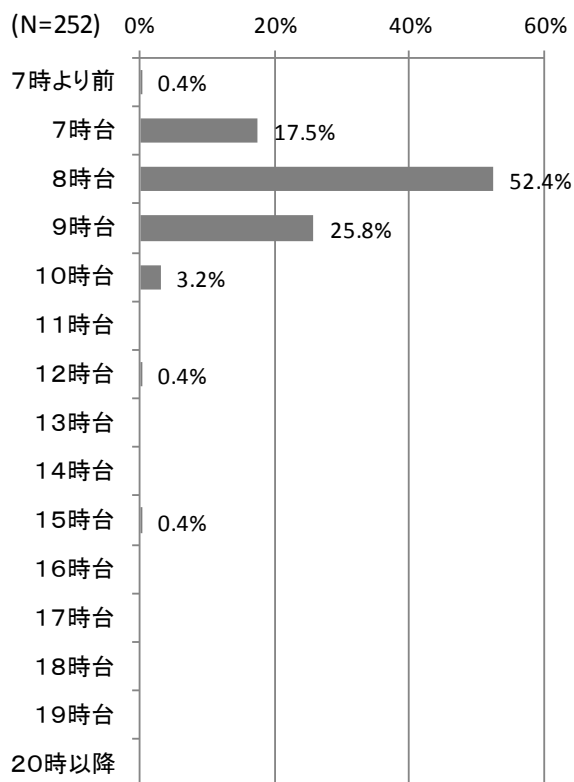


凡例

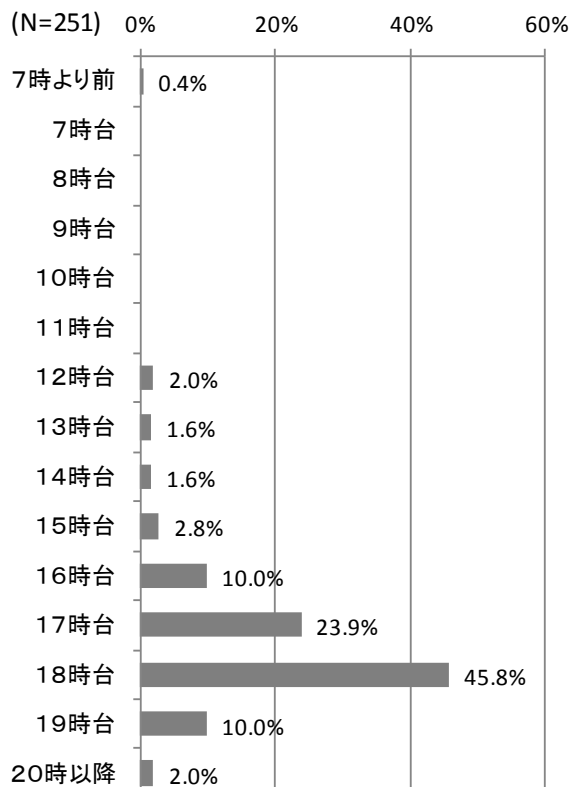
- ほぼ毎週利用したい
- ▨ 月に1~2回利用したい
- ▩ 利用する必要はない

(N=1154)

<利用開始時刻>



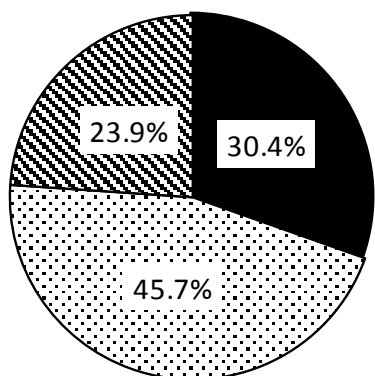
<利用終了時刻>



➤ 土曜日の定期的な利用希望は 16.0%、日曜日・祝日は 3.1%となっており、利用したい時間帯は「8 時台に預け」と「18 時台に迎え」がもっとも多い。

現在、「幼稚園」を利用されている方におたずねします。

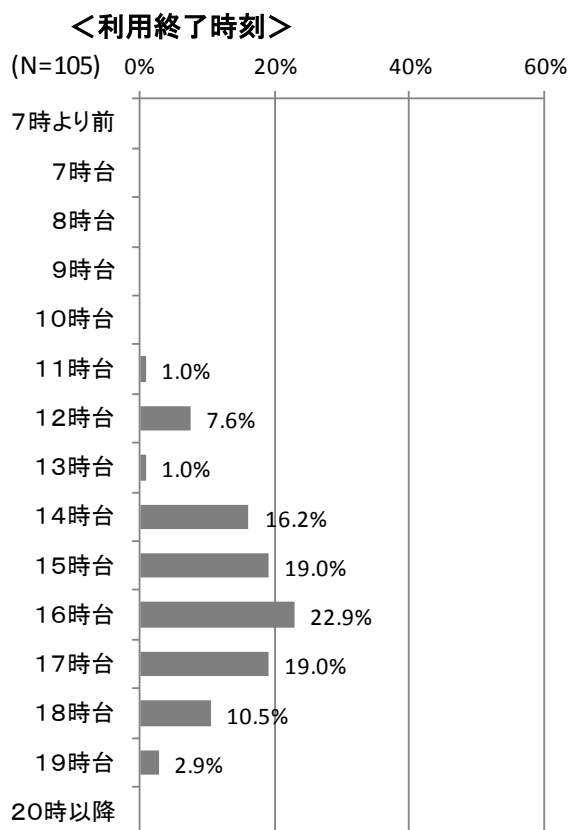
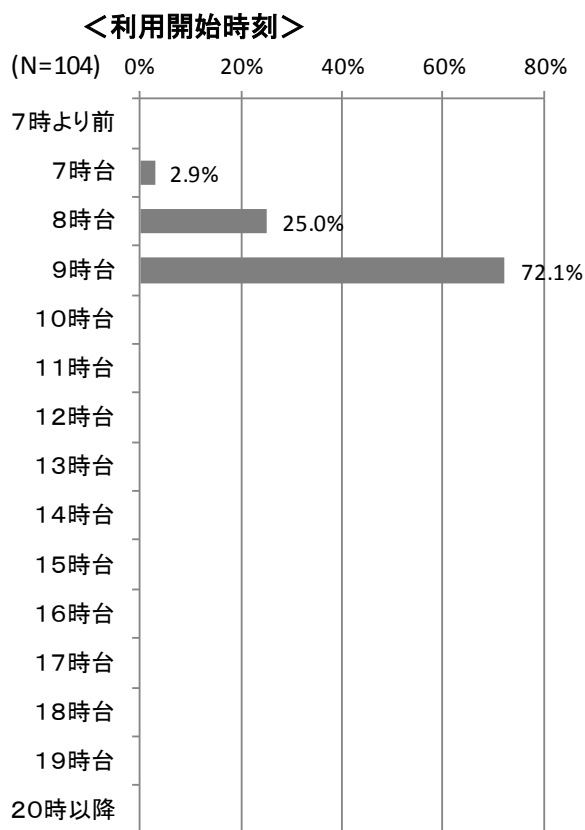
問 13 あて名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期休業中の教育・保育事業の利用を希望しますか。



凡例

- 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい
- ▨ 休みの期間中、週に数日利用したい
- ▩ 利用する必要はない

(N=138)

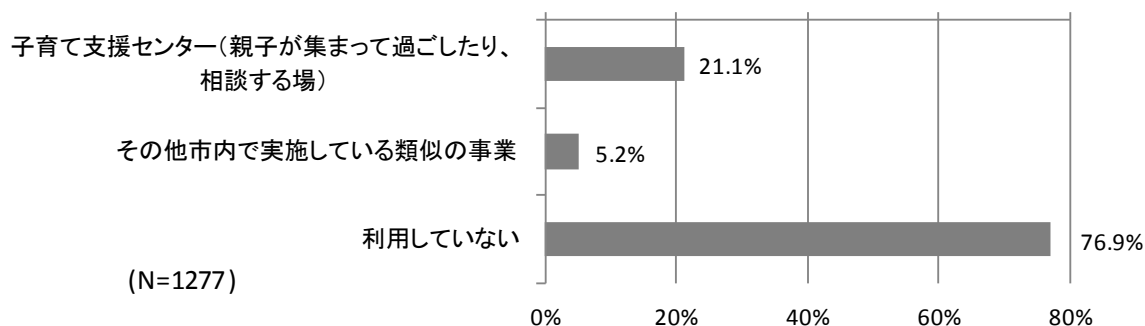


➤ 幼稚園利用者の76.1%が、夏休み・冬休みなど長期休業中の預かり保育を希望している。

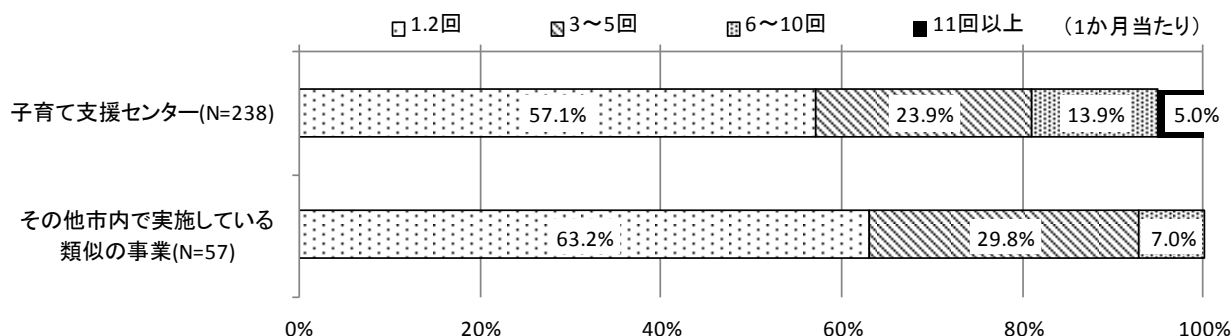
5. 地域の子育て支援事業の利用状況

あて名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についておたずねします。

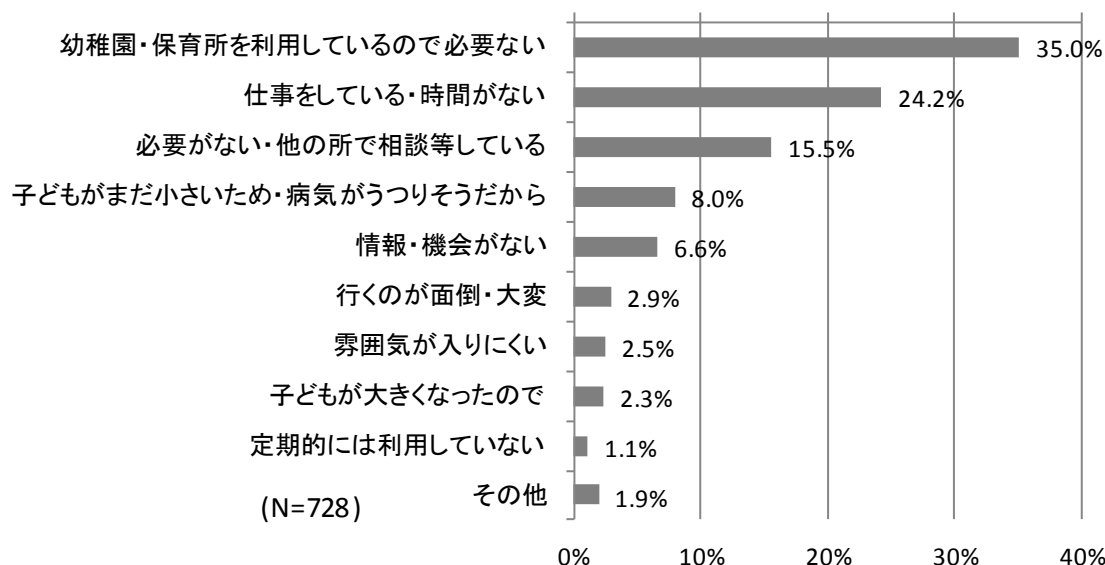
問 14 あて名のお子さんは、現在、子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、市内には、各子育て支援センター、駅ナカ赤ちゃんルーム、さんぴーの広場、中央保育所「れもん組」があります）を利用していますか。（複数回答可）



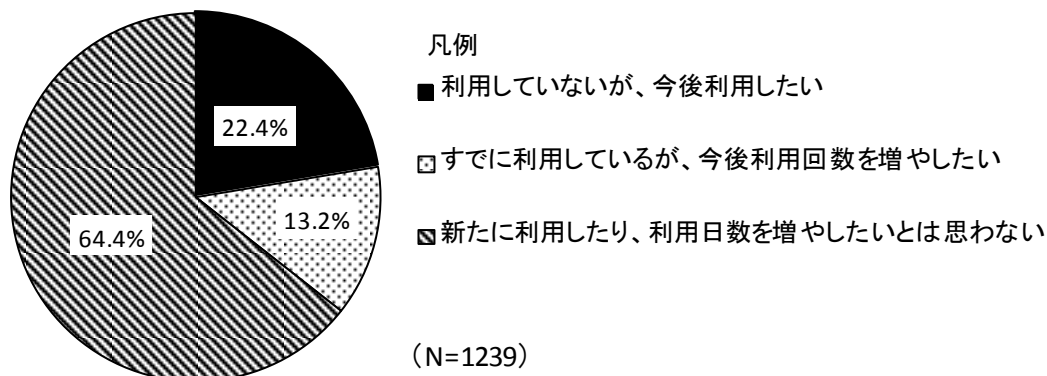
<利用している人の利用回数>



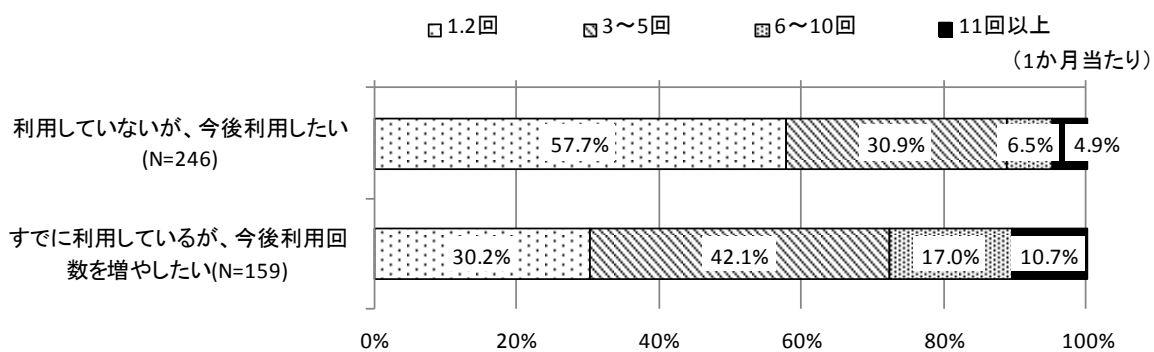
<利用していない人の理由>



問 15 問 14 のような子育て支援センターについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。



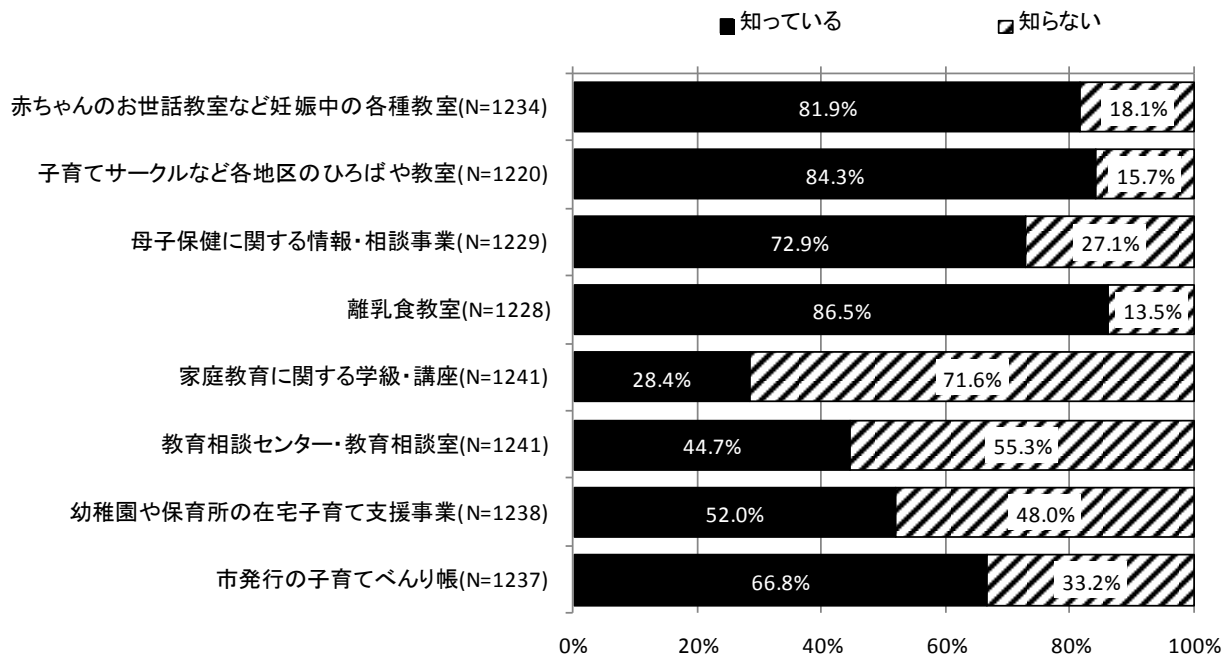
＜今後利用したい、利用回数を増やしたい人の利用希望回数＞



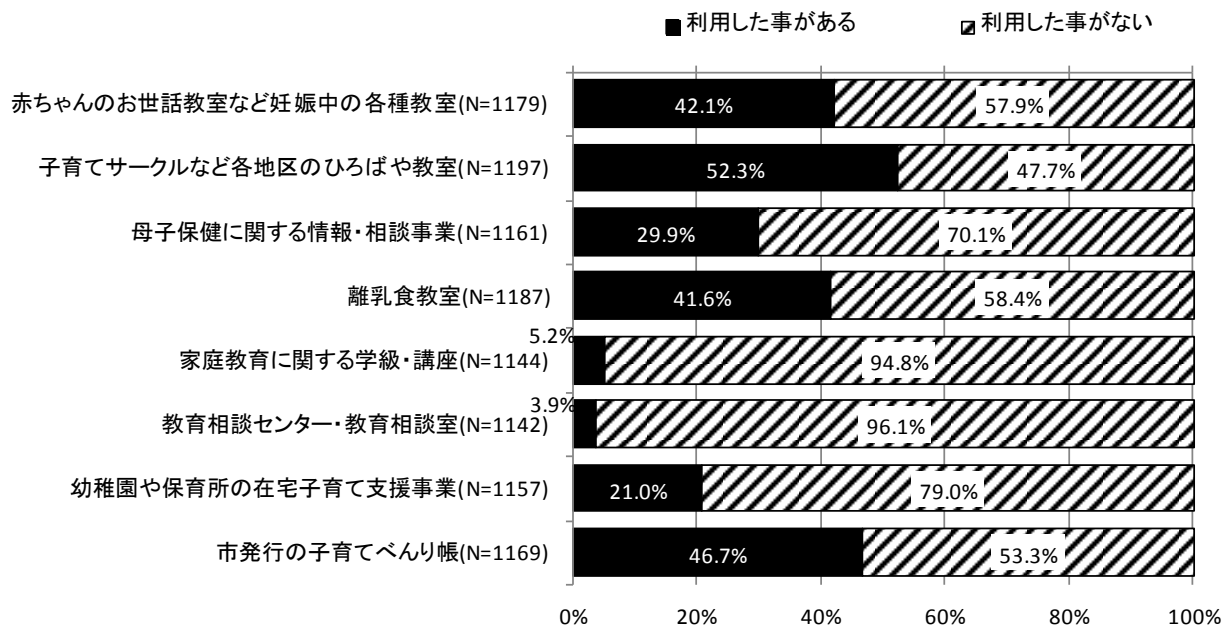
➤ 子育て支援センターは 21.1%の人が利用。「利用していないが、今後利用したい」または「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」と思う人は 35.6%。

問 16 次の 8 事業についてお答えください。

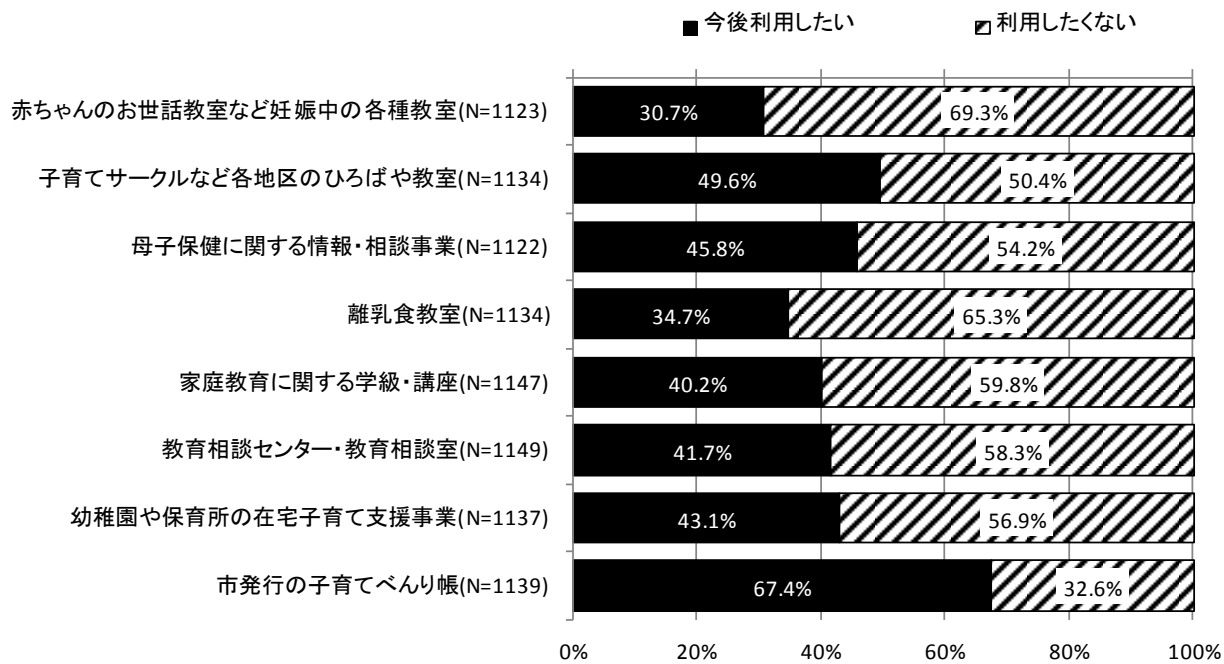
● 知っているか？



● これまでに利用したことがあるか？



● 今後利用したいか？



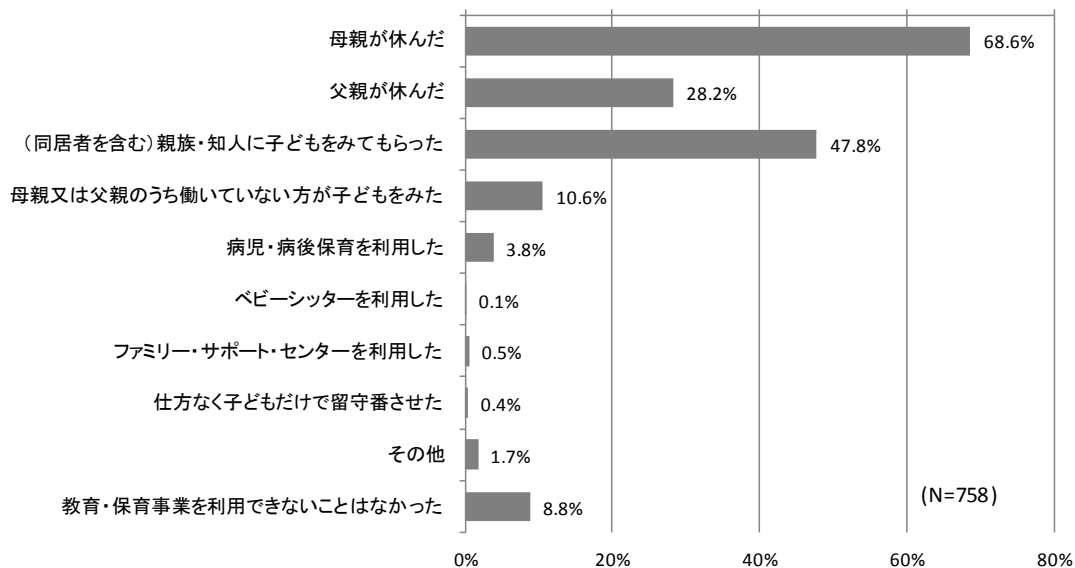
- 「家庭教育に関する学級・講座」は、利用実績 5.2%に対して利用希望 40.2%、「教育相談センター・教育相談室」は、利用実績 3.9%に対して利用希望は 41.7%。

6. 病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）

あて名のお子さんの病気の際の対応についておたずねします。
（平日の教育・保育を利用する方のみ）

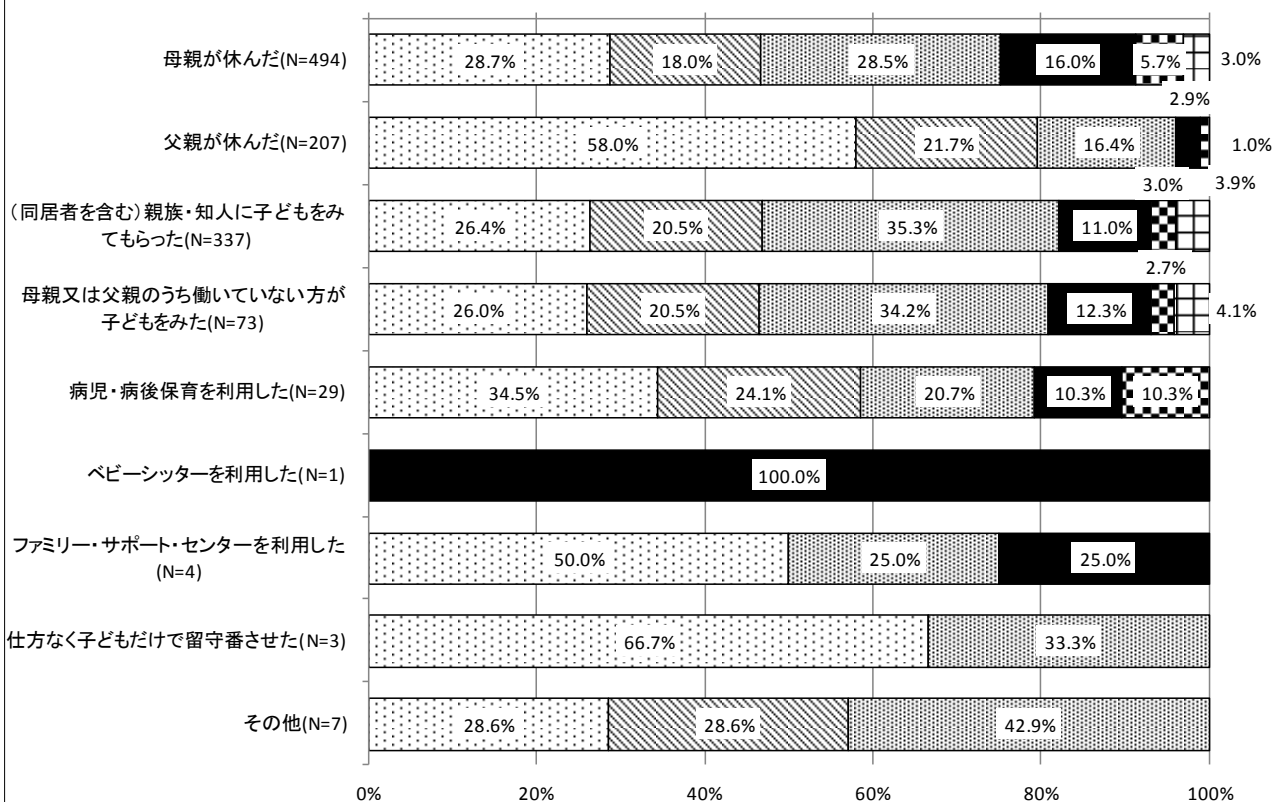
平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所・認定こども園など）を利用している方におたずねします。

問 17 この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで幼稚園や保育所などの平日の「定期的な教育・保育事業」を利用できなかったことはありますか。ある場合は、その際にどのように対処されたかをお答えください。（複数回答可）



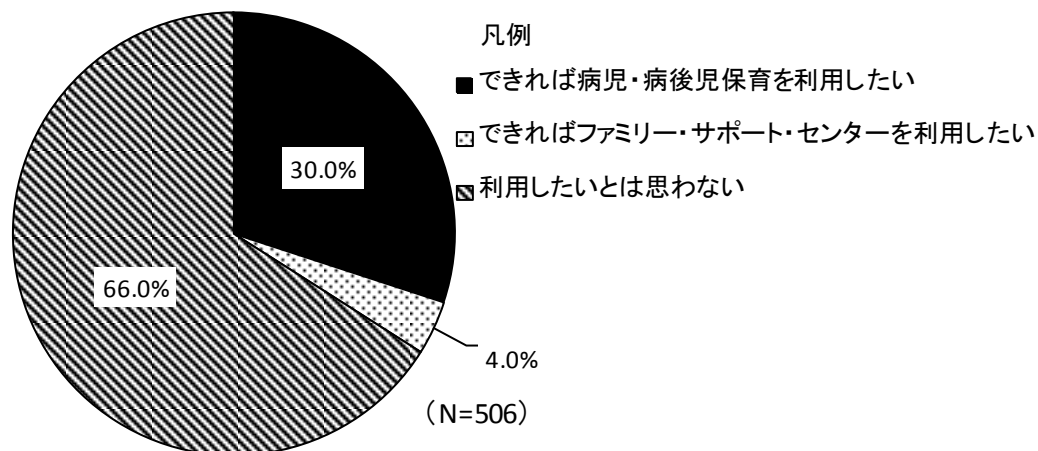
<対処方法ごとの年間日数>

1~3日
 4,5日
 6~10日
 11日~20日
 21~30日
 31日以上



問 17 で「父親・母親が休んだ」と回答した方におたずねします。

問 17-1 母親又は父親が仕事を休んで子どもをみたとき、「できれば病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターを利用したい」と思われましたか。

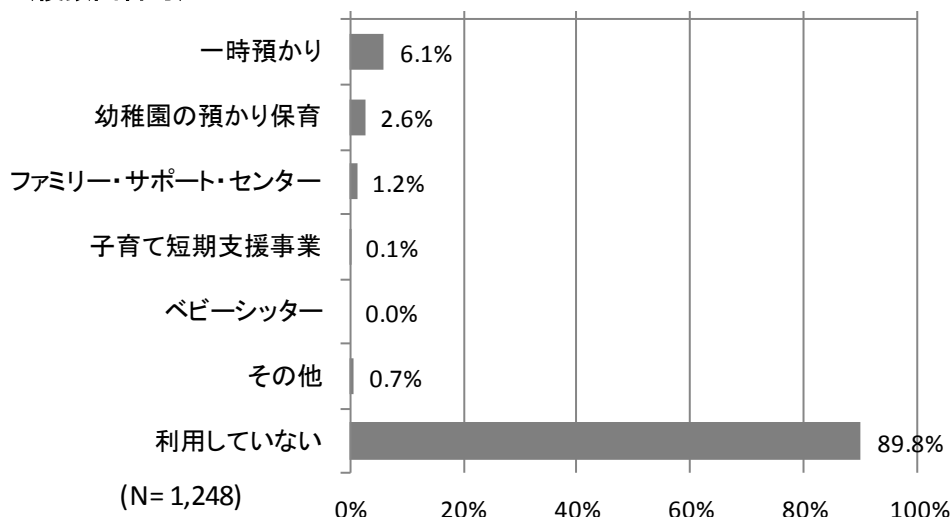


- この1年間で子どもの病気やけがで「定期的な教育・保育事業」が利用できず、母親や父親が仕事を休んで子どもをみたとき、「できれば病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターを利用したい」と思った人は34.0%、一方「利用したいとは思わない」は66.0%。

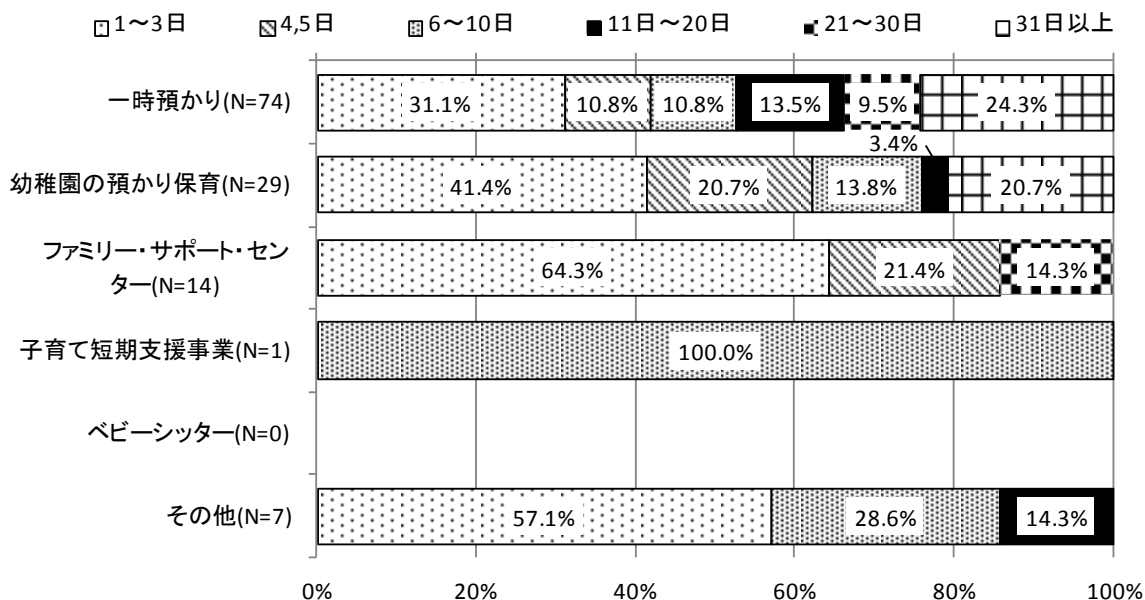
7. 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

あて名のお子さんの不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についておたずねします。

問 18 保護者の私用（買い物、習い事、リフレッシュ目的等）、用事（冠婚葬祭、学校行事、通院等）、勤務日が一定でない仕事等の目的で日中「不定期的に」利用している事業はありますか。（複数回答可）

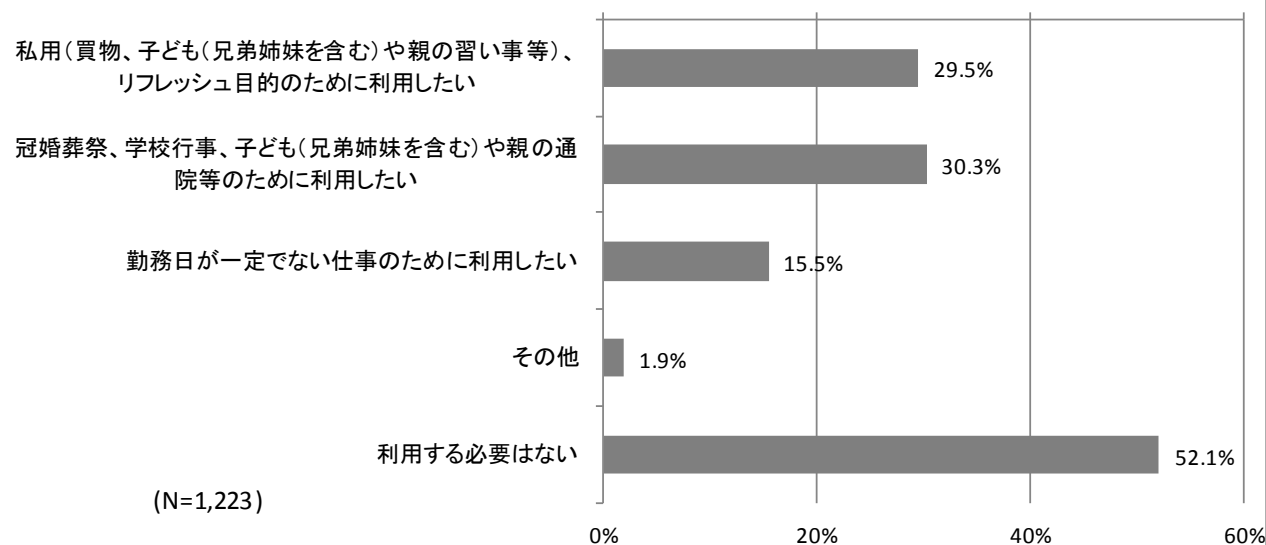


<利用している事業ごとの年間利用日数>

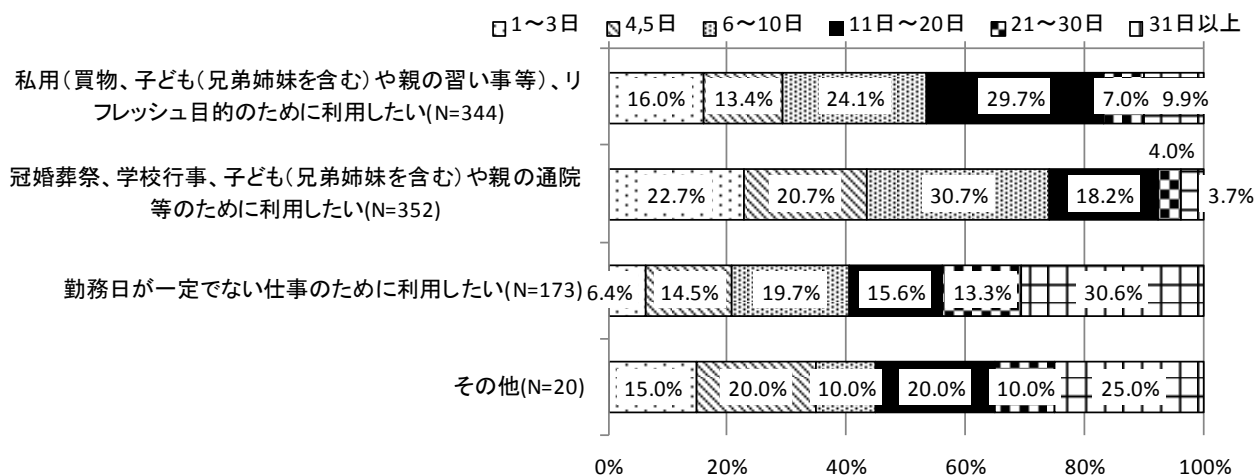


➤ 不定期的に利用する事業でもっとも多いのは「一時預かり」で 6.1%、次いで「幼稚園の預かり保育」2.6%、「利用していない」は 89.8%。

問 19 私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で、1年間で何日、日中に問 18 の事業を利用する必要があると思いますか。利用したい目的ごとに日数をお答えください。(複数回答可)

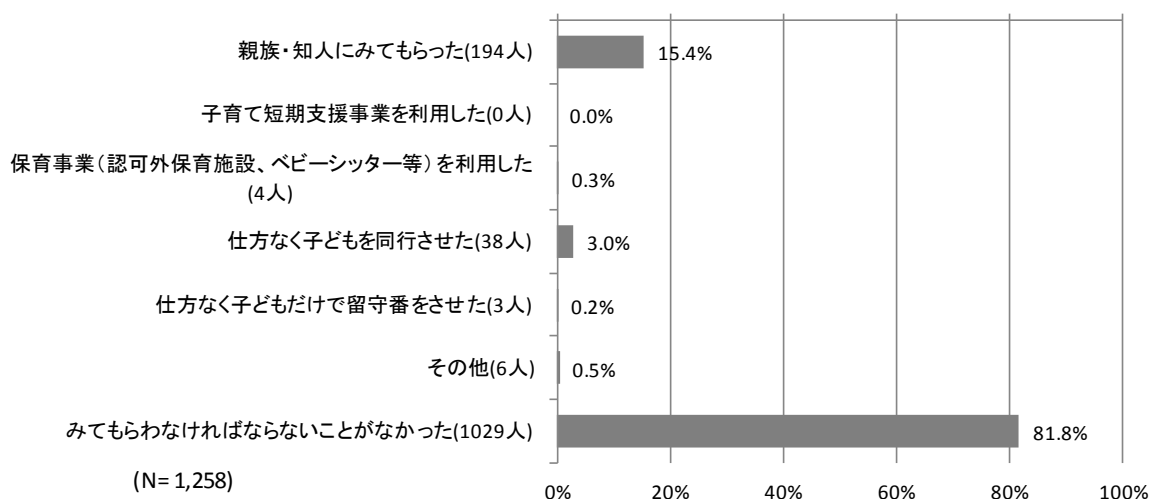


＜利用目的ごとの年間利用希望日数＞

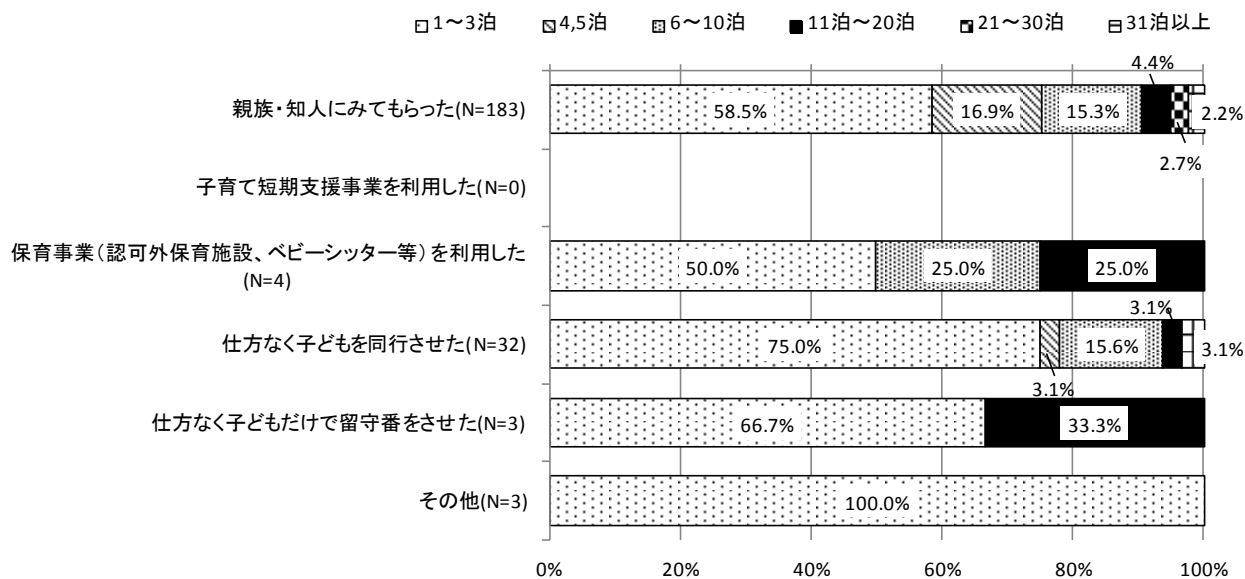


- 不定期の事業を「利用する必要はない」は52.1%、「私用、リフレッシュ目的のために利用したい」29.5%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等のために利用したい」30.3%、「勤務日が一定でない仕事のために利用したい」15.5%。

問 20 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで同居の家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含まれます）。（複数回答可）



＜みてもらわなければならないことがあった場合の年間泊数＞



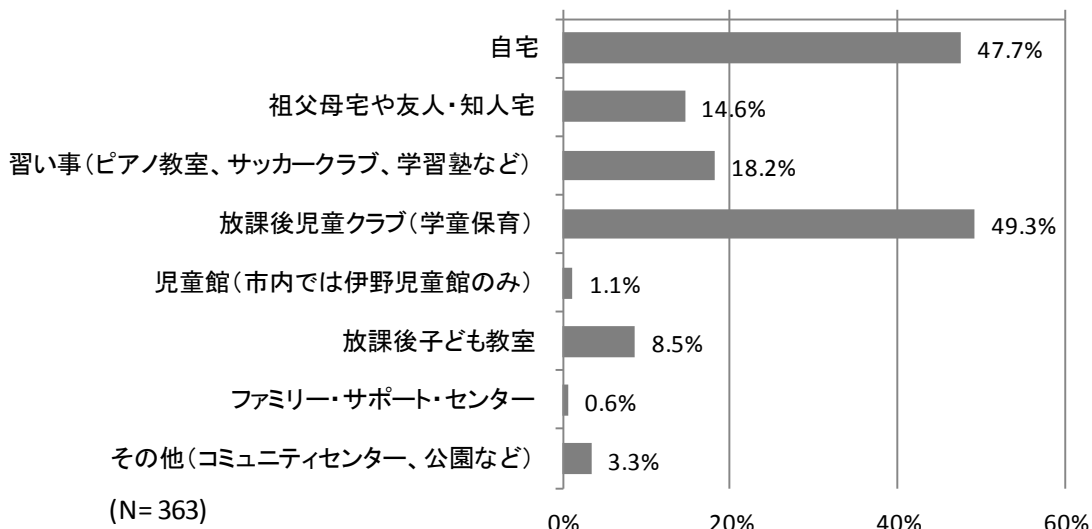
➤ 1年間に、保護者の用事で、子どもを泊りがけで同居の家族以外に預ける必要があったのは18.2%。

8. 小学校就学後の放課後の過ごし方（宛名の児童が4歳以上である方）

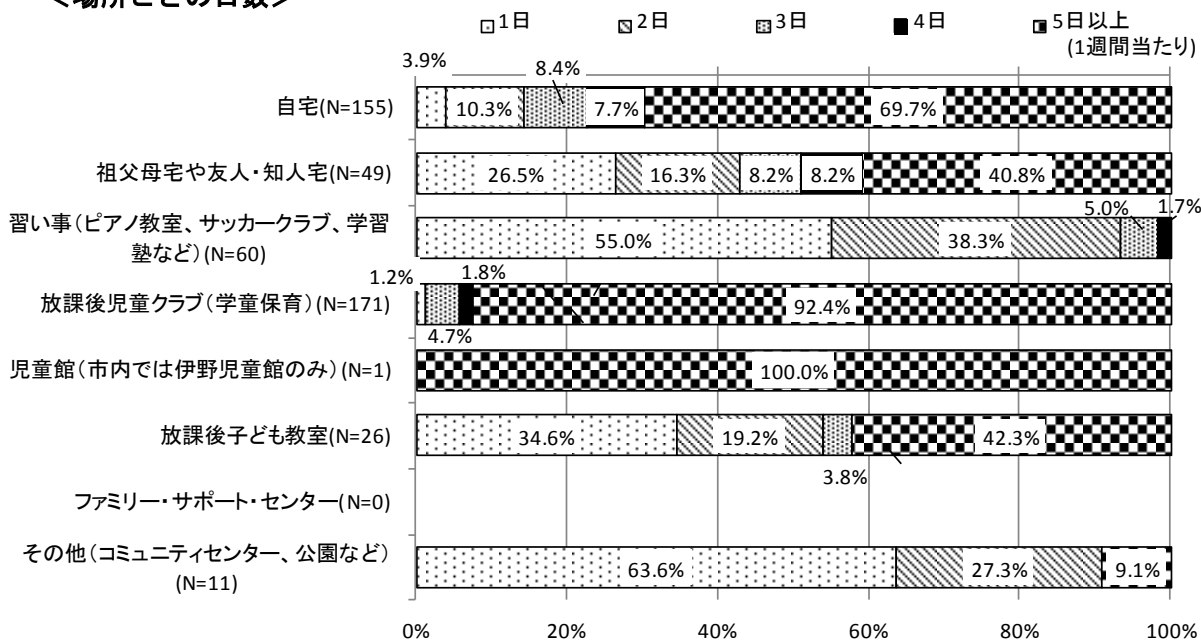
あて名のお子さんが4歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についておたずねします。

あて名のお子さんが4歳以上の方におたずねします。

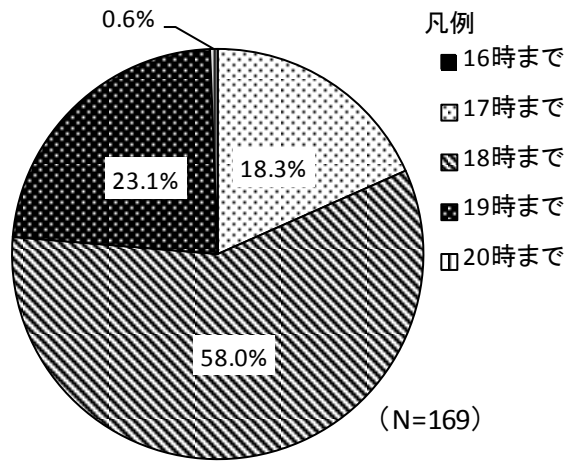
問21 あて名のお子さんについて、小学校1～3年生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）



<場所ごとの日数>



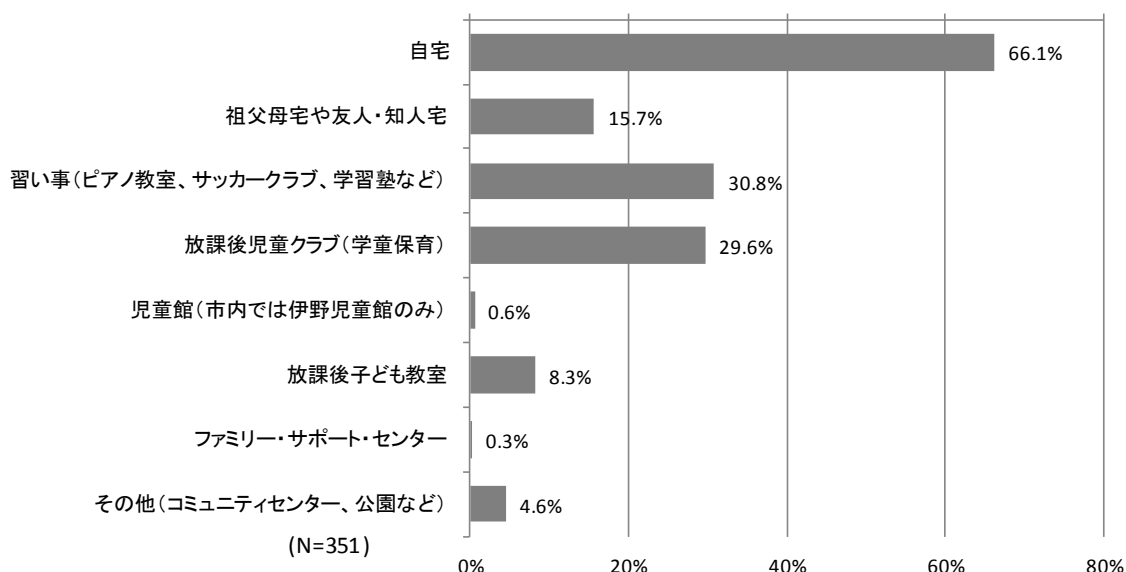
<放課後何時まで預けるか（放課後児童クラブ選択者のみ回答）>



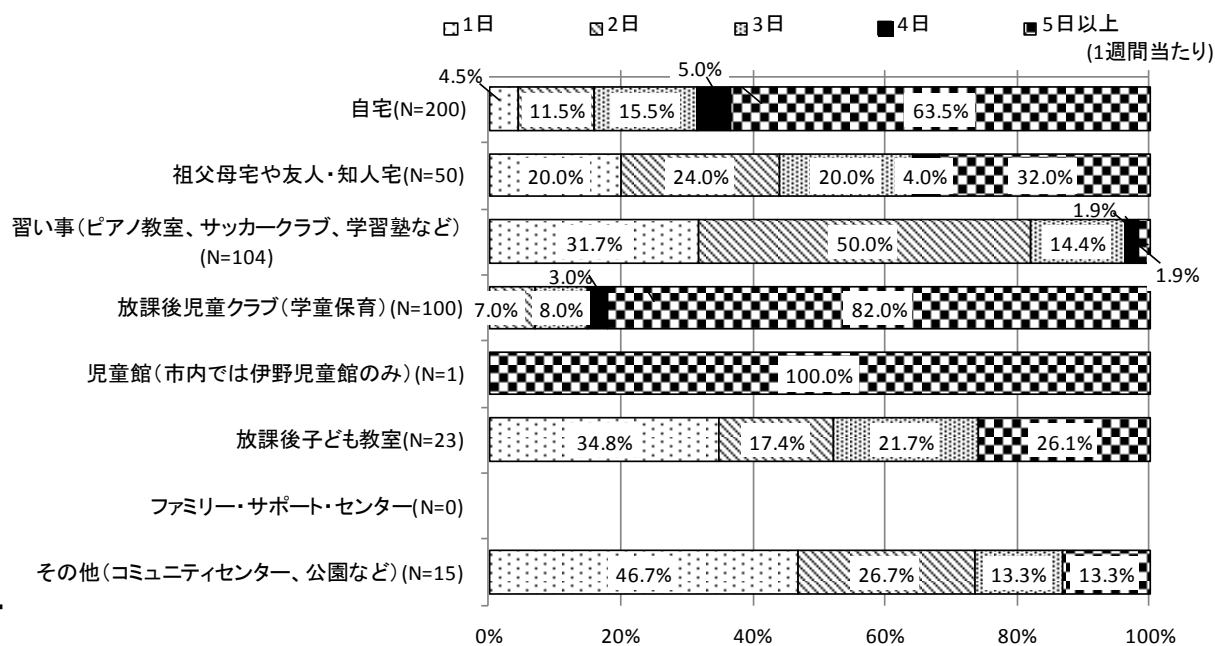
- 小学校 1～3 年生で放課後に過ごす場所の希望は、「放課後児童クラブ」49.3%、「自宅」47.7%。

あて名のお子さんが4歳以上の方におたずねします。

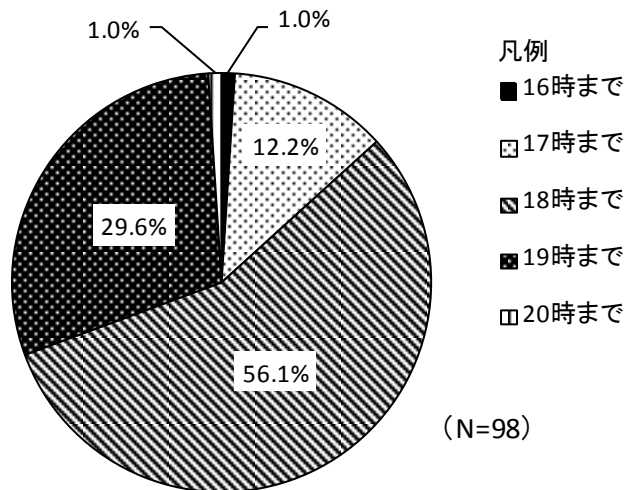
問 22 あて名のお子さんについて、小学校4～6年生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）



<場所ごとの日数>



＜放課後何時まで預けるか（放課後児童クラブ選択者のみ回答）＞

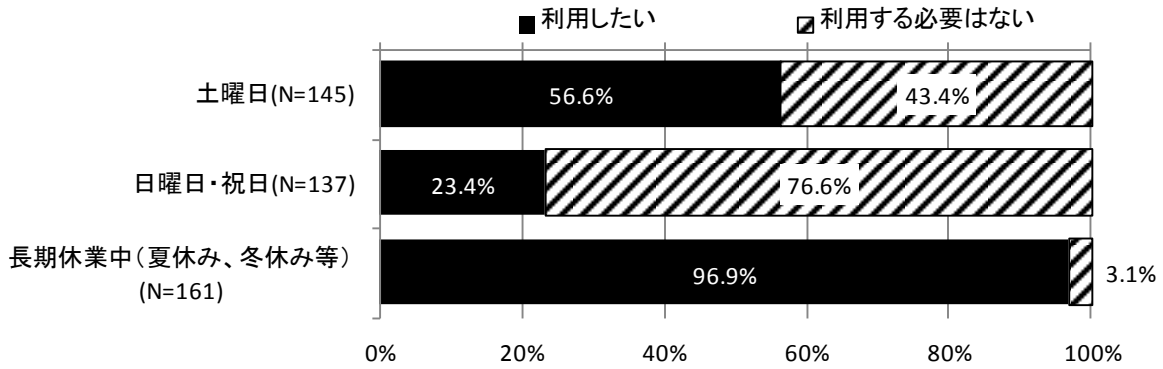


- 小学校 4～6 年生で放課後に過ごす場所の希望は、「放課後児童クラブ」29.6%、「自宅」66.1%。

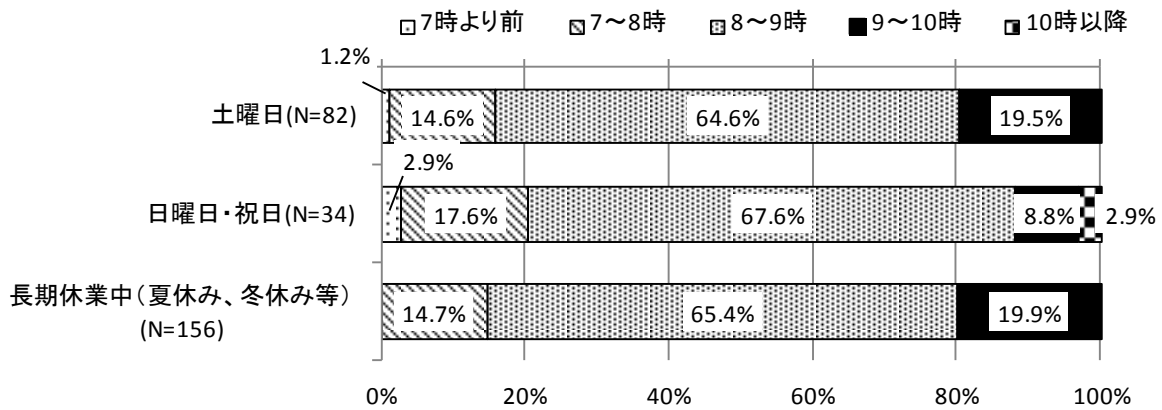
問 21 または問 22 で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した方におたずねします。

問 23 あて名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、長期休業中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

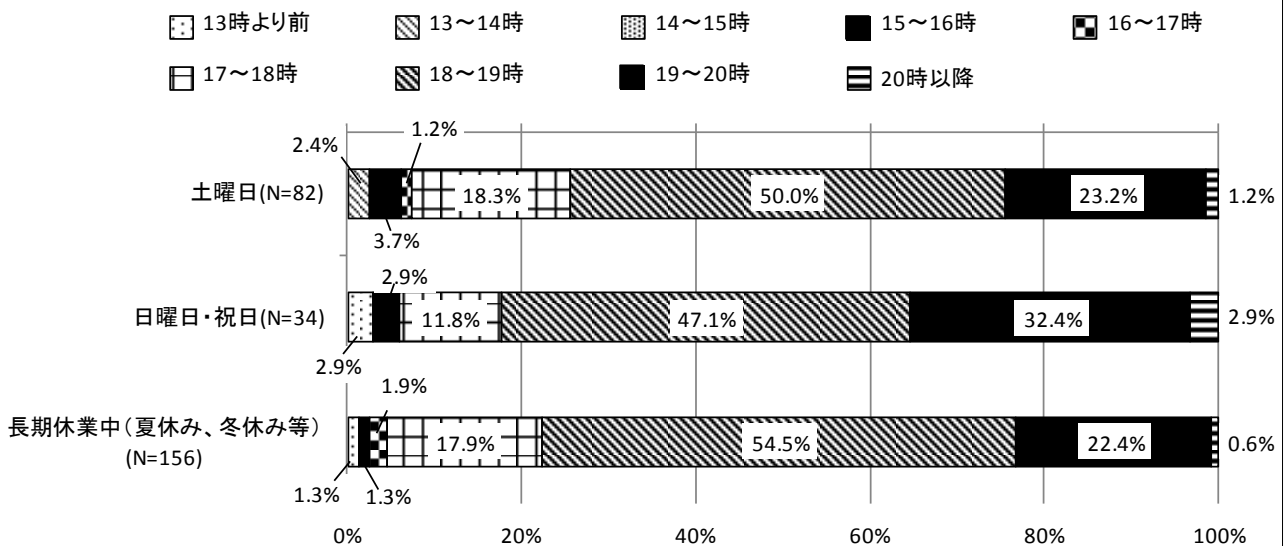
● 小学校 1～3 年生



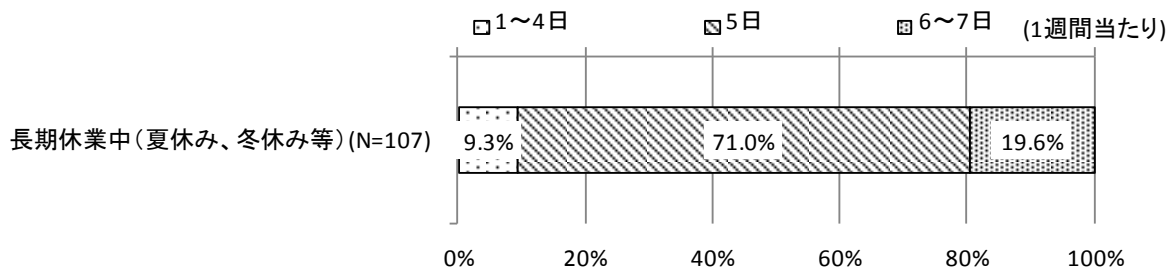
<利用したい場合の開始時刻>



<利用したい場合の終了時刻>

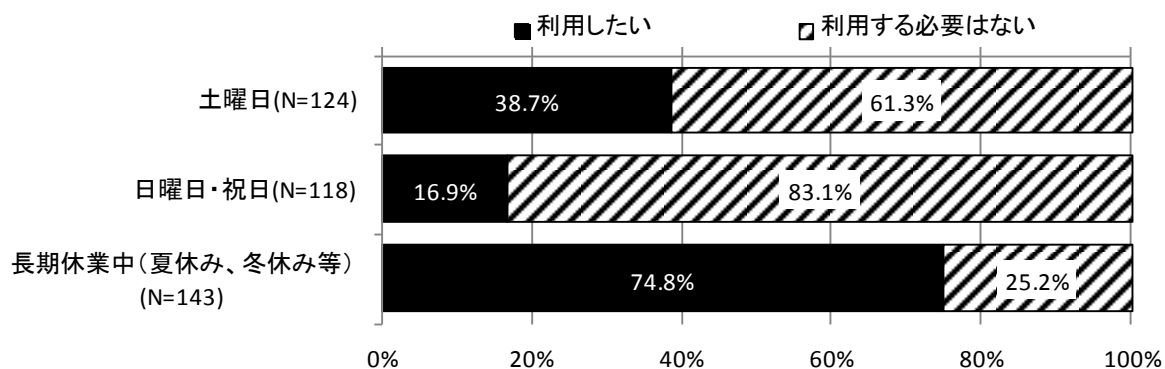


＜長期休業中に利用する場合の日数＞

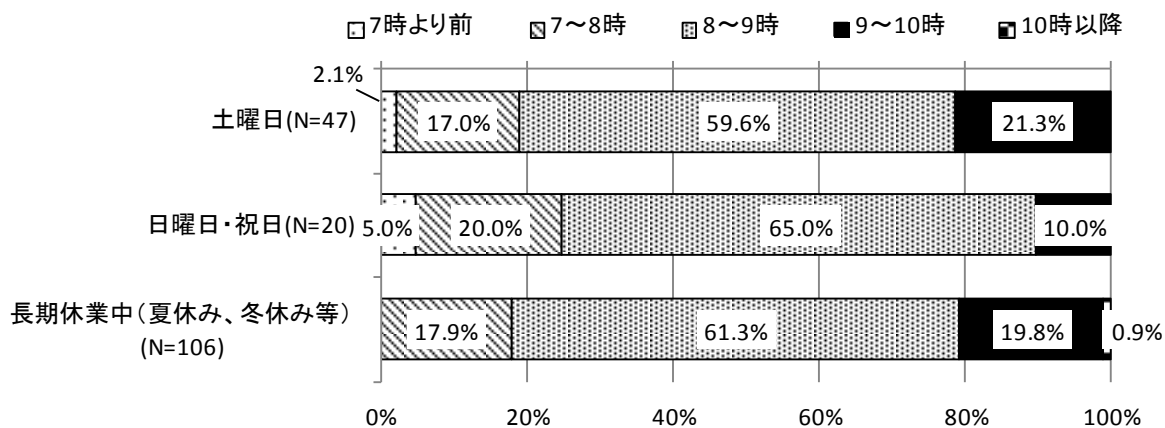


➤ 放課後児童クラブを利用したい小学校 1～3 年生のうち、「土曜日を利用したい」人は 56.6%、「日曜日・祝日を利用したい」人は 23.4%、「長期休業中に利用したい」人は 96.9%。

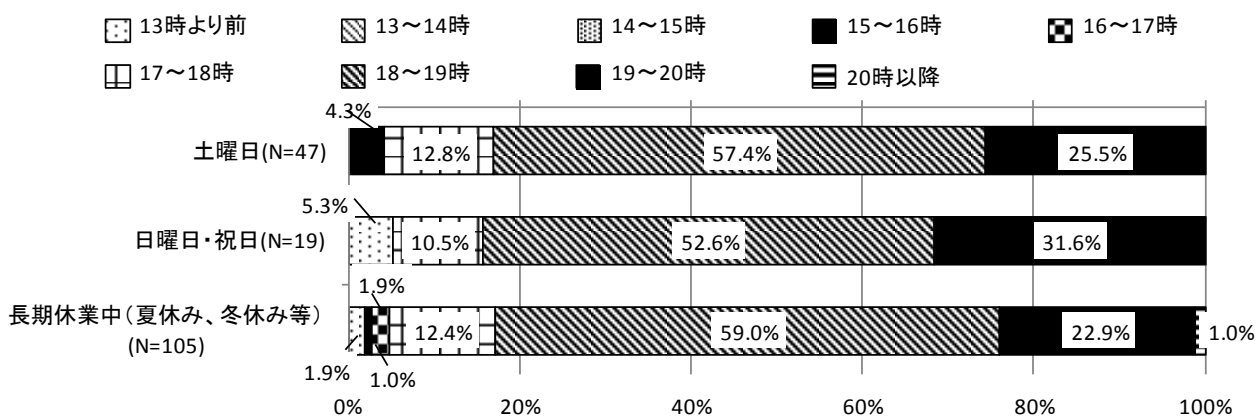
● 小学校 4～6 年生



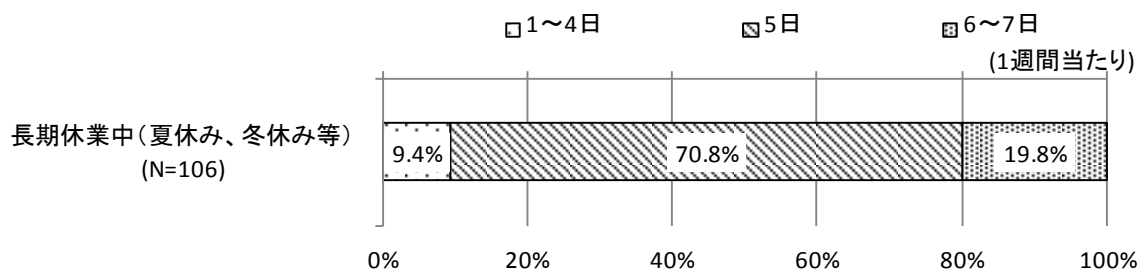
＜利用したい場合の開始時刻＞



＜利用したい場合の終了時刻＞



＜長期休業中に利用する場合の日数＞



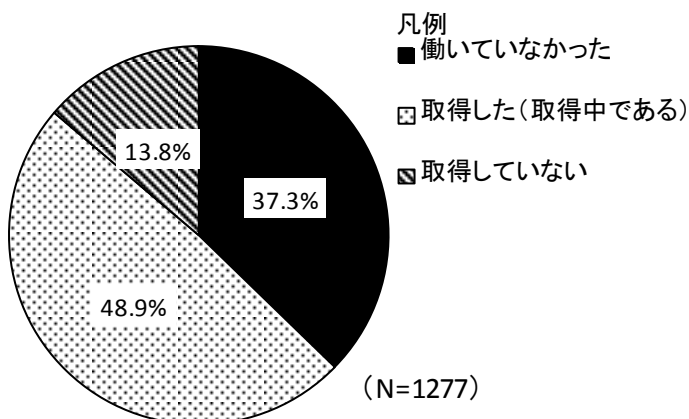
- ▶ 放課後児童クラブを利用したい小学校 4～6 年生のうち、「土曜日を利用したい」人は 38.7%、「日曜日・祝日を利用したい」人は 16.9%、「長期休業中に利用したい」人は 74.8%。

9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度等

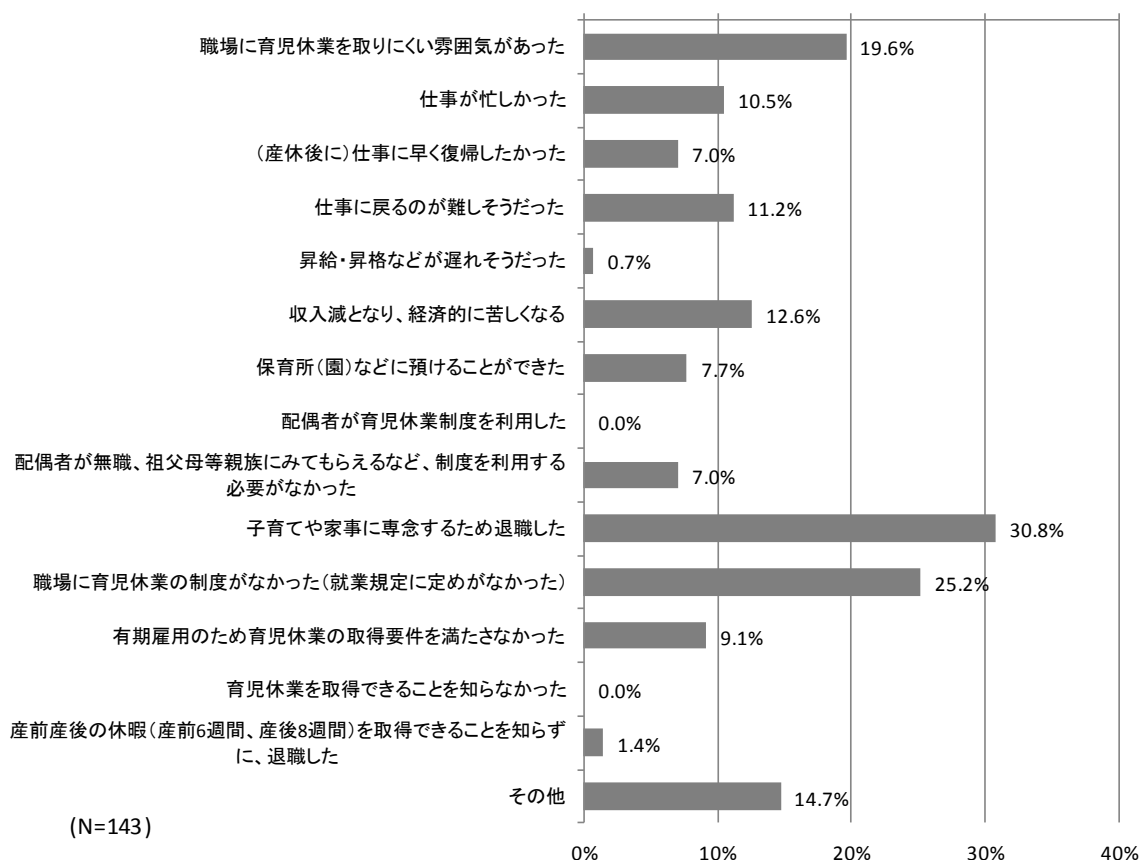
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についておたずねします。

問 24 あて名のお子さんが生まれた時、父母のどちらかが、または両方が育児休業を取得しましたか。

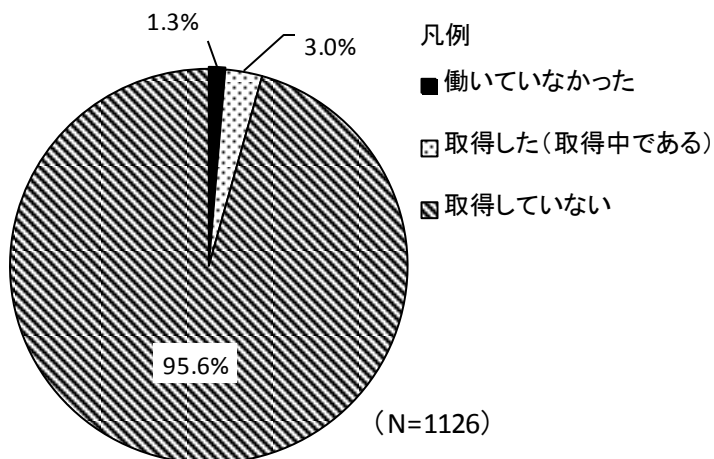
● 母親



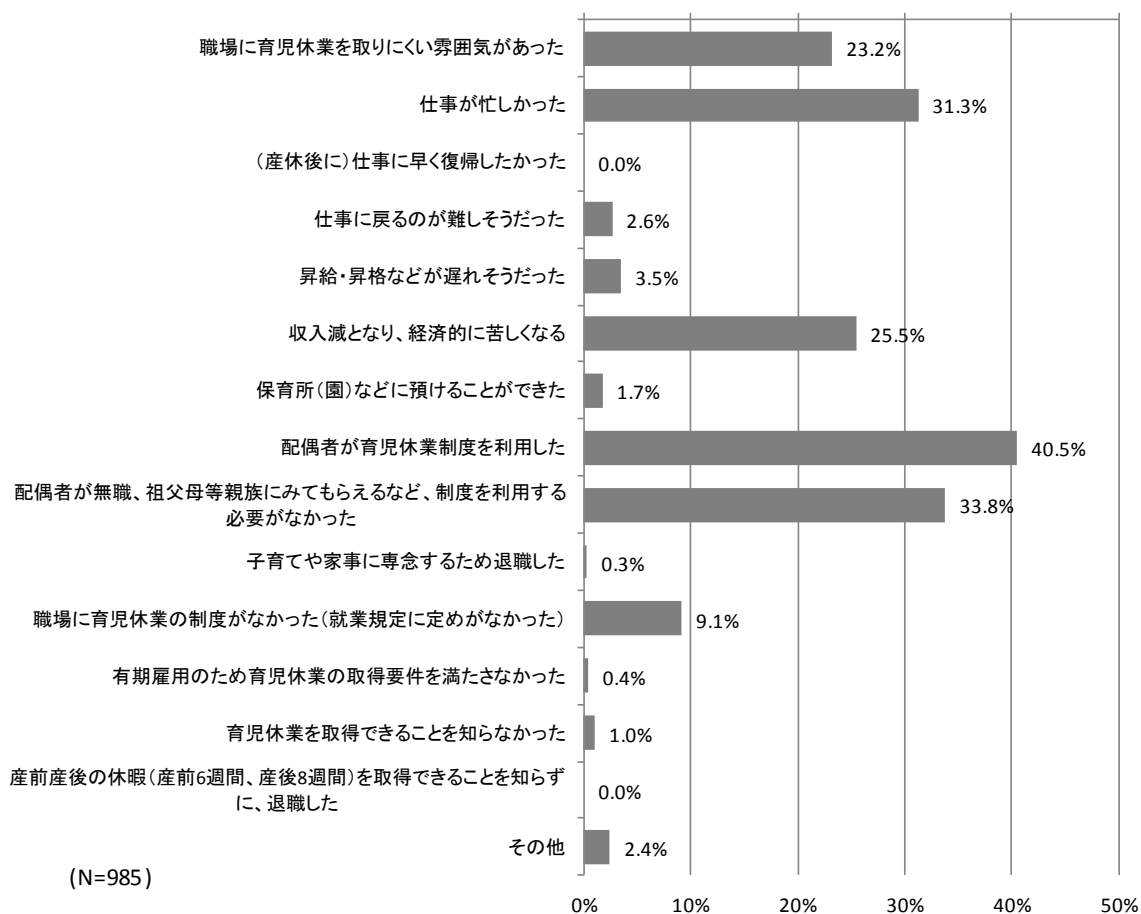
<取得していない理由>



● 父親



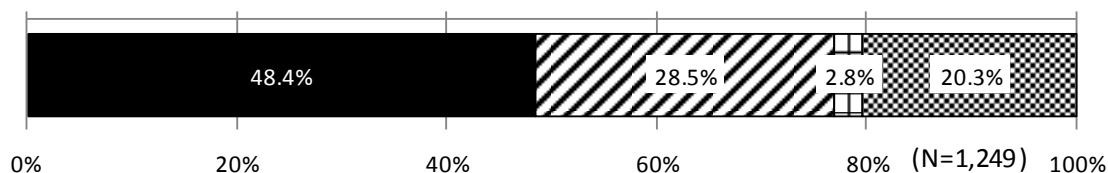
<取得していない理由>



➤ 育児休業を取得していない理由は、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」30.8%、「職場に育児休業の制度がなかった」25.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」19.6%。父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」40.5%、「制度を利用する必要がなかった」33.8%、「仕事が忙しかった」31.3%。

問 24-1 育児休業給付が支給される仕組みや、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがあります（法律で定められています）が、ご存じですか。

- 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
- ▣ 育児休業給付のみ知っていた
- 保険料免除のみ知っていた
- ▤ 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった



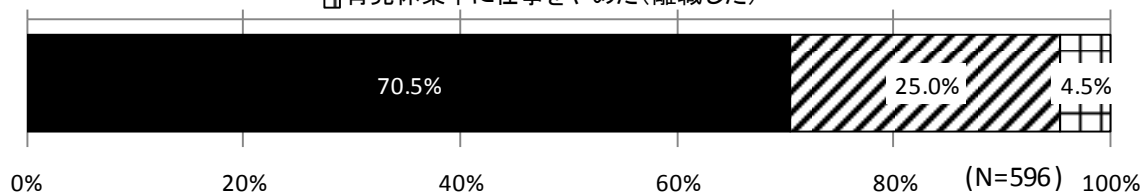
➤ 育児休業給付の仕組みを知っている人は 76.9%、保険料免除の仕組みを知っている人は 51.2%。

問 24 で「取得した（取得中である）」と回答した方におたずねします。

問 24-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

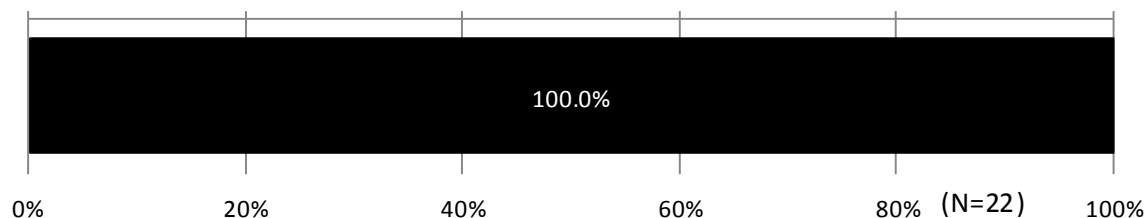
● 母親

- 育児休業取得後、職場に復帰した
- ▣ 現在も育児休業中である
- 育児休業中に仕事をやめた（離職した）



● 父親

- 育児休業取得後、職場に復帰した
- ▣ 現在も育児休業中である
- + 育児休業中に仕事をやめた（離職した）

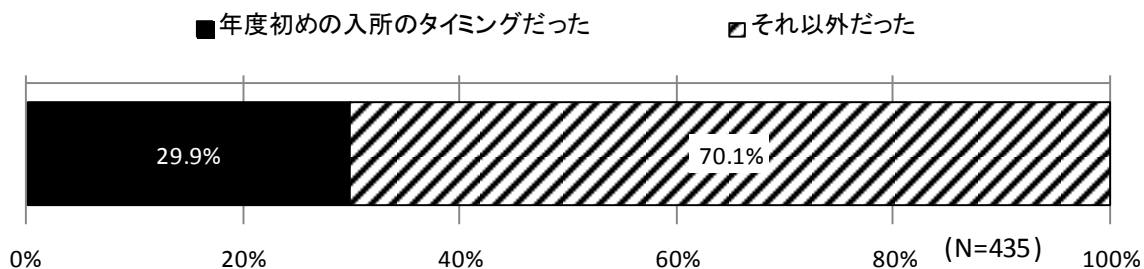


➤ 母親が育児休業取得後、「職場に復帰した」は 70.5%、「育児休業中に仕事をやめた」は 4.5%。

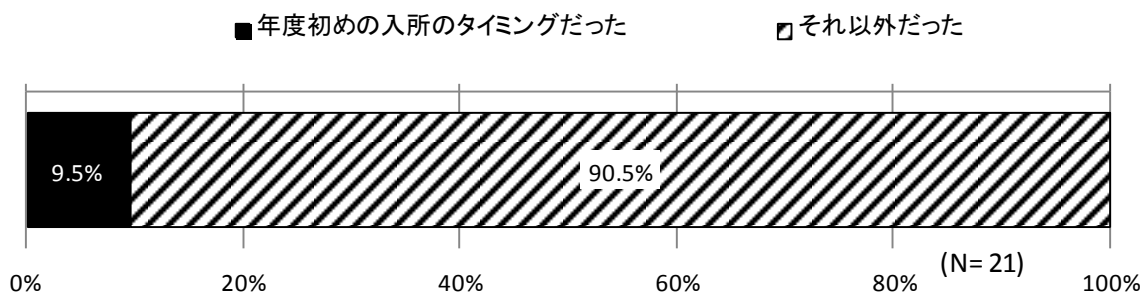
問 24-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。

問 24-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。
あるいはそれ以外でしたか。

● 母親



● 父親

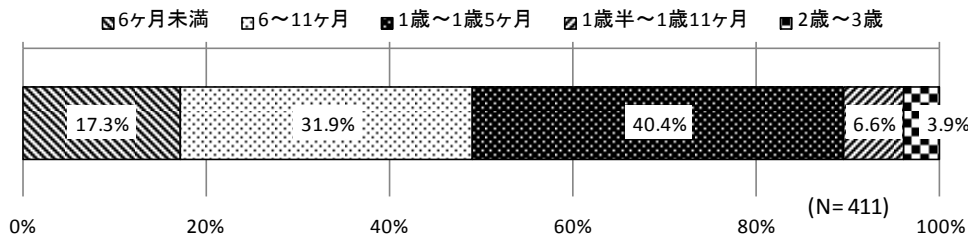


問 24-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。

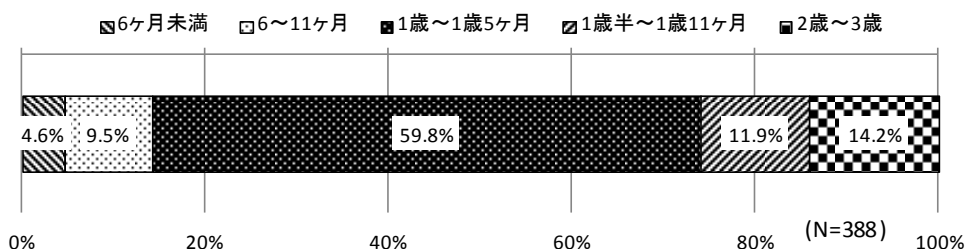
問 24-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

● 母親

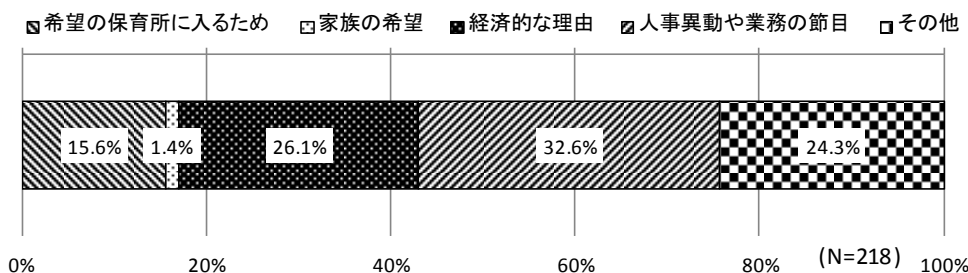
<実際の復帰時期>



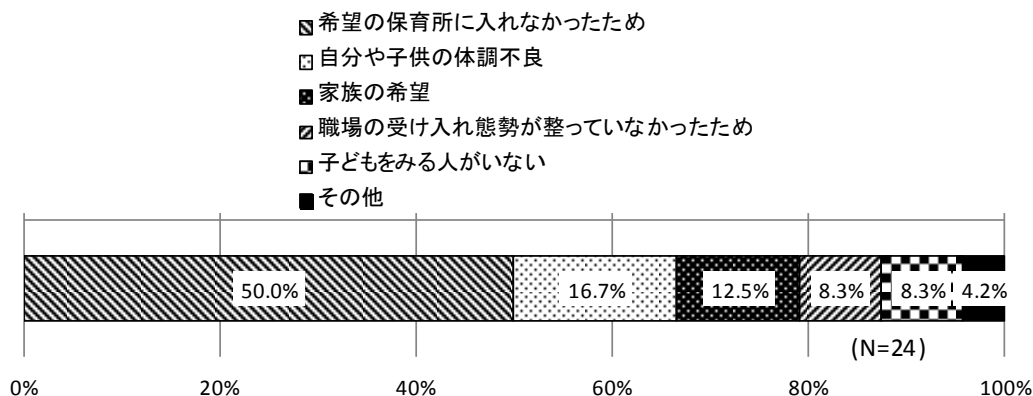
<希望の復帰時期>



<希望より早く復帰した理由>



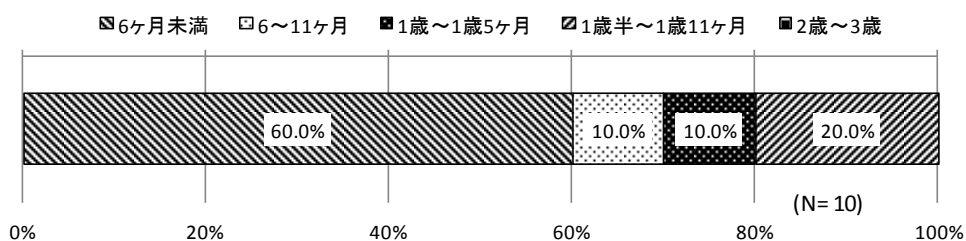
<希望より遅く復帰した理由>



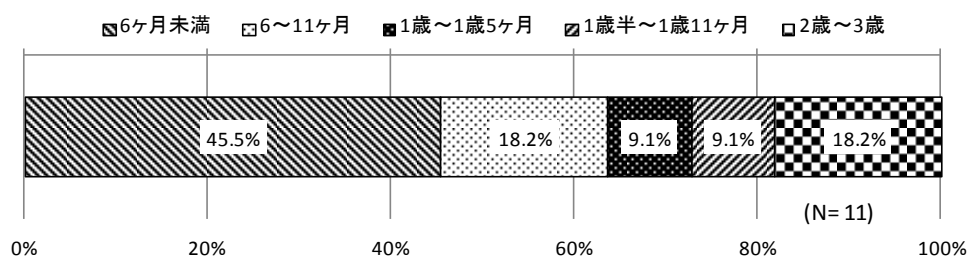
- 母親が育児休業から希望より早く復帰した理由は、「人事異動や業務の節目」32.6%、「経済的な理由」26.1%、「希望の保育所に入るため」15.6%。
- 母親が育児休業から希望より遅く復帰した理由は、「希望の保育所に入れなかったため」50.0%、「自分や子どもの体調不良」16.7%。

● 父親

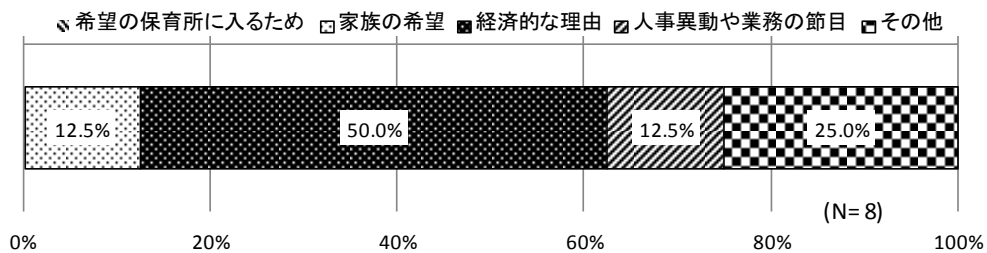
＜実際の復帰時期＞



＜希望の復帰時期＞



＜希望より早く復帰した理由＞



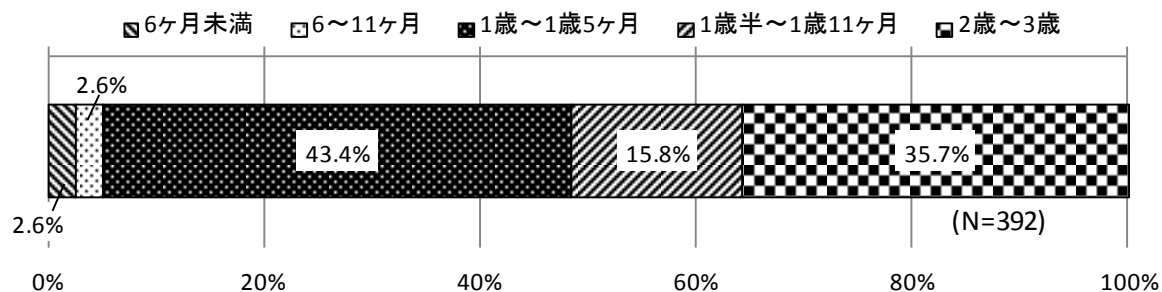
＜希望より遅く復帰した理由＞

回答者なし

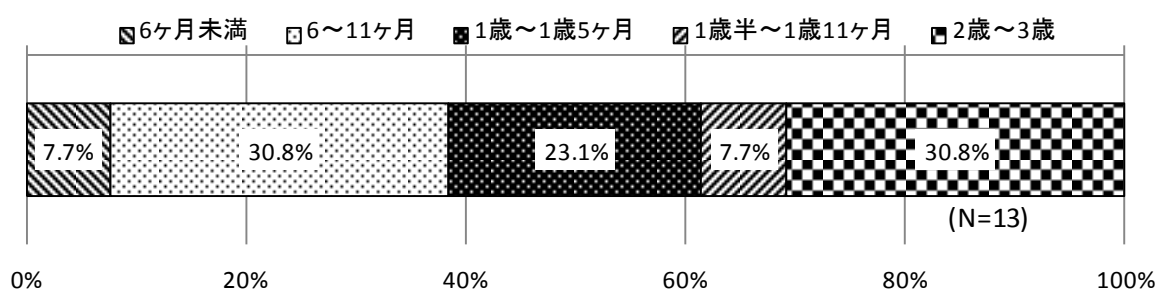
問 24-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。

問 24-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

● 母親



● 父親

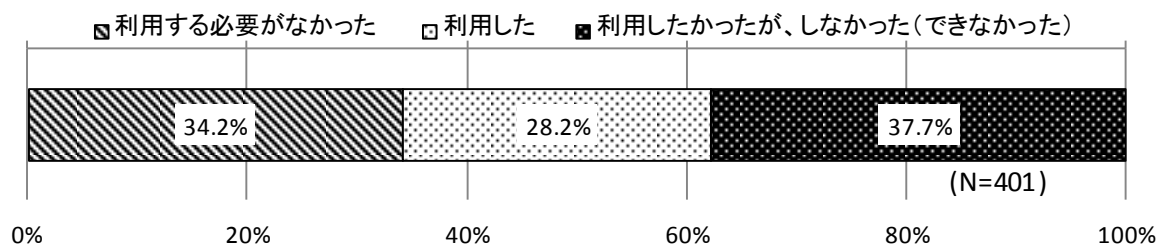


➤ 「育児休業取得後、職場に復帰した」人のうち、職場に制度があれば2歳～3歳まで育児休暇をとりたいと思うのは母親で35.7%、父親で30.8%。

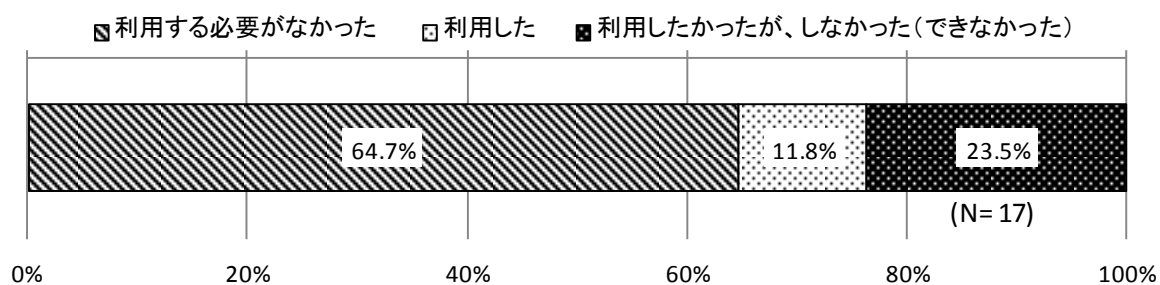
問 24-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。

問 24-6 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

● 母親



● 父親

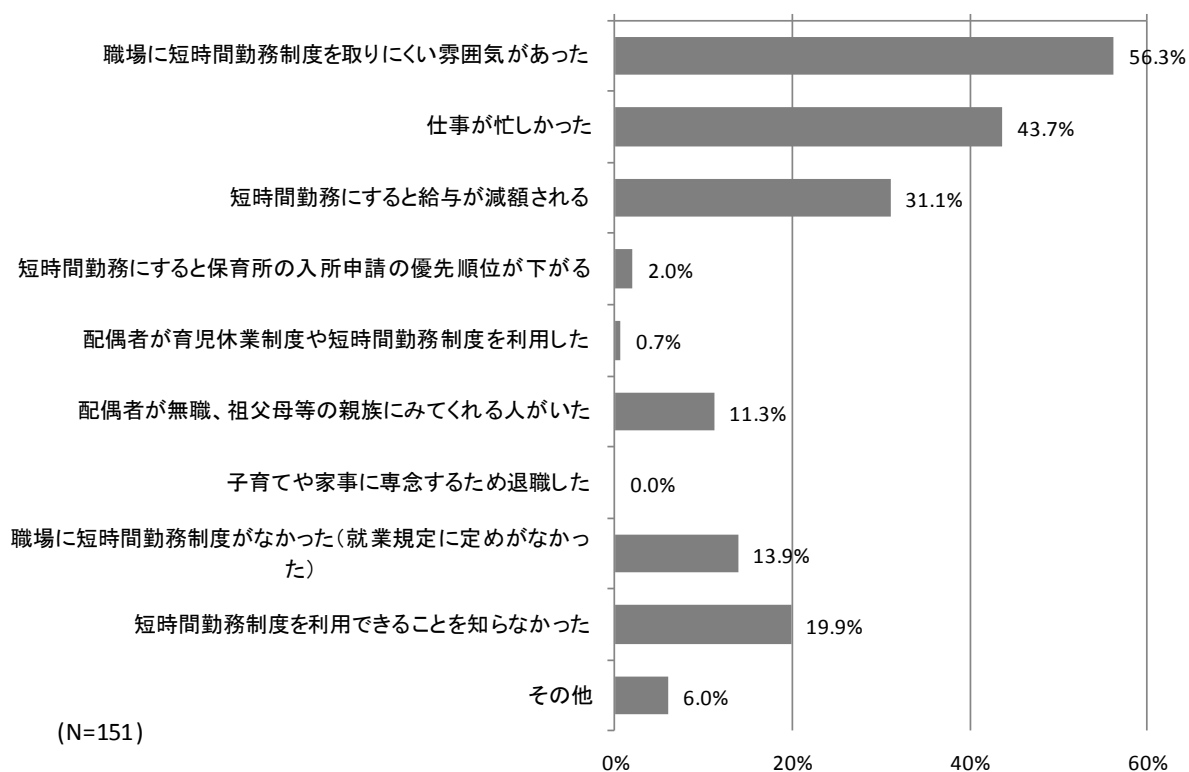


- 「育児休業取得後、職場に復帰した」人のうち、「短時間勤務制度」を利用した人は母親 28.2%、父親 11.8%。

問 24-6 で「利用したかったがしなかった（利用できなかった）」と回答した方におたずねします。

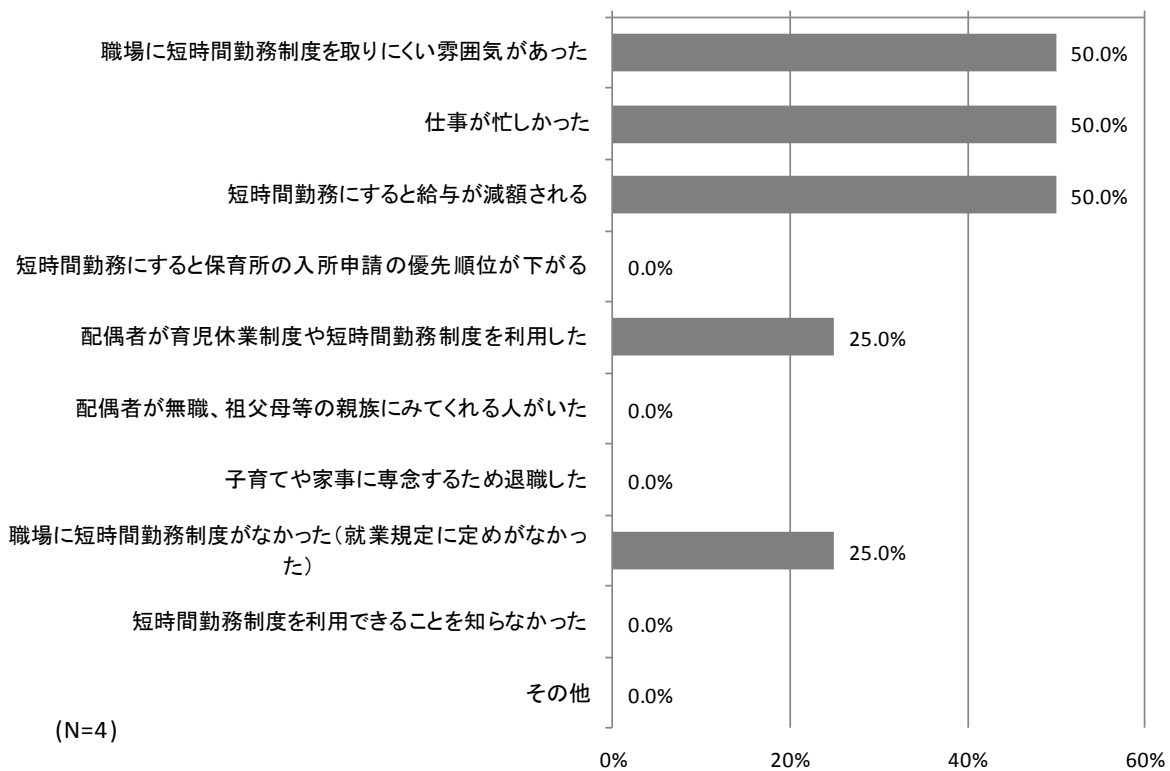
問 24-7 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。（複数回答可）

● 母親



- 短時間勤務制度を利用しなかった理由は、母親で「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」56.3%、「仕事が忙しかった」43.7%、「短時間勤務にすると給与が減額される」31.1%。

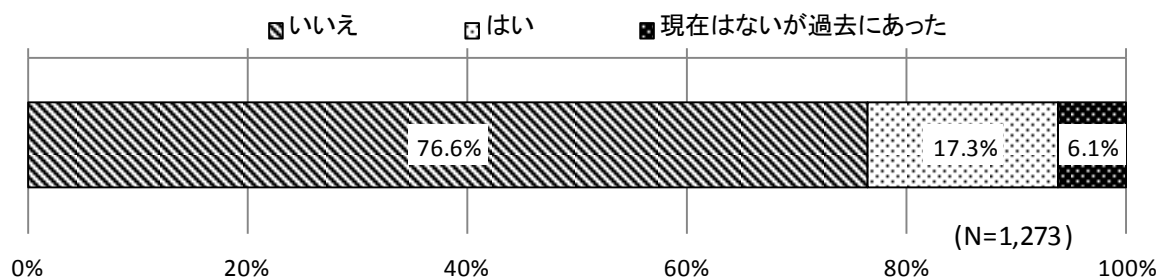
● 父親



10. 子どもの発達

あて名のお子さんの発達についておたずねします。

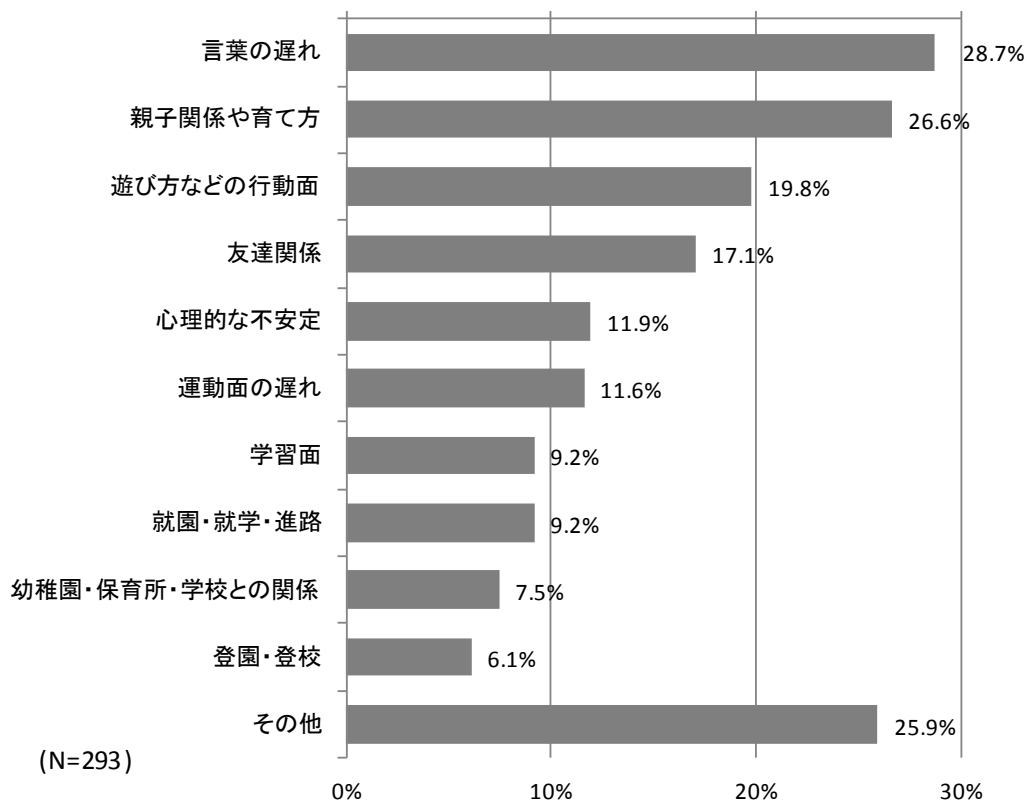
問 25 あなたは、あて名のお子さんの発達について悩みや心配なことがありますか（例：「集中できずじっとしてられない」、「言葉の遅れ」、「友達をつくるのが苦手」など）。



➤ 子どもの発達について悩みや心配なことがあった人は、過去も含めて23.4%。

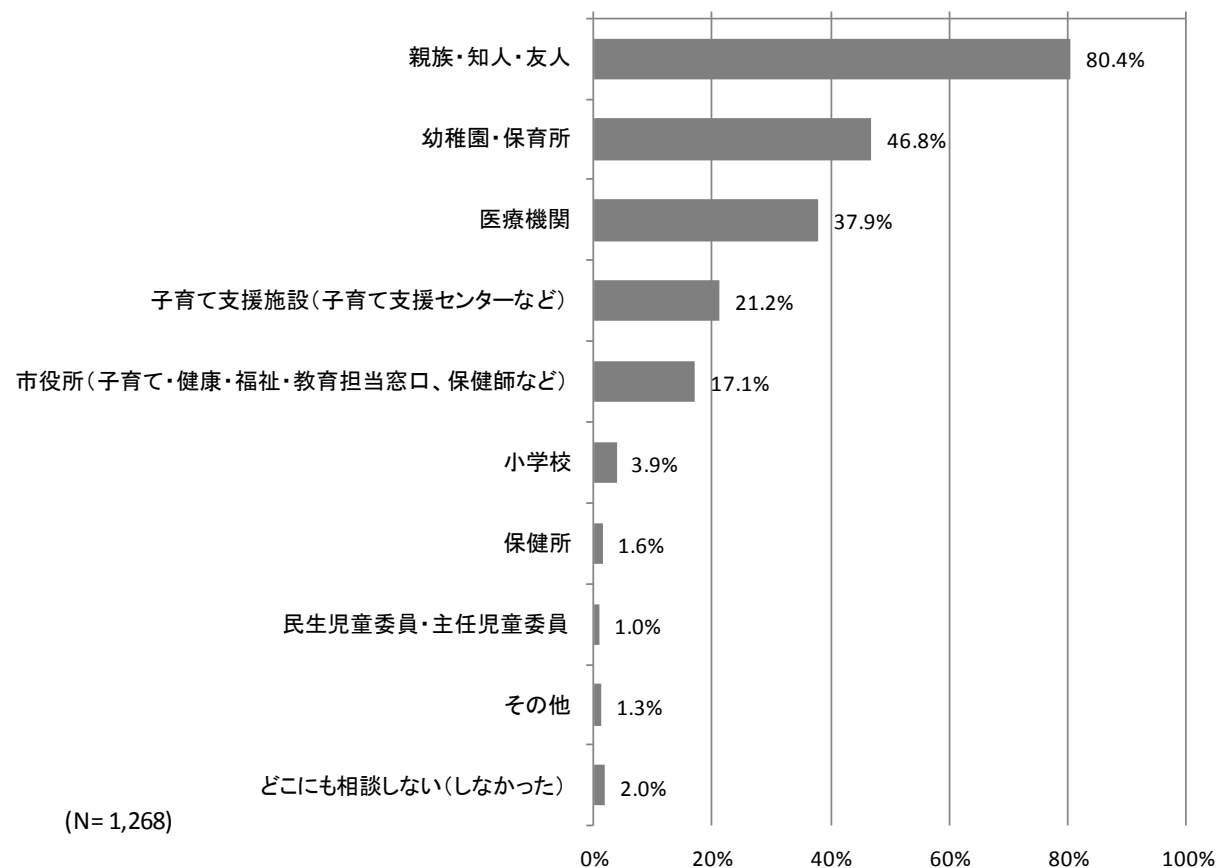
問 25 で「発達について悩みや心配なことがある」「過去にあった」と回答した方におたずねします。

問 25-1 どのような内容の悩みや心配ですか（でしたか）。（複数回答可）



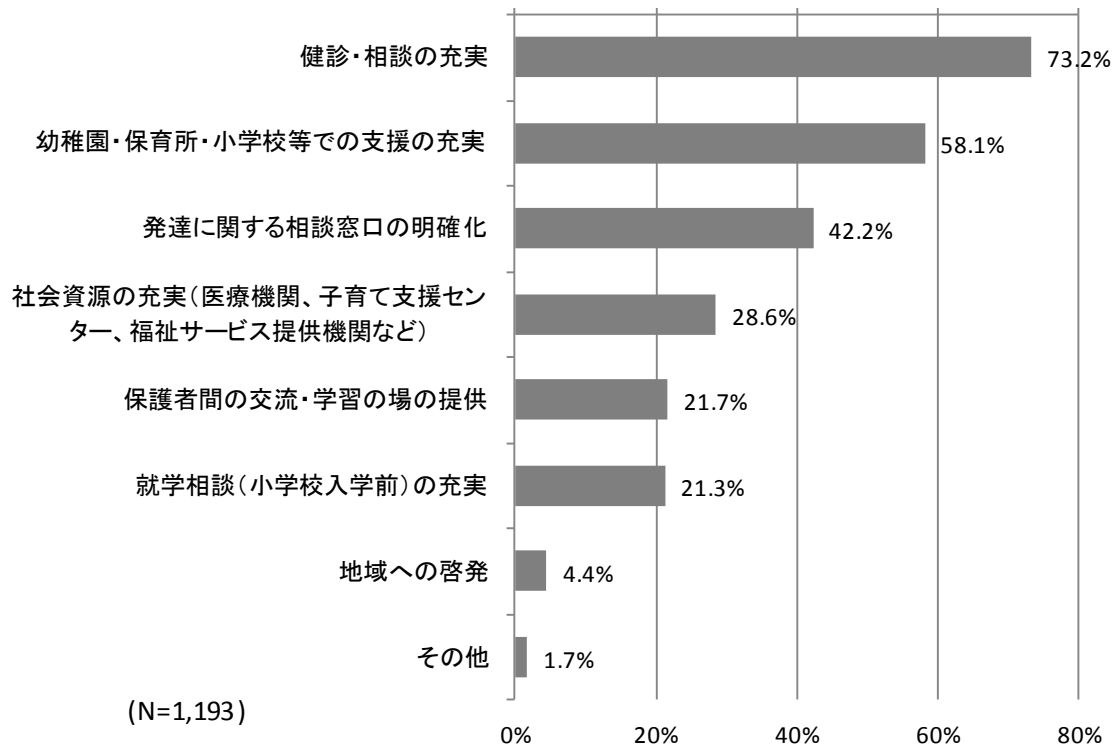
- ▶ 子どもの発達について悩みや心配なことがあった場合の内容は、「言葉の遅れ」28.7%、「親子関係や育て方」26.6%、「遊び方などの行動面」19.8%。

問 26 お子さんの発達について悩みや心配なことがある場合、あなたはどこに相談しますか（しましたか）。（複数回答可）



- 子どもの発達について悩みや心配なことがある場合の相談先は、「親族・知人・友人」80.4%、「幼稚園・保育所」46.8%、「医療機関」37.9%。

問 27 お子さんの発達を早期から支援していくために、どのようなことが必要だと思いますか。
(主なものを3つ回答)

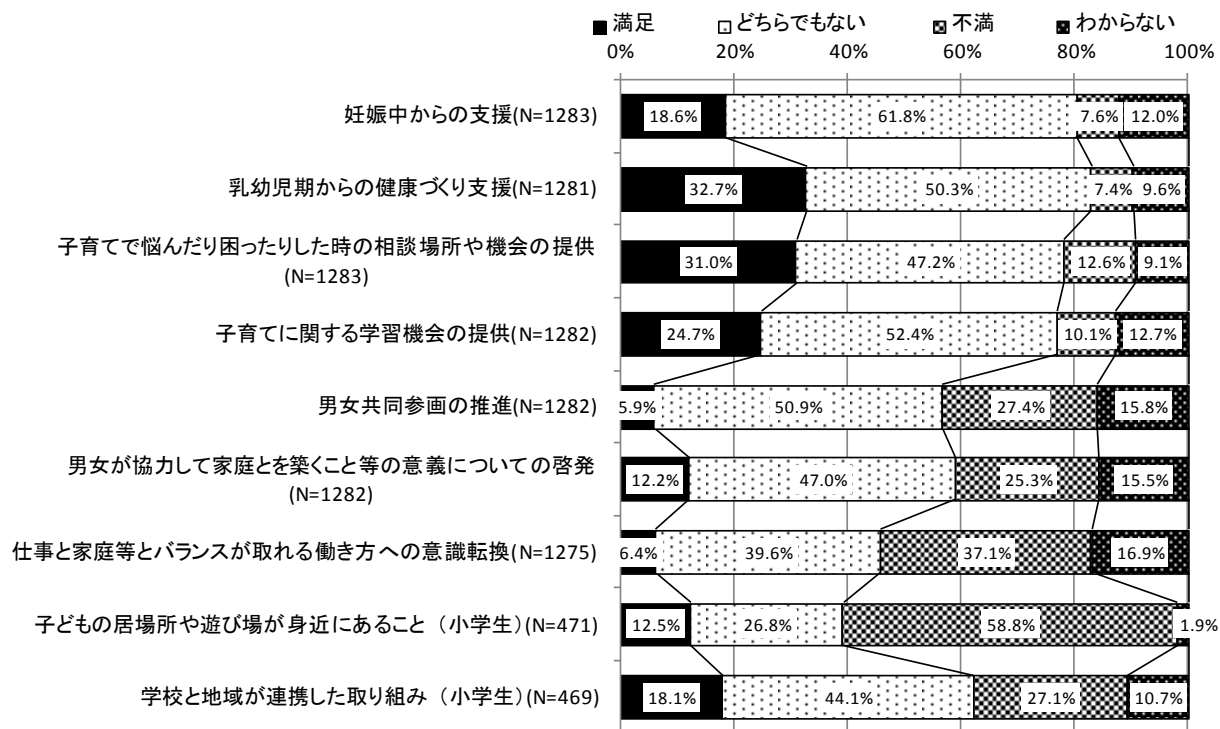


- 子どもの発達を早期から支援していくために必要なことは、「健診・相談の充実」73.2%、「幼稚園・保育所・小学校等での支援の充実」58.1%、「発達に関する相談窓口の明確化」42.2%。

11. 子育てに関する満足度と重要度

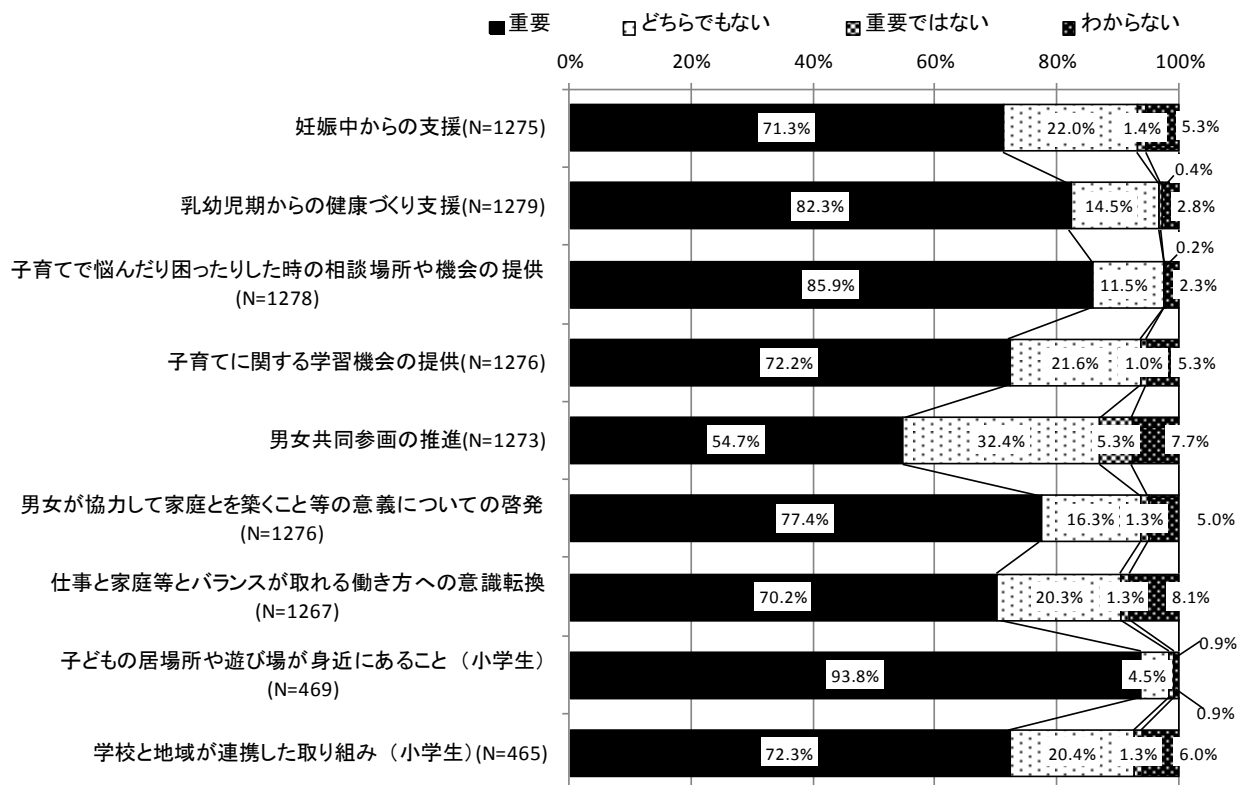
子育ての環境や支援への満足度と重要度についておたずねします。

● 満足度



- ▶ 満足度については、「乳幼児期からの健康づくり支援」の満足が32.7%、「子育てで悩んだり困ったりした時の相談場所や機会の提供」の満足が31.0%。「子どもの居場所や遊び場が身近にあること(小学生)」の不満が58.8%、「仕事と家庭等とバランスが取れる働き方への意識転換」の不満が37.1%。

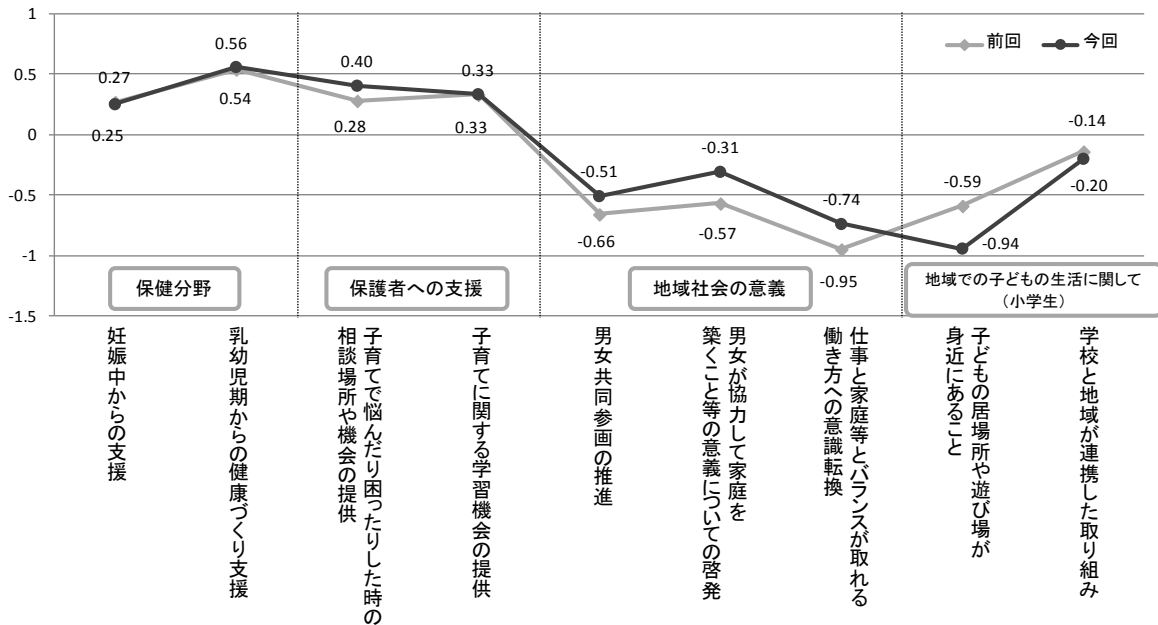
● 重要度



- 重要度については、「子どもの居場所や遊び場が身近にあること(小学生)」93.8%、「子育てで悩んだり困ったりした時の相談できる場所や機会の提供」85.9%。

【評価点】

● 満足度



評価点: 評価に「満足」2点、「どちらでもない」0点、「不満」-2点の評価点を与えその平均点を算出

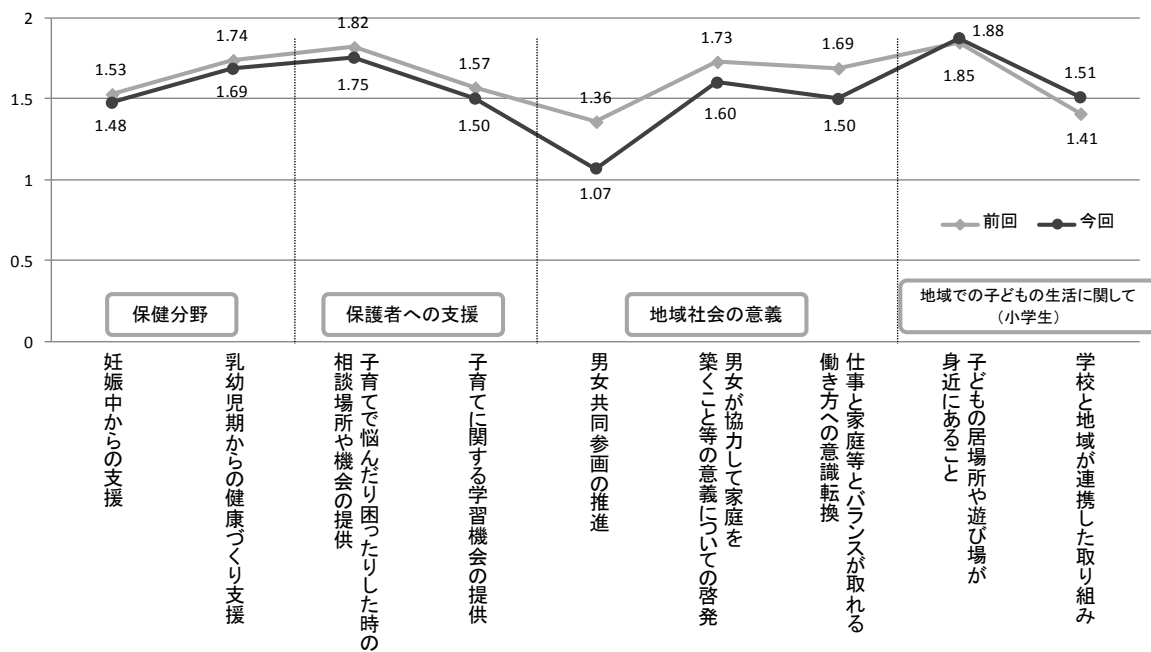
前回: 平成20年度の調査(子どもの居場所や遊び場が身近にあること、学校と地域が連携した取り組みについては就学児童調査結果参照)

今回: 子どもの居場所や遊び場が身近にあること、学校と地域が連携した取り組みについては小学生のきょうだいがいる世帯を対象

	H25回答者数	H20回答者数
妊娠中からの支援	1129	820
乳幼児期からの健康づくり支援	1158	864
子育てで悩んだり困ったりした時の相談場所や機会の提供	1166	827
子育てに関する学習機会の提供	1119	747
男女共同参画の推進	1079	716
男女が協力して家庭とを築くこと等の意義についての啓発	1083	763
仕事と家庭等とバランスが取れる働き方への意識転換	1059	730
子どもの居場所や遊び場が身近にあること (小学生)	462	531
学校と地域が連携した取り組み (小学生)	419	443

- ▶ 前回調査に比べ、「保護者への支援」と「地域社会の意義」の項目でポイントが上昇、一方「地域での子どもの生活に関して (小学生)」の項目はポイントが低下。

● 重要度



評価点：評価に「満足」2点、「どちらでもない」0点、「不満」-2点の評価点を与えその平均点を算出

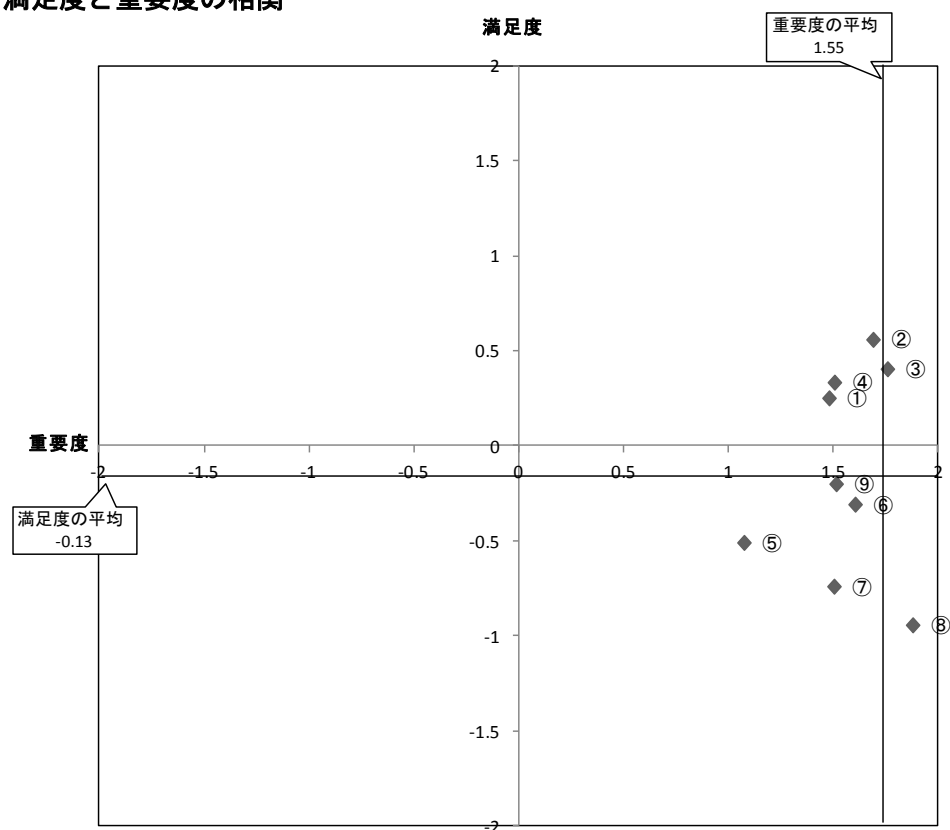
前回：平成20年度の調査（子どもの居場所や遊び場が身近にあること、学校と地域が連携した取り組みについては就学児童調査結果参照）

今回：子どもの居場所や遊び場が身近にあること、学校と地域が連携した取り組みについては小学生のきょうだいがいる世帯を対象

	H25回答者数	H20回答者数
妊娠中からの支援	1207	897
乳幼児期からの健康づくり支援	1243	941
子育てで悩んだり困ったりした時の相談場所や機会の提供	1248	951
子育てに関する学習機会の提供	1209	882
男女共同参画の推進	1175	884
男女が協力して家庭とを築くこと等の意義についての啓発	1212	911
仕事と家庭等とバランスが取れる働き方への意識転換	1164	885
子どもの居場所や遊び場が身近にあること (小学生)	465	555
学校と地域が連携した取り組み (小学生)	437	521

- ▶ 前回調査に比べ、「地域での子どもの生活に関して（小学生）」の項目でポイントが上昇、その他の項目はポイントが低下。

● 満足度と重要度の相関



- ① 妊娠中からの支援【維持】
- ② 乳幼児期からの健康づくり支援【維持】
- ③ 子育てで悩んだり困ったりした時の相談場所や機会の提供【重点維持】
- ④ 子育てに関する学習機会の提供【維持】
- ⑤ 男女共同参画の推進【注意】
- ⑥ 男女が協力して家庭を築くこと等の意義についての啓発【注意】
- ⑦ 仕事と家庭等とバランスが取れる働き方への意識転換【注意】
- ⑧ 子どもの居場所や遊び場が身近にあること（小学生）【重要改善】
- ⑨ 学校と地域が連携した取り組み（小学生）【注意】

※維持：「満足度が平均以上」かつ「重要度が平均未満」

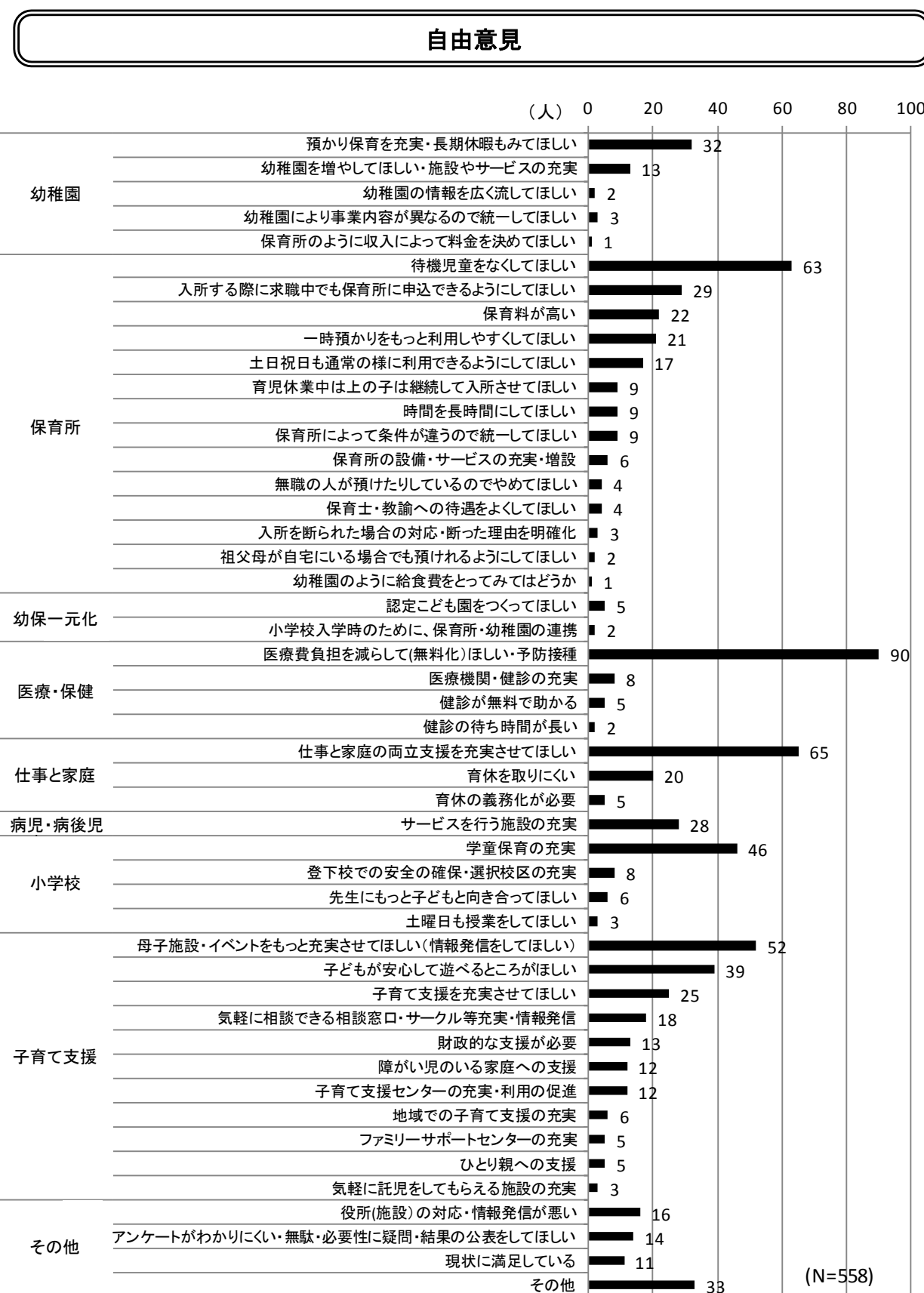
重点維持：「満足度が平均以上」かつ「重要度が平均以上」

注意：「満足度が平均未満」かつ「重要度が平均未満」

重要改善：「満足度が平均未満」かつ「重要度が平均以上」

- 満足度と重要度の相関をみると、「⑧子どもの居場所や遊び場が身近にあること（小学生）」の項目が、満足度が低く重要度が高い位置に分布しており、重要改善項目となる。

12. 自由意見



出雲市子ども・子育て会議

I 出雲市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年出雲市条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成 17 年出雲市条例第 36 号)の規定を適用する。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 出雲市子ども・子育て会議規則

(平成 25 年出雲市規則第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市子ども・子育て会議条例(平成 25 年出雲市条例第 33 号)第 10 条の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議は、前項ただし書の規定により非公開とした場合を除き、傍聴することができる。

(傍聴人)

第 4 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場(以下「会議場」という。)の規模に応じ調整する。

(傍聴の手續)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入のうえ、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第 2 項で規定する定員を超えるときは、くじで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第 6 条 傍聴人は、会長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(会議録)

第 7 条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の規定により非公開としたときは、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、会長の許可を得なければならない。

3 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(関係者の出席)

第 10 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

Ⅲ 出雲市子ども・子育て会議委員・専門委員

1. 出雲市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	組織・役職等	氏名	備考
会長	島根大学副学長	肥後 功一	
副会長	島根県立大学出雲キャンパス教授	齋藤 茂子	
委員	島根大学教育学部教授	原 広治	
	出雲市議会副議長、文教厚生委員会委員	福代 秀洋	
	出雲市議会議員、文教厚生委員会委員長	板倉 明弘	
	出雲市認可保育所（園）保護者会連合会会長	神田 敦也	～H26. 3. 31
		野々村 学	H26. 4. 1～
	出雲市幼稚園PTA連合会会長	飯塚 哲郎	～H26. 6. 5
		井上 公博	H26. 6. 6～
	出雲市PTA連合会会長	土江 優	
	出雲小児科医会会長	羽根田紀幸	
	出雲市自治会連合会会長	秦 久光	～H26. 5. 29
	出雲市自治会連合会副会長	村田 實	H26. 5. 30～
	出雲商工会議所専務理事	福間 泰正	
	連合島根出雲・雲南地域協議会出雲地区会議議長	矢田 和則	～H25. 12. 21
		高橋 良介	H25. 12. 22～
	出雲市要保護児童対策地域協議会会長	堀江 正俊	
	出雲市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表	布野 和弘	
	出雲市小学校長会副会長	矢田 功	～H26. 3. 31
		山岡 清志	H26. 4. 1～
	出雲市子育てサポーター連絡協議会会長	廣戸 悦子	
	出雲市男女共同参画推進委員会委員	高橋 悦子	
出雲市認可保育所（園）理事長会会長	原 成充		
出雲市保育協議会会長	西 郁郎		
出雲市児童クラブ運営委員会委員長会会長	吾郷 弘司		

2. 出雲市子ども・子育て会議専門委員名簿

(順不同 敬称略)

氏名	組織・役職等
【幼稚園・保育所課題等検討部会】	
長島 一枝	北陵幼稚園園長
佐野 洋子	出雲市幼稚園長会会長
田口 晴美	出雲市保育協議会保育士部会会長
【社会養護検討部会】	
古川 泰道	出雲市保育協議会副会長
山本 尚樹	出雲児童相談所調整監
【発達支援検討部会】	
及川 馨	出雲医師会学校医部会会長
岸 和子	島根大学医学部附属病院子どものこころ診療部部長
山崎 彰子	中央保育所幼稚園園長
江角 美枝	直江保育所所長
長光 悦子	出東小学校教頭
藤原 美保	島根県立出雲養護学校特別支援教育コーディネーター
名越 真理子	出雲市障がい者自立支援協議会障がい児支援部会部会長
福田 明美	島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長
太田 澄子	島根県出雲保健所健康増進課課長

いきいきこどもプラン

～出雲市子ども・子育て支援事業計画～

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：出雲市

〒693-8530

島根県出雲市今市町 70

電話：0853-21-2211